

令和 5 年

第 1 回 東峰村議会定例会会議録

開会：令和 5 年 3 月 9 日

閉会：令和 5 年 3 月 14 日

福岡県東峰村議会

令和5年 第1回東峰村議会定例会

招 集 年 月 日	令和5年3月9日開議	
招 集 の 場 所	東峰村役場議場	
開会日時及び宣告	令和5年3月9日	9時30分
	議 長 伊藤 均	
閉会日時及び宣告	令和5年3月14日	11時23分
	議 長 伊藤 均	

員議招庀

議席番号	議 員 名	出欠	議席番号	議 員 名	出欠
1 番	和 田 将 幸	○	2 番	樋 口 朗	○
3 番	佐々木 孝	○	4 番	高 倉 美紀恵	○
5 番	梶 原 伯 夫	○	6 番	高 橋 弘 展	○
7 番	大 蔵 久 徳	○	8 番	佐々木 紀 嘉	欠
9 番	黒 川 隆 康	○	1 0 番	伊 藤 均	○

不応招議員

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
	なし		

出席議員

9名

欠席議員

8 番 佐々木紀嘉議員

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため

会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	眞 田 秀 樹	副 村 長	菅 義 範
教 育 長	縄 田 淳 一		
総務企画課長	城 辰 也	ふるさと推進課長	岩 橋 一 成
農林建設課長	白 井 耕 平	災害対策室長	樋 口 修 一
住民福祉課長	國 松 直 美	教育課長	室 井 紀代子

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	岩 橋 俊 典		

村長提出議案の題目

議案第 1 号	東峰村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
議案第 2 号	東峰村行政不服審査会条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 号	東峰村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号	東峰村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号	東峰村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号	東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号	東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 号	公益法人等への東峰村職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 号	東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 0 号	東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 1 号	東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 2 号	東峰村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 3 号	東峰村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 4 号	東峰村職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定につ

	いて
議案第 1 5 号	令和 4 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 6 号）について
議案第 1 6 号	令和 5 年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
議案第 1 7 号	令和 5 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
議案第 1 8 号	令和 5 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
議案第 1 9 号	令和 5 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について
同意第 1 号	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について
同意第 2 号	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 2 1 条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則 1 2 5 条）

5 番 梶原伯夫議員 6 番 高橋弘展議員

第 1 回 東峰村議会定例会会議録

令和 5 年 3 月 9 日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和 5 年 第 1 回東峰村議会定例会議事日程

令和 5 年 3 月 9 日開議

開会宣言

議事日程報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案上程報告

日程第 4 村長のあいさつ及び提案理由の説明

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第 1 号 東峰村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第 7 議案第 2 号 東峰村行政不服審査会条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 3 号 東峰村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 4 号 東峰村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 5 号 東峰村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第 6 号 東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 議案第 7 号 東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 13 議案第 8 号 公益法人等への東峰村職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 9 号 東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 10 号 東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 11 号 東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 12 号 東峰村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 13 号 東峰村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 14 号 東峰村職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 15 号 令和 4 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 6 号）について
- 日程第 21 議案第 16 号 令和 5 年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
- 日程第 22 議案第 17 号 令和 5 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 23 議案第 18 号 令和 5 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 24 議案第 19 号 令和 5 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 25 同意第 1 号 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任に

ついて

日程第 26 同意第 2 号 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任に
ついて

開 会	
議 長	おはようございます。 ただ今の出席議員数は、9名です。 定足数に達していますので、令和5年第1回東峰村議会定例会を開会します。 (9時30分)
開 議	
議 長	本会議に先立ち、議長の諸般報告を行います。 報告は、お手元に配布しております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきたいと思います。 それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。
日程第1	
議 長	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番 梶原伯夫議員、6番 高橋弘展議員を指名いたします。
日程第2	
議 長	日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。 議会運営委員長に、議会運営委員会の報告を求めます。 9番 黒川隆康議員
9 番	今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。 本日招集に係る令和5年第1回東峰村議会定例会の運営につきましては、去る2月27日に議会運営委員会を開催しました。 まず、議案につきましては、条例の制定が1件、条例の一部改正が12件、条例の廃止が1件、令和4年度一般会計の補正予算が1件、令和5年度一般会計・特別会計の当初予算が4件、同意案件が2件、合計21件の議案が予定されています。 会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日9日から16日までの8日間と決定いたしました。 会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。 まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告順に6名の議員の一般質問を予定いたしております。 当初予算については、予算審査特別委員会を設置・付託し、審議をしたいと思います。 最終日に、議案の審議、質疑、討論、採決を予定いたしております。 以上、簡単であります。議会運営委員会の協議の概要であります。 本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。報告といたします。
議 長	ただ今、議会運営委員長より報告がありました。 本定例会の会期は、本日9日から16日までの8日間といたしたいと思います。 お諮りいたします。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、会期は、3月9日から3月16日までの8日間と決定をいたしました。
日程第3	
議 長	日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 (事務局長議案上程報告)

議 長	事務局長より議案の上程報告が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 村長
村 長	皆さん、改めましておはようございます。 本日ここに令和5年第1回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。 また、日頃から村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につきご尽力をいただき深く感謝申し上げます。 さて、新型コロナウイルス感染症については、皆様ご存じのとおり、福岡県では2月以降減少傾向が続き、2月13日に福岡オミクロン警報を解除し、国でも3月13日からマスクの着用についての方針が示されたところです。 村といたしましても、国に準じた取り扱いを基本として、屋外では季節を問わずマスクの着用は原則不要、ただし、概ね2mの距離が確保できずに会話をする場合は、マスクの着用をお願いする。屋内では、距離が確保でき会話をほとんど行わない場合を除き、マスクの着用をお願いする。という、基本的には、個人の判断にお任せするものとします。 ただし、職員に対しましては、屋内外を問わず職員以外の皆様と話す場合はマスクを着用するようにしますが、相手に強制することはしません。 しかし、感染者数が減少している今が正念場だと思っております。皆様には変わらぬうがい、手洗い、手指の消毒の徹底や、できるだけ人との距離を確保するなどの対策の徹底を改めてお願いするものであります。 マイナンバーカードの取得促進につきましては、マイナポイント付与特典の申請期限が2月末で終了しました。2末日現在での交付率は63.3%と、県内60自治体中37位と、1月末に比較し、1カ月で11ランクアップいたしました。全国平均の63.5%まであと一歩のところまで来ているところです。皆様のご理解、ご協力のおかげだと改めてこの場をお借りしてお礼申し上げます。 今後さらに申請をしていただくように、村でも独自の対策を考える必要があると思っておりますので、その際はご協議、ご協力をお願いしたいと思っておりますのでございます。 さて、世界に目を向けますと、昨年2月24日にロシアがウクライナへの侵攻を開始し、既に1年が経過し長期化の様相を見せ、原油高、物価の高騰など私たちの生活へ大きな影響を受け、その内容に村民のみならず全世界で苦労されております。 村で2末日まで利用していただいた生活応援商品券ですが、昨日までの換金額につきましては1,852万1千円と、96.6%の利用があっていると報告を受けております。換金期限があと数日ございますので、最終的にどれぐらいになるかは、ちょっとまだ今の時点では分かりませんが、たくさんの方のご利用をいただき生活の一助になったのであれば、大変うれしく思っているところでございます。 こうした社会情勢が目まぐるしく変化している状況において、村としては災害復旧の早期完了、また美しい山里を継承し豊かな暮らしを創造する、幸せな村を実現するための施策に取り組んでいるところです。 まず、自然・伝統・文化を生かした魅力あるものづくりといたしましては、産業振興として農林業振興協議会による奨励作物の推進や特産品の開発、獣肉処理施設の整備、伝統的工芸品の振興支援、また、観光アクションプラン実現のための取り組みも、県と関係団体との共同により組織化を進め、滞在型の観光となるような施設の連携や商品の開発などを、引き続き行ってまいります。

	先日２月２６日、農林業振興大会を開催いたしました。講演の講師として島根県中山間地域研究センター主任研究員東良太さんをお招きし、農山村の未来への可能性と題した講演をいただきました。農林業だけがテーマではなく、東峰村で安心して暮らし続けるための地域づくりとはどうあるべきかという、今、村が直面している地域づくり、集落のあり方、農村風景をどう守り振興していくかなど、大変ためになるお話をお受けいたしました。 東先生には、終って懇談をさせていただき、地域コミュニティや集落営農、持続可能な地域の運営組織による地域の農村風景と農業を、地域でどう守っていくかなど、協働事業として、来年度から東峰村に関わっていただけるよう、お話をいただいたところでございます。 美しく安全で暮らしやすい村づくりでは、日田彦山線沿線地域振興の取り組みとして、BRT 沿線景観整備、地域交通、A I オンデマンド交通の走り出し、３駅の周辺整備計画策定を行います。整次第の整備着手について、県にも予算確保など柔軟な配慮を要望しており、村でも補正予算でお願いすることもあるかと思っておりますので、よろしくお願いするものであります。 高齢者等に優しく子育てしやすい村づくりでは、健康づくりや高齢者のフレイル予防のための外出支援として、健康マイレージ事業や買い物支援の継続、高齢者の短距離の移動事業や生き活きサロン、敬老会事業の拡充などを行いたいと思っております。 愛する心を育む人づくりでは、教育関係では、小学校の複式学級が現実のものとなってきており、来年度は緩和措置として１年間県費により配置がされますが、再来年への対応をしっかり見据えていかなければなりません。 子育て環境については、保育所の現状を踏まえ、今後３年後、５年後を見据えた環境整備について考えていかなければならないと思っております。 住民主役・行政と協働の持続可能な村づくりについては、地域コミュニティ協議会、住民自治組織の設置について進め、集落自治を実現するために引き続き取り組んでまいります。仔細にはたくさんの事業がありますが、令和５年度だけでなく短期的視点、長期的視点をおりまぜながら効果的に事業を進めてまいりたいと考えています。 それでは、本定例会に執行部から提案いたしております各議案等について、説明を申し上げます。 本定例会には、条例の制定について１４件、補正予算について１件、当初予算について４件、同意案件２件、合計２１件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。 議案第１号、東峰村個人情報保護に関する法律施行条例の制定につきましては、個人情報保護に関する法律が改正されたことに伴い、地方公共団体についても、法で規定している全国的な共通ルールが直接適用されるため、現行ルールを定める東峰村個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を規定する条例を制定する必要があるため、本条例を制定するものです。 議案第２号、東峰村行政不服審査会条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、東峰村課設置条例の一部改正に伴い、事務を掌握する課名の変更が生じていたため、東峰村行政不服審査会条例、東峰村総合計画等審議会条例、東峰村特別職報酬等審議会条例、東峰村こども・子育て会議条例、東峰村予防接種健康被害調査委員会条例、東峰村ダム対策委員会条例、及び東峰村消防委員会条例の一部を改正するものであります。 議案第３号、東峰村の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第４号、東峰村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第５号、東峰村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第６号、東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に
--	--

	関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、公益法人等への東峰村職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部が改正され、地方公務員の定年が延長されることに伴い、関連する条例の一部を改正するものであります。 議案第12号、東峰村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、東峰村国民健康保険条例の一部を改正するものであります。 議案第13号、東峰村手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年6月1日に施行されたことに伴い、東峰村手数料条例の一部を改正するものであります。 議案第14号、東峰村職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部が改正されることに伴い、東峰村職員の再任用に関する規定を東峰村職員の定年等に関する条例に定めることにより、東峰村職員の再任用に関する条例が不要となるため、当該条例を廃止するものであります。 議案第15号、令和4年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれに4億625万6千円を追加し、歳入歳出総額を46億2,384万5千円とするものです。 歳出では、通常事業の実績による減額など、一般管理費では人件費など8,680万円、ほうしゅ楽舎外構工事費等1,650万円、電算業務委託料1,500万円、光ケーブル移設費2,300万円、地域おこし支援事業費3,862万8千円、村議会議員選挙費867万4千円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金790万円、価格高騰緊急支援給付金420万円、環境衛生費1,400万円、農業振興対策費1,130万9千円、農業振興基金事業費1,000万円、水源かん養事業1,000万円、竹棚田駐車場整備工事1,760万円、美しい村づくり事業費1,915万円、土木総務費475万7千円、非常備消防費780万円、体育施設管理費600万円、災害復旧総務費1,390万2千円、公共土木施設災害復旧費200万円、農地・農業用施設災害復旧費1億656万4千円、などをそれぞれ減額しております。 増額としては、施設改修基金積立2億円、災害対策基金積立金1億円、旧宝珠山小学校グラウンド整地工事等1,300万円、ふるさと納税返礼品等9,000万円、ふるさと基金積立金3億3,000万円、すこやか子育て基金積立金7,000万円、保健福祉センター管理費223万4千円、予防費精算返還金365万3千円、小石原診療所返還金205万円、母子事業補助金1,300万円、ため池耐震調査業務2,800万円などを計上しております。 歳入としては、農林水産費国庫補助金、ふるさと納税、財政調整基金、ふるさと基金繰入金などを増額し、事業減に伴う国・県補助金や繰入金などを減額しております。 議案第16号、令和5年度東峰村一般会計歳入歳出予算につきましては、当初予算の対前年比3%、1億1,675万4千円増の40億6,874万8千円といたしたところでございます。 それでは、一般会計の歳入の概要について、説明申し上げます。 村税は、法人税230万円の減額、地方譲与税につきましては、概ね前年並み、地方消費税交付金287万1千円の増額、地方特例交付金100万円の増額、地方交付税につきましては、国が行政サービスを安定的に提供できるよう地方交付税等の一般財源総
--	---

	額について、令和4年度を上回る額を確保する方針により、4,533万1千円増の16億4,233万1千円を見込んでおります。 民生費負担金の児童福祉費・老人福祉費負担金376万円の増、残土処理場使用料935万円の減、国庫補助金につきましては、各種事業規模に応じまして703万円の減、県補助金についても5,369万8千円の減、ふるさと納税については、前年度比1億円増の増額を見込んでおります。 繰入金6,141万円の減、前年度繰越金569万3千円の増、諸収入につきましては、スポーツ振興センター助成金及び岩屋湧水導水管移設工事に伴う補償費等の減額により3,148万2千円の減、村債につきましては、総務債のほうしゅ楽舎等の整備事業費の減額によりまして2億6,767万8千円の減となっておりますが、農林業債及び消防債の各事業については3億5,400万円の増となっております。 村債全体で1億1,921万3千円の増額となっております。 29年災害の災害復旧関係事業も、あとは県工事関係の農災事業を残すのみとなり、工事の進捗をより一層進めていかなければなりません。 今後とも災害復旧・復興はもちろんですが、日田彦山線沿線振興や地域活性化への事業に取り組んでいかなければなりません。財政状況を的確に分析しながら、着実な事業の遂行を行いたいと考えております。 次に、歳出の主な内容について、目的ごとに概要を説明申し上げます。 まず、議会費は、前年度比1.8%増の4,687万5千円を計上しています。 総務費は、前年度比17.6%減の13億2,282万2千円。コミュニティ協議会検討に関する経費として650万円、個人情報保護法施行に伴う対応支援業務940万5千円、インボイス制度取組支援業務215万6千円、地域交通対策費7,164万円、地域おこし協力隊事業5,544万4千円、地域活性化起業人2,400万円、ふるさと納税返礼品等経費2億3,960万円などを計上しております。 民生費は、前年度比4.5%増の5億7,057万7千円。避難行動要支援者システム構築事業497万9千円、集落支援事業費1,392万4千円、児童福祉費1,369万円、外出支援タクシー672万円などを計上しております。 保健衛生費は、5.7%増の2億471万7千円。新型コロナウイルスワクチン接種や体制確保で994万9千円、合併処理浄化槽設置補助1,146万6千円などを計上しております。 農林水産費は、9.6%増の2億5,271万3千円としました。農地台帳システム委託料480万7千円、鳥獣侵入防止柵設置工事2,125万円、災害関係として、用水対策支援45万円、農業振興対策支援補助320万円、農村環境整備事業として区画整理起工測量1,054万9千円、ため池劣化状況調査1,200万円、畦畔保護工事1,400万円、林道防災工事500万円、森林環境整備事業2,411万1千円などを計上しています。 商工費は、41.4%増の2億3,413万円。プレミアム付商品券デジタル化事業5,480万円、サイン基本計画策定業務委託598万4千円、美しい村づくり事業4,575万6千円、東峰村簡易宿泊施設1,282万1千円などを計上しています。 土木費は、5.5%増の2億5,917万2千円です。小規模治山事業562万5千円、里山空間整備事業補助175万円、橋梁点検委託料300万円、橋梁補修工事（3橋）3,500万円、村道紙屋・延田線改良工事5,000万円、村有河川改良工事（下郷・寺村・原）合わせて9,000万円などを計上しております。 消防費は、311.4%増の4億4,917万2千円。16年経過した村内の防災無線の更新に係るものとして3億円、消防ポンプ車1台の購入として2,900万円、指定避難所（小石原基幹集落センター）のバリアフリー化工事1,804万円などを計上
--	---

	しております。 教育費は、6. 1%減の1億3, 769万4千円、スクールバス購入費950万円、天然記念物保存活用計画290万2千円、小石原窯跡群法面工事295万4千円などを計上しております。 災害復旧費としては、46. 8%減の1億7, 442万1千円としました。災害復旧総務費3, 660万2千円、公共土木3, 016万8千円、農地・農業用施設1億765万円を計上しております。 公債費は、25. 7%増の3億9, 295万2千円。諸支出金では簡易水道事業特別会計繰出金として6. 5%増の1, 850万3千円としました。 なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、担当課長からの説明及び質疑・応答により、審査のほどよろしくお願い申し上げます。 次に、特別会計について説明いたします。 議案第17号、令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算につきましては、対前年度比3. 5%増の7, 096万円といたしました。 法適用移行業務1, 507万円、地図情報ソフト入力作業275万円、国道消火栓嵩上げ工事150万円などを計上しています。 議案第18号、令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算につきましては、前年度比5. 7%減の3億1, 894万6千円といたしました。 議案第19号、令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきましては、前年度比4. 3%増の4, 154万4千円といたしました。 同意第1号、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任につきましては、武井欽二氏の任期が、令和5年3月31日に任期を満了するとに伴い、新たに倉掛俊一氏を公平委員に選任することについて、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。 同意第2号、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任につきましては、井上恒夫氏を公平委員に選任することについて、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 以上、提案理由の概要を申し上げましたが、いずれも今後の村政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なるご審議を賜り、ご議決いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。
議 長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第26までの補足説明終了後に行います。
休 憩	
議 長	10時15分まで休憩します。 (10時06分)
再 開	
議 長	休憩前に続き、会議を再開します。 (10時15分)
日程第6	
議 長	日程第6 議案第1号「東峰村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	それでは、議案書の17ページをお開きください。

	議案第 1 号「東峰村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」 上記の条例案を、別紙のとおり提出する。 令和 5 年 3 月 9 日提出、村長名でございます。 提案理由、個人情報の保護に関する法律が改定されたことに伴い、地方公共団体についても法で規定している全国的な共通ルールが直接適用されるため、現行ルールを定める東峰村個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を規定する条例を制定する必要があるためでございます。 18、19をお開きください。 まず、国の個人情報の保護に関する法律の改正の背景と目的につきましては、デジタル社会の進展に伴いまして、個人情報の利用が著しく拡大する中で、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利、利益を保護することを目的とされております。 これまでは東峰村、国、独立行政法人、民間事業者と、それぞれに法令、条例を有していたものを、今回統一、一本化し個人情報の取り扱いに関する全国統一的運用が行われることになります。 全体の所管につきましては、独立機関であります個人情報保護委員会が一元的に監視監督する体制となります。 18、19ページで、東峰村個人情報の保護に関する法律施行条例では、まず、第3条におきまして個人情報取扱事務の届出、第4条から7条においては、開示請求の手続き、期限、期限の特例、手数料について規定しております。 第10条から13条におきましては、審査会への諮問、調査権限などを規定しております。 なお、この条例につきましては、令和 5 年 4 月 1 日からの施行となります。以上でございます。
日程第 7	
議 長	日程第 7 議案第 2 号「東峰村行政不服審査会条例等の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	22ページをお開きください。 議案第 2 号「東峰村行政不服審査会条例等の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和 5 年 3 月 9 日提出、村長名でございます。 提案理由、東峰村課設置条例の一部改正に伴い事務を掌握する課名の変更が生じたため、東峰村行政不服審査会条例、東峰村総合計画等審議会条例、東峰村特別職報酬等審議会条例、東峰村こども・子育て会議条例、東峰村予防接種健康被害調査委員会条例、東峰村ダム対策委員会設置条例及び東峰村消防委員会条例の一部を改正するものでございます。 それでは、23ページをご覧ください。新旧対照表について説明をさせていただきます。 1条、東峰村行政不服審査会条例につきましては、第9条の総務課を総務企画課。 第2条、東峰村総合計画等審議会条例につきましては、第8条の企画政策課を総務企画課。 24ページをお開きください。 第3条、東峰村特別職報酬等審議会条例につきましては、第6条の総務課を総務企画課。 第4条、東峰村こども・子育て会議条例につきましては、第8条の保健福祉課を住民

	福祉課。 25ページの第5条、東峰村予防接種健康被害調査委員会条例、第7条の保健福祉課を住民福祉課。 第6条、東峰村ダム対策委員会設置条例、第8条の建設水道課を農林建設課。 26ページをお開きください。 第7条、東峰村消防委員会条例につきましては、第9条の総務課を総務企画課へ、それぞれ改正するものでございます。 なお、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものでございます。以上です。
日程第8	
議 長	日程第8 議案第3号「東峰村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	27ページをお開きください。 議案第3号「東峰村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上記条例案を別紙のとおり提出する。 令和5年3月9日提出、村長名でございます。 提案理由、地方公務員法の一部が改正され地方公務員の定年が延長されることに伴い、東峰村職員の定年等に関する条例の一部を改正するものでございます。 この地方公務員法の一部改正に伴いまして、国家公務員に準じて地方公務員の定年も60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、東峰村職員の定年等に関する条例を含め関連します条例9件について一部改正を行うものでございます。 今回の定年引き上げによる地方公務員法の改正内容につきましては、大きく分けて5つの柱となっております。 1つ目は、定年年齢を2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降65歳とするものでございます。 2つ目は、管理監督職勤務上限年齢、いわゆる役職定年の導入でございます。 役職定年年齢は60歳を基本としまして、管理職以外の職に降任するものでございます。 職員の年齢別構成等の特別な事情がある場合には、例外措置を講ずることができるとなっております。 3つ目は、給与に関する措置としまして、国家公務員の給与及び退職手当についての措置が講じられることを踏まえまして、地方公務員についても均衡の原則に基づきまして当分の間、60歳を超える職員の給与月額、60歳に達した日以後の最初の4月1日、これは特定日と申しますが、その7割水準とするということでございます。 4つ目につきましては、情報提供意思確認制度の新設でございます。 任命権者は当分の間、職員の60歳到達日が属する年度の前年度に、特定日以降の任用、給与、退職手当等に関する情報を提供し、職員の特定日以後の勤務の意思を確認するように努めるものでございます。 最後5つ目は、定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。 定年年齢の引き上げにより、65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中で、多様な働き方を可能とするニーズに対応するため、引き上げられた定年前に退職した職員について、本人の意向を踏まえまして、定年前再任用短時間勤務職員として短時

	間勤務の職に採用するものでございます。 それでは、２８ページ、２９ページをお開きください。 東峰村職員の定年等に関する条例の一部改正する条例、現行と改正案の新旧対照表となっております。 今回の改正では、第１章から５章としております。 第１章につきましては総則、第２章につきましては定年制度、第３章は管理監督職勤務上限年齢制、第４章は定年前再任用短時間勤務制、第５章は雑則で構成しております。 第１条につきましては、地方公務員法の改正に伴いまして、適用されます条文の変更及び追加でございます。 ２９ページをご覧ください。 第３条では、定年年齢を、６０年を６５年とするものでございます。 第４条では、定年による退職の特例を追加し、業務遂行上の特別の事情がある場合の特例容認。具体的には、特別なプロジェクトの継続の必要がある場合、または職員の職務の特殊性により、そのポストの欠員の補充が困難な場合についてを定めたものでございます。 ３０、３１ページをお開きください。 第６条では、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職、第７条では、管理監督職勤務上限年齢を６０とするものでございます。 第８条では、他の職へ降任等を行うにあたっての遵守すべき基準、地方公務員法１３条、平等の取扱の原則、１５条、任用の根本の原則、第２３条の３人事評価に基づく措置、２７条の第１項の分限及び懲戒の基準、第５６条の不利益取扱の禁止についてでございます。 続きまして、３２ページ、３３ページをお開きください。 第９条では、管理監督勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例。 先ほども申し上げましたが、特別なプロジェクトの継続の必要性がある場合、または職員の職務の特殊性により、そのポストの欠員補充が困難な場合について定めたものでございます。 第１０条では、情報提供意思確認制度の新設に伴いまして異動期間の延長等に係る職員の同意、第１１条では、異動期間の延長理由が消滅した場合の措置についてを規定しております。 ３４ページ、３５ページをお開きください。 第４章、定年前再任用短時間勤務制、現在の再任用制度が定年前再任用短時間勤務制に変更されることに伴い、第１２条に定年前再任用短時間勤務制の任用、具体的には、６０歳以降はフルタイム、または退職して短時間勤務の選択をするということを規定してございます。 最後に、第５章として雑則を設け、委任及び附則第３、定年に関する経過措置、附則第４に情報提供及び勤務意思の確認について、でございます。 この条例につきましては、令和５年４月１日から施行するものでございます。 ただし、附則第１１の規定は、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。
日程第９	
議 長	日程第９ 議案第４号「東峰村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長

総務企画課長	４１ページをお開きください。 議案第４号「東峰村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和５年３月９日提出、村長名でございます。 提案理由、地方公務員法の一部が改正され地方公務員の定年が延長されることに伴い、東峰村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正するものでございます。 ４２ページをお開きください。 改正内容につきましては、管理監督職勤務上限年齢、役職定年制の導入に伴いまして、管理職以外の職に降任し降給となるため、降給に関する規定の整備でございます。 この条例は、令和５年４月１日から施行するものでございます。以上です。
日程第１０	
議 長	日程第１０ 議案第５号「東峰村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	４３ページをお開きください。 議案第５号「東峰村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和５年３月９日提出、村長名でございます。 提案理由、地方公務員法の一部が改正され地方公務員の定年が延長されることに伴い、東峰村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正するものでございます。 ４４ページをお開きください。 改正の内容につきましては、減給において減ずる額の基礎となる月額を、減給発令の日に受ける給与月額とすること、及び給料の引き下げにより減給額が給料等の３分の１を超えることとなった場合、減給額を減ずる規定の整備でございます。 この条例につきましては、令和５年４月１日から施行するものでございます。以上です。
日程第１１	
議 長	日程第１１ 議案第６号「東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	４５ページをお開きください。 議案第６号「東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和５年３月９日提出、村長名でございます。 提案理由、地方公務員法の一部が改正され地方公務員の定年が延長されることに伴い、東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。 ４６ページ、４７ページをお開きください。 改正の内容につきましては、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴います規定の整備

	でございます。 この条例につきましては、令和５年４月１日から施行するものでございます。以上です。
日程第１２	
議 長	日程第１２ 議案第７号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	４９ページをお開きください。 議案第７号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和５年３月９日提出、村長名でございます。 提案理由、地方公務員法の一部が改正され地方公務員の定年が延長されることに伴い、東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。 ５０ページ、５１ページをお開きください。 改正内容につきましては、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定並びに育児休業及び育児短時間勤務ができない職員として異動期間を延長された管理監督職員を追加する規定の整備でございます。 この条例は、令和５年４月１日から施行するものです。以上でございます。
日程第１３	
議 長	日程第１３ 議案第８号「公益法人等への東峰村職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	５２ページをお開きください。 議案第８号「公益法人等への東峰村職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和５年３月９日提出、村長名でございます。 地方公務員法の一部が改正され地方公務員の定年が延長されることに伴い、公益法人等への東峰村職員の派遣等に関する条例の一部を改正するものでございます。 ５３ページをお開きください。 改正内容につきましては、公益法人等への派遣ができない職員として、異動期間を延長された管理監督職員を追加する規定の整備でございます。 この条例は、令和５年４月１日から施行するものでございます。以上です。
日程第１４	
議 長	日程第１４ 議案第９号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	５５ページをお開きください。 議案第９号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和５年３月９日提出、東峰村長名です。

	提案理由、地方公務員法の一部が改正され地方公務員の定年が延長されることに伴い、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。 ５６、５７ページをお開きください。 改正内容につきましては、特定日以後の職員の給与月額、当分の間原則として、特定日前に受けていた給与月額の７割水準とする。 特定日以後の給与等の取り扱い及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備でございます。 この条例につきましても令和５年４月１日から施行するものでございます。以上です。
日程第１５	
議 長	日程第１５ 議案第１０号「東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	６６ページをお開きください。 議案第１０号「東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和５年３月９日提出、村長名でございます。 提案理由、地方公務員法の一部が改正され地方公務員の定年が延長されることに伴い、東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものでございます。 この改正内容につきましては、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備でございます。 この条例は、令和５年４月１日から施行するものでございます。以上です。
日程第１６	
議 長	日程第１６ 議案第１１号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	６８ページをお開きください。 議案第１１号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和５年３月９日提出、村長名でございます。 提案理由、地方公務員法の一部が改正され地方公務員の定年が延長されることに伴い、東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。 この改正内容につきましても定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備でございます。 この条例は、令和５年４月１日から施行するものです。 以上、東峰村職員の定年等に関する条例を含め、関係します条例９件についての説明でございます。
日程第１７	
議 長	日程第１７ 議案第１２号「東峰村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

	補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	71ページをお願いいたします。 議案第12号「東峰村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和5年3月9日提出、東峰村長名でございます。 提案理由といたしまして、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、東峰村国民健康保険条例の一部を改正する必要があるためになります。 72ページをお願いいたします。 東峰村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、現行の出産育児一時金としまして40万8千円を支給しておりますところを、改正に伴いまして、出産育児一時金を48万8千円に改正するものでございます。 新旧対照表でございますが、改正案と現行の下線部のところが改正の内容になります。 附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行します。 経過措置としまして、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る東峰村国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。以上でございます。
日程第18	
議 長	日程第18 議案第13号「東峰村手数料条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長
住民福祉課長	73ページをお願いいたします。 議案第13号「東峰村手数料条例の一部を改正する条例の制定について」上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和5年3月9日提出、東峰村長名でございます。 提案理由といたしまして、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年6月1日に施行されたことに伴い、東峰村手数料条例の一部を改正するものでございます。 74ページをお願いいたします。 東峰村手数料条例の一部を改正する条例といたしまして、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部が改正されたことにより、犬、猫のマイクロチップの装着が推進されることになりました。 これにより、これまで新たに畜犬購入または譲渡された場合、飼い主が一律に登録並びに鑑札料の料金としまして、村の手数料条例に、一律に3千円を支払うことが定められておりましたが、法の改正により、新規に店舗等でマイクロチップを装着した犬を購入した場合に限り、登録手数料を求めないこととするものでございます。 新旧対照表でございますが、改正案の中の適用のほうをご覧ください。 こちらに動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第2項の規定が適用される場合を除くと、改正案でございます。 なお、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。 説明は、以上でございます。
日程第19	

議 長	日程第 1 9 議案第 1 4 号「東峰村職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	7 6 ページをお開きください。 議案第 1 4 号「東峰村職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和 5 年 3 月 9 日提出、村長名でございます。 提案理由、地方公務員法の一部が改正され地方公務員の定年が延長されることに伴い、東峰村職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。 この条例につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上です。
休 憩	
議 長	1 1 時まで休憩します。 (1 0 時 4 7 分)
再 開	
議 長	休憩前に続き、会議を再開します。 (1 1 時 0 0 分)
日程第 2 0	
議 長	日程第 2 0 議案第 1 5 号「令和 4 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 6 号）について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	7 8 ページをお開きください。 議案第 1 5 号「令和 4 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 6 号）」 令和 4 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 6 2 5 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれに 4 6 億 2, 3 8 4 万 5 千円とする。 2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。 繰越明許費、第 2 条、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。 地方債の補正、第 3 条、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債の補正」による。 令和 5 年 3 月 9 日提出、村長名でございます。 7 9 ページでございます。 歳入歳出予算補正、歳入の分でございます。 地方譲与税 9 1 万 2 千円の補正額でございます。補正後 2, 5 8 6 万 8 千円。 分担金及び負担金 3 2 万 3 千円、6, 9 6 5 万 3 千円でございます。 使用料及び手数料、減額 4 5 9 万円、補正後の額でございます。4, 2 0 6 万 8 千円。 国庫支出金 6 4 7 万 8 千円の増、3 億 2, 1 9 3 万 2 千円でございます。 県支出金、減額の 8, 7 6 9 万 7 千円、2 億 4 8 4 万 8 千円。 寄附金、1 億円の増、4 億 3 4 万円。 繰入額、4 億 1, 2 2 9 万円、補正後 9 億 5, 6 8 7 万 1 千円。

	諸収入、減額366万円、7,710万円。 村債、減額1,780万円、補正後5億8,966万2千円。 歳入合計でございます。42億1,758万9千円を補正しまして、4億625万6千円の補正、補正後46億2,384万5千円となっております。 続きまして、83ページをお開きください。 第2表、繰越明許費でございます。 総務費につきましては、財産管理一般事業、4,274万9千円、企画管理一般事業3,958万2千円、電算事務費71万円、緊急経済対策地方創生臨時交付金826万8千円。 農林水産費、農業費2,800万円、林業費150万円。 土木費、土木管理費5,850万円。 教育費、スクールバス管理運営費32万6千円。 災害復旧費、災害復旧総務費800万円、公共土木施設災害一般経費2,464万円、農地・農業用施設災害復旧一般経費8,700万円となっております。 84ページでございます。 第3表、地方債の補正でございます。 過疎対策事業債、限度額3億6,110万円。これにつきましては、起債の方法、利率、変更ございません。 災害復旧事業債、限度額7,150万円の補正後の額でございます。起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。 続きまして歳入、85ページでございます。 歳入につきましては、先ほど申した詳細が書いております。 森林環境譲与税91万2千円、農地・農業用施設災害復旧費分担金32万3千円。 10款使用料・手数料、残土処理使用料、減額の459万円。 国庫支出金につきましては、総務費国庫補助金、減額の120万円、これにつきましては、防災・安全社会資本整備総合交付金効果促進事業でございます。 民生費国庫補助金、減額の1,821万6千円、この内訳につきましては、右の欄に書いておるものでございます。 保健衛生費国庫補助金、減額の161万9千円、この内訳につきましては、合併処理浄化槽設置費国庫補助金が減額の251万円、出産・子育て応援交付金89万1千円でございます。 農林水産費国庫補助金、これにつきましては2,800万円、農業用水路等長寿命化防災・減災事業でございます。 土木国庫補助金、減額の48万7千円、社会資本整備総合交付金でございます。 続きまして、86ページをお開きください。 県支出金、県負担金、民生費県負担金でございます。1万5千円、社会福祉費でございます。 続きまして、12款の2項県補助金でございます。 総務費県補助金としまして、減額の105万円、福岡県移住支援金でございます。 保健衛生費県補助金、これにつきましては、減額の201万2千円、合併処理浄化槽設置費県補助金が減額の223万4千円、出産・子育て応援金が22万2千円でございます。 土木費県補助金、これにつきましては、24万3千円の減額でございます。がけ地近接等危険住宅移転事業補助金でございます。 災害復旧費県補助金、減額の8,440万7千円、農地・農業用施設災害復旧事業費県補助金でございます。
--	---

	寄附金、これにつきましては、1億円の増、ふるさと納税でございます。 繰入金につきましては、財政調整基金繰入金としまして2,264万1千円の増、財政調整基金でございます。 減債基金繰入金としまして、減額の54万4千円、振興開発基金繰入金としまして、減額の420万円、ふるさと基金繰入金としまして4億1,526万1千円でございます。 農業振興基金繰入としまして、減額の1,000万円、水源かん養基金繰入金としまして、減額の1,000万円、森林環境譲与税基金繰入金としまして、減額の86万8千円でございます。 諸収入、スポーツ振興センター助成金としまして、減額の366万円でございます。 村債、総務債、減額の1,500万円、観光施設整備事業費、災害復旧事業債、減額の280万円でございます。 続きまして、歳出、88ページでございます。 総務企画課で所管しております部分をご説明させていただきます。 まず、総務管理費、一般管理費でございます。これにつきましては、減額の8,680万円でございます。 これにつきましては、報償費から負担・補助金、それぞれにつきまして見直しまして減額を今回させていただいております。 3目財政管理費でございます。3億円の増でございます。 内容としましては、積立金として、施設改修基金積立金を2億円、災害対策基金積立金として1億円を計上させていただいております。 続きまして、5目財産管理費でございます。これにつきましては1,300万円。 内訳としまして、旧宝珠山小学校グラウンド整地工事1,200万円、旧宝珠山小学校支障木伐採100万円でございます。 続きまして、14目電算事務費でございます。これにつきましては、減額の1,500万円でございます。 続きまして、89ページでございます。 総務費、徴税費でございます。4億9,000万円の増額でございます。 内訳としまして、ふるさと納税返礼品の需要額、ふるさと納税の送料、委託料で積立金でございます。積立金としまして、ふるさと基金積立金を3億3,000万円、すこやか子育て積立金を7,000万円計上させていただいております。 続きまして、総務費、選挙費でございます。 村議会議員選挙費としまして、減額の867万4千円でございます。 続きまして、93ページをお開きください。 9款消防費でございます。減額の660万円でございます。東峰村国土強靱化地域計画策定業務で減額の540万円、東峰村土砂災害ハザードマップ作成業務で減額の240万円を、今回計上させていただいております。以上でございます。
議 長	総務企画課長
総務企画課長	94ページでございます。すみません。 公債費、公債費につきましては、16万8千円の補正をさせていただいております。これは元金の分です。 利子につきまして1万5千円ということで、今回補正を計上させていただいております。以上でございます。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	88ページをお願いいたします。 2款1項6目企画振興対策費です。

	こちらにつきましては、普通旅費の旅費の減額150万円、それから、ほうしゅ楽舎の外構工事になります。これが1,500万円の減額です。合わせまして1,650万円の減額ということになります。 続きまして、その1つ飛びまして22目光地域情報通信費です。 こちらにつきましては、主には光ケーブルの移設費になります。当初予定箇所よりも減少いたしました関係で2,300万円の減額ということになっております。 それから、26目地域おこし支援事業費でございます。減額が3,862万8千円。 大きくはですね、地域おこし協力隊員の経費、それから、地域活性化起業人交流事業、これの減額になります。 節ですけれども、大きいところで1節の報酬750万円、こちらにつきましては、協力隊員の報酬ということで、当初11名と予定いたしておりましたが、現在の隊員の方は8名ということで、その減員に伴います減額です。それに伴いまして、3節職員手当、共済費等が減額ということになります。 それから、大きなところで10節需用費です。こちらにつきましても協力隊員、それから起業人の減ということで、150万円の減を見込んでおります。 それから、13節使用料及び賃借料、減額420万円、こちらにつきましても、それぞれの減による減額ということになります。 一番大きい18節ですが、負担金補助及び交付金ということで、2,200万円の減額です。当初2名の予定、派遣を予定いたしておりましたが、ちょっと調整が付かず、今年度につきましては、2名見送りさせていただいておりますので、その分の派遣元企業への負担金と見込んでおりました2,200万円を、減額をさせていただいております。 それから29目です。移住・定住対策事業費、こちらにつきましては、実績に伴いまして、福岡県の移住支援金が140万円の減額ということになります。 92ページをお願いいたします。 7款1項3目商工施設管理費250万円の減額です。こちらにつきましては、14節工事請負費になります。小石原焼伝統産業会館の改修工事を行いました。3件、空調それから屋根補修、照明の取り換えということで、3件行っておりますが、いずれも工事費の減額に伴います減ということになります。 それから、7款2項1目観光事業費です。補正額がマイナスの266万5千円ということで、8節旅費93万5千円、こちらにつきましては、BRTの視察研修ということで、視察は行っておりますが、参加者の方が減ったということで、その分の減額ということになります。 それから、18節負担金補助及び交付金、こちらにつきましては、岩屋祭り、それからほたる祭りが中止並びに縮小という形になりましたので、173万円の減額ということになっております。 それから、3目観光施設管理費、1,760万円の減額です。こちらにつきましては、工事請負費、竹棚田駐車場の整備工事。当初、県道改良が今行われておりますけれども、工事が終わるという見込みで、その後に駐車場等の舗装工事を行うという計画でございましたけれども、現在まだ工事が行われておまして、現地ですね、排水関係、それから、道路の取付関係で、いろいろ協議等がまだ行われておりますので、本年度の施工はちょっと無理であるというような判断の下ですね、今年については、この工事は見送らせていただきたいということで減額いたしております。 なお、令和5年度の当初予算のほうにですね、再度計上をさせていただいているという状況でございます。 それから、6目美しい村づくり事業費です。こちらにつきましては、日田彦山線の沿
--	--

	線景観整備が主になります。１１節、７５万円減額、土地登記手数料。 それから、１２節委託料９００万円減額、景観整備の委託料です。こちらは面積、それから対象物件、立木等の伐採の経費ということになりますけども、そちらのほうが現地調査の結果、今年度実施する分につきましては減ということで、その分で減額をいたしております。 それから、１６節公有財産購入費、９４０万円の減。こちらは、景観整備に伴います土地購入費を計上いたしておりましたが、令和４年度に、今年度につきましては、その事案がないというところで、購入がございませんでしたので、その分の減額をさせていただいております。 この６目につきましては、トータルで１，９１５万円の減額補正をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	９０ページをお願いいたします。 ３款１項１４目住民税非課税世帯臨時特別給付金７９０万円の減の補正でございます。 それから、１５目価格高騰緊急支援給付金４２０万円の減額補正でございます。 それから、保健福祉センター管理費、２２３万４千円の増額でございます。 １４目、１５目に関しましては、実績に伴い減額を行うものでございます。 ８目保健福祉センター管理費につきましては、実績に伴い不足が生じたので、増額補正を求めるものでございます。 それから、３款２項１目児童福祉費でございます。３８万５千円の増額でございます。こちらにつきましては、１８節負担金補助及び交付金、子育て支援金で２０万円の増でございます。こちらにつきましては、子育て支援金の不足が見込まれるためでございます。 それから、２２節償還金利子及び割引料１８万６千円の減、返還金に伴うものでございます。 ２４節積立金につきまして１千円、すこやか子育て基金積立金（ふるさと納税分）の減でございます。 それから、３款３項１目老人福祉費、２０万円の増額補正でございます。こちらにつきましては、委託料としまして、養護老人ホーム入所措置委託料で、１名の追加入所に伴う増額補正でございます。 それから、４款１項２目予防費３６５万３千円、それから、３目環境衛生費、１，４００万円の減でございます。いずれも実績に伴う減額及び増額でございます。 ５目小石原診療所費２０５万円でございます。 それから、鼓診療所費としまして、１１万９千円の増額補正でございます。いずれもこちらにつきましては、実績に伴う増額でございます。 それから、８目母子保健事業費、１３０万円の増額補正費でございます。こちらにつきましては、１８節負担金補助及び交付金としまして、出産・子育て応援給付金でございます。国の出産・子育て応援交付金実施に伴いまして実施するものでございますが、妊娠の届出、出生の届出を行った妊婦及び子育て世帯に対し、出産育児関連経費の負担軽減を図ることを目的に実施するものでございます。妊娠１回につき、及び対象児童１人当たりにつき、それぞれ５万円を支給するものでございます。以上でございます。
議 長	教育課長
教育課長	９３ページをお願いいたします。 １０款５項３目体育施設管理費でございます。６００万円の減額でございます。 村民センター照明設備及び床研磨塗装工事が終了し工事金額が確定いたしましたので、今回６００万円の減額を行うものでございます。以上でございます。

議 長	農林建設課長
農林建設課長	91ページをお開きください。 6款農林水産費、1項の農業費でございます。 4目の農業振興対策費でございますが、そちらにつきまして、補正額としまして、減額で1,130万9千円になります。 内容としましては、秋祭りが実施できなくなりましたものですから、中止に伴う減額となりまして、8節旅費、あと10節の需用費、11節役務費、あと12節委託料、13節の使用料及び賃借料ということで、その部分の減額がトータル478万9千円というような形になります。 引き続きまして、同じく4目の農業振興対策事業費の18節でございますが、負担金補助及び交付金としまして、こちらにつきましては、前年度に要望調査を基にですね、予算計上をさせていただいておりましたが、災害復旧工事等の関係によりまして工事ができないところがございますですね、要望の取り下げ等があり、その部分を減額させていただいたものでございます。 続きまして、同じく6款の6目農村環境整備事業でございます。補正額としましては、2,800万円の増という形でございます。 こちらの内容につきましては、12節の委託料ということでございますが、ため池の耐震調査ということでですね、これは令和5年度に実施する予定である調査なんでございますが、そちらについて補助金をですね、令和4年の補正で受け入れさせていただきましたものですから、令和5年度にそれを繰り越しさせていただき、その額を補正させていただくものになります。 続きまして、9目の中山間地域総合整備事業でございます。 こちらにつきましては、14節の工事請負費でございますが、棚田の展望台の法面工事の内容の精査をさせていただきまして、当初計上しておりました予算に対してですね、150万円の減額をさせていただくものになります。 続きまして、92ページをお開きいただければと思います。 18目です。6款の農林水産費の1項農業費18目の農業振興基金事業費でございます。補正額としましては、減額の1,000万円となります。 こちらにつきましては、18節のですね、負担金補助及び交付金ということで、当初の算定よりもですね、集落による基金の活用が少なかったためですね、その分減額の1,000万円をさせていただくものになります。 続きまして、6款農林水産費の2項林業費でございます。2目の林業振興費でございますが、補正額としまして1,000万円の減額となります。 こちらにつきましても、18節の負担金補助及び交付金というところでですね、当初予算の算定よりもですね、ダムの水源の整備の申請額が少なくてですね、その分の減額をさせていただくものになります。 続きまして、4目の林道維持費でございます。 こちらにつきましては、減額の196万9千円ということでございますが、こちらは内容としまして、林道の維持管理作業員の報償費でございますが、作業員の減に伴いまして報償費が減ったための減額となります。 引き続きまして、7目の絆の森整備事業費でございます。 こちらにつきましては、補正額としましては、105万円の減額という形でございますが、14節の工事請負費ということで、間伐に適した箇所等がなく、今下草刈り等だけの実施という形になりまして、その分減額となりました。 続きまして、10目の森林環境整備事業費でございます。 こちらにつきましては、森林環境譲与税の部分になりますけれども、年度途中に譲与

	額にまず変更がございました。それから、あと委託料としまして、調査を実施しようといったところでしたが、そちらについて精査変更をさせていただいたところで86万8千円の減。その部分をですね、森林環境譲与税の基金積立という形で91万2千円積み立てさせていただくものになります。補正額としましては4万4千円となります。 続きまして、93ページをお開きください。 8款の土木費でございます。1項土木管理費、1目の土木総務費でございます。補正額としまして475万7千円でございます。 内容としましては、18節の負担金補助及び交付金というところでございますが、小規模治山事業の補助、あと里山空間保全事業、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金ということでですね、その補助申請額が少なく減額という形で、トータル475万7千円とさせていただくものでございます。 続きまして、2目のダム対策費でございます。 こちらにつきましては、補正額としまして、減額の12万円ですね。こちらは普通旅費といったところの部分で、打ち合わせ等の協議の形でですね、予算を当初計上させていただきましたが、支出がなかったため減額させていただくものになります。 農林建設課からは以上になります。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	93ページをお願いいたします。下段のところになります。 11款1項1目災害復旧総務費、1,390万2千円の減額補正です。 内訳としまして、12節委託費、200万円の減、技術支援委託費の減による不用額でございます。 13節使用料、194万2千円の減、再編に伴います必要事務機器の数量の見直しによる減でございます。 14節工事費、996万円の減、残土処理場整地管理費。工事の精査による減でございます。 その下でございますが、2目公共土木施設災害復旧費、200万円の減額補正です。 12節の委託費、単独災の設計委託の不用による減額でございます。 その下、3目の農地・農業用施設災害復旧費1億656万4千円の減額補正でございます。 内訳としまして、14節工事費、1億46万4千円の減、平成29年補助災の一部で、本年契約に至ることがちょっと不可能になりましたので、そのために減額するものでございます。 18節の負担補助、610万円の減です。こちらのほう各補助金の申請の減少による不用額でございます。 災害対策室からは、以上でございます。
日程第21～ 日程第24	
議 長	日程第21 議案第16号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」 日程第22 議案第17号「令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」 日程第23 議案第18号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」 日程第24 議案第19号「令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」 は、一括議題とします。

	6 番 高橋弘展議員
6 番	動議を提出します。 日程第 2 1 議案第 1 6 号「令和 5 年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」 日程第 2 2 議案第 1 7 号「令和 5 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」 日程第 2 3 議案第 1 8 号「令和 5 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」 日程第 2 4 議案第 1 9 号「令和 5 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」 は、予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することを望みます。
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	ただ今の高橋議員の動議に賛成いたします。
議 長	ただ今、高橋弘展議員より動議が提出されました。 令和 5 年度一般会計並びに特別会計の 4 予算審議につきましては、予算審査特別委員会を設置し、審査することを望むということでございます。 この動議は、1 人以上の賛成者がありましたので、成立いたしました。 お諮りいたします。 ただ今の高橋弘展議員の動議に賛成される方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、令和 5 年度一般会計並びに特別会計の 4 予算の審議につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。 6 番 高橋弘展議員
6 番	動議を提出します。 予算審査特別委員会の委員長に黒川隆康議員、副委員長に大蔵久徳議員を推薦したいと思います。
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	ただ今の高橋議員の動議に賛成いたします。
議 長	ただ今、高橋弘展議員より、予算審査特別委員会の委員長に黒川隆康議員、副委員長に大蔵久徳議員を推薦するとの動議が提出されました。 この動議は、1 人以上の賛成者がありますので成立いたしました。 お諮りいたします。 黒川隆康議員を委員長に、大蔵久徳議員を副委員長に推薦することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、黒川隆康議員が予算審査特別委員会の委員長に、大蔵久徳議員が副委員長に選出されました。
日程第 2 5	
議 長	日程第 2 5 同意第 1 号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	2 3 4 ページをお開きください。 同意第 1 号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」

	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求める。 令和5年3月9日提出、村長名でございます。 住所、福岡県朝倉郡筑前町曾根田1779番地1、倉掛俊一。 理由、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員に倉掛俊一氏を選任することについて、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。 経歴書につきましては、235ページをお目通しいただきたいと思います。以上です。
日程第26	
議長	日程第26 同意第2号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	236ページをお開きください。 同意第2号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求める。 令和5年3月9日提出、村長名でございます。 住所、福岡県朝倉市菩提寺749番地2、井上恒夫。 理由、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員に井上恒夫を選任することについて、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。 経歴書につきましては、237ページをお目通しください。以上でございます。
休憩	
議長	13時まで休憩します。 (11時41分)

再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (13時00分)
日程第5	
議 長	日程第5 一般質問を行います。 一般質問は、6名の議員より提出されております。 なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含め持ち時間は1時間以内となっております。 通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。 答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。 それでは、質問に入ります。 2番 樋口朗議員から質問を認めます。 2番 樋口朗議員
2 番	私は、選挙公約に関係する質問を2件、それ以外のことを2件、質問をいたします。 まず、筑前あさくら農協の小石原ATMの再設置支援についてです。 小石原ATMが廃止されて3月末で1年になります。その間、村が一切対応しないことに、小石原地域の多くの住民の皆様の不満の声、いや怒りの声が高まっています。 特に、昨年3月まで小石原ATMを利用していた年金受給者、約200名、商工会加盟の事業所、約50名、小石原焼陶器協同組合加盟の窯元、約35名、そして道の駅小石原の多くの出荷者は売上代金が農協口座に振り込まれるので、その確認や出金のためにわざわざ遠くの東峰支店や杷木支店、または嘉麻市の農協まで行かざるをえず、この上もなく不便であり、大変な時間のロスです。地場産業の育成に完全に逆行しています。 高齢者にはできるだけ運転を控えてもらうのが、交通事故のない、安心して暮らせる村を目指すために必要です。また、運転手もいない一人暮らし高齢者は見捨てられた状態です。もう高齢者に寄り添わない村になってしまったのでしょうか。 村長、自分が高齢者になり運転もできずに1人で小石原で生活している、近くに親戚もいない状況を想像してください。 また、村の事業であるプレミアム商品券や生活応援商品券の売上代金も農協口座に振り込まれます。村の事業に協力している商工会や事業所に、この1年間不便な思いをさせています。 昨年3月、小石原地域、約100名の住民による署名が村長に提出されています。 私は、昨年6月議会、9月議会の一般質問や議会だよりでこの問題を取り上げ、村支援による再設置を訴えてきましたが、村長は「検討します。」の回答だけです。 9月議会から半年が経過、村長が検討する時間はとくに過ぎています。本当にやる気があれば、私の質問を待たずに決断するのがリーダーです。もし、今でも検討中であれば、スピード感がなくやる気のないことを村民に示すもので、やらないことの言い訳をしているだけです。 ぜひ、村が支援して小石原ATMを再設置することが、高齢者の生活や村の産業を支援することになります。村長の考えを伺います。
議 長	村長
村 長	先ほど議員さん言われましたとおり、昨年の6月議会、9月議会でも同様の質問をいただきました。 J Aといたしましては、撤去の経緯という部分については、ATMの利用頻度が

	低いという、数字だけではございますが、利用頻度が低いということで、域内の4つのATMを廃止したという事情はですね、皆様ご存じのことだと思っているところでございます。 小石原地区にございました農協さんのJAのATMが撤去されて困っている、また、あったほうが便利であるということは、村としても十分承知をしているところではございます。 しかし、9月の定例会におきましても、ATMの再設置について、答弁をさせていただきましたが、仮に再設置を村がすることとなると、管理についてはJAさんをお願いするとしても、村が負担しなければなりません。 支援という形で先ほど申されましたが、JAさんとも基準の取引件数、また、実際の取引件数の差、そこを村が負担する形でJAさんにできないか、という形も相談はしております。 ただ、それについては、まだ回答があっておりません。なかなか民間企業としては難しいのかなというふうには思っているところではございますが、その中で、他の金融機関のこともございますので、村が全面的に支援をするという形での再設置は、困難であると村では考えております。 JAさんにつきましても、ATMの稼働時間を朝7時から夜9時まで広げるという形で、利用者への利便性の向上の取り組みは行っている。また、一人暮らしの高齢者の方につきましても、外商という形で訪問をして行っているというところも伺っております。 そういった中で村としては、共倒れという言い方はあれなんですけど、小石原のATM、宝珠山で今現にある東峰支店のATM、その東峰支店のATMの利用促進を図ることが、村としてはやはり大事ではないかなというふうに考えているところではあります。 その利用促進のために地域交通の今後の活用、また、小石原地区に現にある他の金融機関のATMでも、手数料はかかりますが農協の取引はできますので、様々な比較検討をしなければならないと思っているところでございます。以上です。
議長	2番 樋口朗議員
2番	今の村長の回答では、もう小石原ATMの再設置を村が支援することは、完全にあり得ないというふうに理解していいんですか。
議長	村長
村長	村が支援するという形で、協議を行っております。 ただ、村が全額を負担して設置をするという選択肢は、村としては考えていないということで、ご理解いただきたいと思います。
議長	2番 樋口朗議員
2番	農協と協議をして、再設置の可能性があるのか、その協議をいつしたのか、もうこの課題は昨年の3月から始まっているわけですね。そして、村長は、協議を継続する、検討を継続するというふうに言っていました。 ですから、もう1年近くなるわけなんですよ。その件で、まだ結論が出てないというのは、あまりにも遅すぎます。小石原地区の住民を、その不便さを全くないがしろにしているというふうに思います。 その農協の協議として、再設置の可能性がどんなふうにしたらあるのか、お答えをお願いします。
議長	村長
村長	再設置の可能性といたしましては、協議としてはですね、村が設置する場合、それについてどこにするか、道の駅、また現支店のところに置く、そういった形での協議

	は行っておりましたが、村が全面的に費用を出してするというところでは、費用面の回答はございました。 その中で、最終的な部分としては、J Aとしては、やはり撤去したという経緯の中で、村が全面的という部分であれば協議には乗るが、それから以降のですね、まだ村が全額するという判断をしておりますので、協議を行っていたということとはご理解いただきたいと思います。 最終的にはですね、他の金融機関の経過、または地域交通計画の中で、村内をくまなく走るオンデマンド交通をつくる、そういった形で利便性を高めて、東峰支店のほうへの利用をですね、促進をする。そういう形で東峰支店の存続についての価値を高めることのほうが必要ではないかということで、そういった結論に、今のところではなっております。 ですので、見捨てるとかいう言い方については、非常に言葉のあやではございますが、どういった形でそういった住民の利便性をですね、持つことができるか、そういうところを行っているということで、ご了解いただきたいと思います。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	全く期待外れの、小石原村民も本当にもっと怒りが増していることと思います。 今、村長の答弁の中の小石原道の駅の検討という話がありました。これについて、私、一応質問をしていましたので、その件について村長に正したいと思います。 ATMを小石原道の駅に設置する考えもありますが、私は、次の4つの理由で疑問です。 一つ、道の駅に設置する場合は、ATM本体の安全と利用者の安全を確保するため、ATM設置する小部屋が必要です。その整備に多額の経費と時間がかかります。おそらく1千万以上と聞いております。まずは元の場所に再設置するのが、最小経費で時間もかからず、解決の早道だと思います。 二つ、仮に、道の駅に設置してもほとんど利用者は増えないと思います。昨年3月、小石原と同時期に筑前みなみの里のATMが廃止されました。なぜなら、1年間の平均利用者数が小石原ATMと同じだったからです。 つまり道の駅などは、人は多いが立ち寄る目的が違うので、必ずしもATM利用に繋がらないということです。 三つ、小石原道の駅は、駐車場がそれほど広くありません。土日だけではなく、平日も多く車が駐車しています。駐車する場所を確保するだけでも大変ですし、高齢者の運転手はなおさらです。そして、駐車場から建物まで階段があり不便です。 四つ、道の駅の閉店時間が、4月から10月は午後5時30分、11月から3月が午後5時です。一方ATMは、村長が言いましたように、閉鎖時間は午後9時と大きな違いがあり、現実的ではありません。 以上、小石原道の駅は、ATM設置場所としてふさわしくないと思います。こういうことはもう最初から分かっている事で、検討するものではないと思います。村長の考えをお尋ねします。
議 長	村長
村 長	道の駅については、協議を行ったということは事実でございます。その中で、場所についてはですね、いくつかの可能性を考える、それは当然のことだと思っております。 先ほど議員さんが言われた4つの理由だったですかね、これについては、もう概ねというか、同意するものでございます。そういう経過を持って、やはり道の駅については、やっぱり設置者、指定管理者と言いますか、運営するほうについても、やはりお金を扱うATMを置くことについてのリスク、責任が持てない、そういった部

	分もございまして、そこについては、もう話としてはですね、検討と言いますか、可能性としては調べたところではございますが、そこについては、設置するという話には全く進まなかったということは、事実でございます。 その中で、答弁の繰り返しではございますけど、村が費用を支援する、設置を行うという部分について、まず、費用面だけではですね、その解決という話になるかどうかというところはですね、どういった形でそれを解決と見るかというところが、ゴールと言いますか、考え方だと思っております。 その中で、村といたしましては、東峰支店のＡＴＭを利用促進を図るという部分をですね、農協さんと一緒に、一緒に取り組むというわけではないですけど、そういった部分で地域交通等の整備を行って、走らせていくという形にやっているところでありますので、現状といたしましては、村からの回答といたしましては、こういった形になるところでございます。以上です。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	地域交通は、まだ全く整備されてません。今、計画の段階です。そして、それを利用しても相当な時間と、そして利用料が要ります。今、預金利子が０．００１％の時代に、何百円かお金を地域交通で払う、そういうことを住民にさせること自体が全く福祉に反すると思います。 私は、昨年１０月に約１週間、議会だよりを小石原地区に配布しながら、ＡＴＭ廃止の影響を聞き取りしました。 そのとき分かったことは、小石原支店が閉店、さらにＡＴＭが廃止され、預金や共済を他の金融機関や保険会社に切り替えている住民が増えているということです。住民にとって当たり前のことだと思います。この状態が続けば東峰支店全体の実績が低下し、支店の閉店が現実のものとなる恐れがあります。東峰支店のＡＴＭ利用者も増えないんですね。 そうすると村全体の大切な生活基盤がなくなり、定住どころか移住政策に影響し、人口減少がさらに加速することが見えています。農協の店舗がない村に移住を進められるでしょうか。つまり村存続の危機が迫っているのです。ＡＴＭ再設置支援の決断が待ったなしの状況です。村長の考えを伺います。
議 長	村長
村 長	議員さんが先ほど述べられた部分、どのような形で将来というか、予測の話をされているか、そこをさも現実のように話されている部分については、そうならないように努力するのが村の姿勢ではございます。その解決策として、先ほど来述べたところをですね、村としてはやろうとしているところでございます。 ＡＴＭの再設置につきましては、その問題と支店統廃合の問題、これについては、１つは切り離して考えなければいけないというふうには思っているところです。 他の金融機関に流れて農協さんの預貯金高と言いますか、それが減るという部分については、農協さんにも、そういった部分があるのもう一度再検討ですね、もう当初、もう１年前の話ですけど、そういう話はしたところではございます。 それはちょっと過去の経緯でございますので、この場では、これを言ったからどうのこうのということではございません。 活動を行っていく中、また今、一般質問という形で質問をいただいたところで、今、村の現時点での考え方を、回答という形でご説明させていただいたところでございます。 このＡＴＭの再設置の問題につきましては、地域の方にとって、なくて困る、あったほうがいいのかというのは十分承知しているという部分は、当初申し上げたところでございます。

	また、これについてもいろいろな団体、例えば議会等でもですね、一度議論していただいて、村のほうに、議会としての考えをですね、強力に訴えていただくとか、そういう形も一つ手としてはできるのではないかなというふうに思っているところでございます。 ちょっと、そういう形で進めるということではございませんが、村といたしましては、現在の状況をどうやっていくか、その中で地域交通については、確かにまだ走り出しておりません。その中で、そういった不便を感じる方のカバー、フォローもできるのではないかなというところで、事業としては進めているというところでやっておりますので、この件につきまして、また行政懇談会等でも質問等あるかもしれませんが、村の現時点での考え方としては、こういう形であるというところをご承知いただきたいというふうに思っております。以上です。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	何度も言っていますが、この問題は今出てきているのではなくて、去年の3月前からあるわけなんですね。あまりにも検討が遅い。農協で何回、いつ頃やったのか、私は全然存じていません。 ただ、あまりにも村長の姿勢が後ろ向きなんですね。村長が決断すれば、すぐに解決する問題なんです。 結局、宝珠山地域の住民と小石原地域の住民が、この農協の金融機関が利用できないということで、はっきり言えば差別を受けていると、私は認識しています。 村長、このATM再設置支援をできない理由、具体的な理由をもっと細かく、具体的をお願いします。経費の問題なのか、郵便局との関係なのか、設置場所との関係なのか、その他の問題なのか、そこをもう少し住民に分かりやすく説明をお願いしたいと思います。
議 長	村長
村 長	経費だけの問題ではない、他の金融機関との兼ね合い、これが理由としては一番大きいのではないかなというふうに思っております。以上です。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	他の金融機関との問題ということは、6月議会で言った、郵便局との関係ですか。その答えをお願いします。
議 長	村長
村 長	他の金融機関でございます。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	他の金融機関の問題は、ずーっと永遠に続く問題です。この解決ができないということは、もう永遠に小石原ATMの再設置はあり得ないと、私は理解してます。 次の質問に移ります。 次に、大行司駅への進入道路の改良について、質問します。 国道211号から大行司駅に通じる村道大行司駅線は、昔からの幅員のままで車の離合がスムーズにできません。朝方と夕方は美星保育所に園児を送迎する車が毎日通っています。 今年8月のBRT開業や今後、旧宝珠山小学校グラウンドや校舎を有効利用するために道路改良が必要だと思います。ワークショップでも同様の意見が出ていました。 BRT駅周辺整備基本構想にも大行司駅の整備コンセプト「だれもが便利で使いやすい東峰村の交通拠点とし、利便性向上を目指していく。」と記載しています。 この利便性向上を実現するためにも道路改良は必要だと思うが、村長の考えを伺います。
議 長	村長

村 長	一般論にはなりますが、村道の改良につきましては、通行の危険性や公共性、また通過する車の台数、また公益性などを考慮したうえで、必要な改良を現時点でも行っているところであります。地域の要望を受け、検討することになるというふうに思っているところでございます。 議員さん言われる箇所については、保育所に入るところまではですね、離合も可能だと思っております。大型バスとかですね、そういった部分については、ちょっとまだ課題が多いと思いますが。事故が起こったという事例も伺っておりませんので、拡幅改良については、現時点での改良の必要性というものはですね、低いのではないかなというふうには考えるところではございます。 ただ、現在、BRT 駅周辺整備の機変構想を策定しております。来年、その駅周辺ですね、形をどうしていくか、そういった部分で、基本計画を策定するようにしております。その中での検討、また、それを実現するための試算等もですね、しなければいけません。その費用対効果等も含めて村道の利便性向上、そういった部分を含めたところでですね、検討していかなければいけないというふうに思っている課題ではあると思っております。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	村長の発言にですね、地元の要望があれば、とかいうのがありました。 実は、私も交通政策に担当したことがあります。そういう他人任せじゃなくて、他人の要望ではなくて、村が、この交通行政をどのように切り開いていくのか、どういふふうな道路行政をしていくのか、まず、村がしっかりした考えを持たないとですね、地元の要望があったからする。そんな生ぬるいものでは本当の交通道路行政はできない。私はそんなふうに考えております。 次の質問に行きます。 次に、大行司駅前広場の整備について、質問します。 九州北部豪雨で、大行司駅前にあった民家が倒壊し、撤去されました。その後は、跡地に人が転落しないようにカラーコーンを設置したままで、駅前の景観にふさわしいとは思えません。 大行司駅舎は BRT が決定する前に整備され、使われずに鍵がかかったままです。車や人が利用する場所は整備せずに、もう 6 年、全くちぐはぐな村の対応です。 BRT 開業に向けて、この場所を利用して、駅前広場や観光案内看板を整備する必要があるとワークショップでも意見が出ていました。駅の基本構想にも「駅前空間の整備」と記載しているが、計画するだけでは絵に描いた餅になると思います。今までのさまざまな計画書を読んでも実際にできてないものが山ほどあります。 本当はワークショップを待たずに、とっくに整備していかなければならないものです。本当に遅すぎます。いつ頃から着工するのか、村長の考えを伺います。
議 長	村長
村 長	さまざまなご意見をいただきました。 駅前広場とか駅前の空間ですね、大行司駅の。そこにつきましては、災害当初からですね、民家が倒壊して、それがそのままになっている。それについては危険性除去と言いますか、そういった部分については、やらなければいけないというところはございました。 ただ、現時点でできてないというところはですね、事実でございますので、これについては、何らかの対応をしなければいけないとは思っております。 ただ、民地でございますので、村がやりたいと言って、すぐできることではございません。根拠となる計画を作るということで、今度 BRT の基本計画を作ります。この中で駅前の空間をどのように整備していくか、ただ、水路のところまでを積み上

	げて転落防止柵を作るというだけではですね、ちょっとその後どう活用していくかという部分の視点も必要だとは思っておりますので、最終的には水路自体はなかなかいじることができませんので、そこの部分について、やっぱりきちんと村の顔として、きちんと整備しなければいけない。これの着工の時期については、計画が上がってある程度見える中でですね、年度途中でもという話をして申し訳ないですけど、着手できればというふうには思っておりますが、まだ、いつするという部分については、未定ということでご承知いただきたいと思います。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	農協のATMを聞いても、今の答弁を聞いても遅すぎるわけですね。もう既に、壊れて6年経つんですね。民地だからできないというのは、全く理由にならないんです。道路でもみんな民地です。しかし、必要であれば、その民地の方にきちんと説明をし、ご理解をいただいて、承諾をして道ができたり広場ができたりするわけですね。全く村の主体性が、この件についてもないわけなんですね。 だから、ワークショップを待つとかですね、それはもう民間の声なんですね。村がどれだけ主体性を持って計画を作るのか、そこが全く今の答弁では欠けていると、私は思います。 じゃあ、次の質問に移ります。 次に、住宅建設候補地の選定について、質問します。 令和3年12月23日の産業建設常任委員会の資料「若年層を対象とした移住・定住住宅の建設について」をいただきました。前の担当課長が作成したと聞いています。コンサルタントに委託してないことは評価しますが、内容については多くの疑問があります。今後は、その疑問点を聞いていきたいと思います。今回は、その疑問の1つです。 資料に住宅候補地が3カ所示されていますが、2カ所はなんと土砂災害警戒区域内です。不動産取引においては、対象住宅が土砂災害警戒区域内である旨を、重要事項として説明する必要があります。また、国の公営住宅整備基準には「災害発生の恐れが多い土地をできる限り避けて選定する」と規定しています。 九州北部豪雨で未曾有の被害があった東峰村で、仮に土砂災害警戒区域内に公営住宅を建設した場合、その住宅に入居を勧めることは非常識で、村の良識を疑われ信用を落とすことになります。 私は、土砂災害警戒区域内の土地を公営住宅建設地とすることは、絶対あってはならないと思います。村長の考えを伺います。
議 長	村長
村 長	この住宅候補地についての議員さんの質問でございますが、居住環境が著しく阻害される恐れのある土地ですね、災害の発生が多い土地及び勾配等により居住環境が著しく阻害される恐れがある土地をできるだけ避けるというところ、先ほど言われた分につきましては、そのとおりのことでございますので、基準を満たす用地を候補地とすることが望ましいとはですね、村としても考えているところです。 昨年検討いたしました住宅用地の3カ所につきましても、立地条件の検討の中で土砂災害の安全性、特に土砂災害特別警戒区域については、そこはですね、もう建築できないというところでございますので、それについては考慮して、それを除外して選定をしているということで、3カ所を選ばせていただいたというところでございます。 その中で、東峰村内において、土砂災害警戒区域、イエローゾーンからも外れ、かつ村有地である住宅候補地は、対象として非常に少ない。昨年度の検討では、土砂災害警戒区域も含めて、候補地として検討をさせていただいた経緯でございます。

	まずは土砂災害警戒区域に入っていない候補地での住宅建設の可能性を検討したいということで、建設常任委員会のほうでご説明を申し上げた、用地の選定というところの経過でございます。以上です。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	令和3年のこの産業建設常任委員会、私はまだ議員ではありませんでしたから、その会合には参加していませんのでですね、質問もできませんでした。どんな説明があったかも聞いていません。 ただ、やはりこの未曾有の水害のあった東峰村で、そういったところを選ぶということは、他の地域、他町村の地域の住民から、はっきり言ったらばかにされるのではないかなと、私は思います。 やはりこの水害を教訓にして、より安全な場所に公営住宅を造る。そして、「どうぞここは安全ですから移住してください。」と他町村の住民に広報し、お願いする。これが常識中の常識ではないかというふうに思います。 次の質問に移ります。 宝珠山小学校グラウンドの活用について、質問します。 東峰学園の児童数が減少し、一部のクラスで複式学級の可能性が課題になりました。このことは午前中の議会でも話がありました。この事態を避けるために、早急に子どものいる家庭が移住したくなる住宅を整備する必要があります。 私は、議会だより1号と3号で、その候補地として、多くの理由を示して旧宝珠山小学校グラウンドの旧中学校側の敷地を提言しました。グラウンド全体の半分以下の活用になると思います。 ここにはプールに利用していた井戸、避難所、防火水槽があり、災害時に対応できる施設が揃っています。村が示した先ほどの、他の候補地よりも保育所や東峰学園への通園・通学、高等学校への公共交通・生活の利便性が高いと思います。 しかも、今申しました土砂災害警戒区域を避けることができます。用地買収は不要なので、早期の着工が可能で、住宅建設に最適な場所だと思います。村長の考えをお伺いします。
議 長	村長
村 長	先ほどご提案と言いますか、ご意見のございました旧宝珠山小学校のグラウンド、宝珠山小学校一帯というかですね、そういう形にはなりますが、村内において数少ない土砂災害警戒区域から外れた場所となっておりますので、避難所ともなっておりますし、重要な場所であるという認識は当然持っております。 活用方法につきましては、旧宝珠山小学校もでございます。その活用もあって、そのグラウンドをどうするか。 先ほど提案のございました旧中学校、今解体をするという形で進んでおりますが、そこも土砂災害警戒区域には入っておりません。 ただ、旧宝珠山小学校のグラウンドは、平成29年の九州北部豪雨災害のときに、これはもう排水の関係だとは思いますが、グラウンドがすべて水に浸かったという、これは被害とまでは言えません。人家がございましたので。そういった事情もあります。 また、そのちょっと少し下流側、駅舎が倒壊した原因でもございますが、土砂の崩落があって大行司駅舎、また民家が1件倒壊しております。そこも土砂災害警戒区域ではございませんでした。中学校の跡地については、すぐ後ろにJRの土羽、また山を控えております。 ですので、土砂災害警戒区域が一つの目安、基準にはなるとは思います、やはり地形とかあらゆる面を考慮したうえで、場所の検討の必要はあるというところは思っ

	ているところでございます。 中原の復興団地も一部ではございますが、イエローゾーンにかかっております。 ただ、あそこについては、対象となるイエローゾーンの発端の土砂の流れをどう見ても、普通の土砂崩れであれば、当然襲ってこないという言い方は失礼になるんですけど、いうところで、イエローであります、住宅の建設を行ったという経緯はあるところでございます。 そういった部分でありますので、住宅建設にベターという場所についてはですね、あるとは思いますが。最適という部分について、安全が完全に担保できる土地というのは、ないというふうには思っております。 ただ、理解といたしましてですね、一つの基準を加味しながら場所を選定する。また、あとはロケーション、景観とか利便性、そういった部分も含めて検討しなければいけないとは思っておりますが、旧宝珠山小学校のグラウンドについては、山付き以外のところはですね、何らかのそういった活用がですね、十分検討できる場所ではないかというふうには思っておりますが、先ほど縷々申し上げましたさまざまな条件を考えたうえで、決定はいたしたいというふうには思っております。
議長	2番 樋口朗議員
2番	小学校は、あそこは中学校もあります。保育所もあります。 それは、当時地元の方たちの長年の、ずーっと長い長いこの村のですね、そういった災害も含めた歴史の中で適地として選んできたのではないかと思います。 そして、やっぱり子どもたちが、教育する場ですから、そのときの当事者たちは、一番安全な場所を選んだと思います。そして、なおかつ県・国が定めたそのハザードマップの中では土砂災害警戒区域も含まれてない。それは傾斜を見たりとか土質を見たり、そういったところでの総合判断が今の結果だと思います。 子どもたちの安全、一番大切なことを、もうずっと前から分かってた方たちが決めてきた敷地です。 ですから、今それを、また別のことでですね、検討しますというようなことは、はっきり言って遅い。もう今日言いましたように、複式学級の問題はもう待ったなしの問題ですね。そうするとまた、私が議会だよりも書いていますように、移住政策にも支障があるわけですね。 複式学級を望む家庭もおるかもしれませんが、一般的にはやっぱり複式学級ではない学園があれば、そこに移住してもいいかなと、保護者の方は思うのではないのでしょうか。 そのためにも、やっぱり住宅政策は、もう一番の課題なんですね。それをまだ土地のことについても検討中、もう農協のATMと全く一緒ですね。決断する能力がないのか分かりませんが、いつかは、トップは決断しなくちゃいけないんですね。議会の対応とかじゃないんですよ。執行部が決断して、それに議会が賛成するのか、反対するのか、住民が賛成するのか、反対するんですよ。他人任せなんですよ、今言っている回答はですね。 執行部トップになったら、そのすべての責任を負って決断する。その能力と権限があるわけなんですよ。そういったことをぜひ自覚して、これからの住宅施設の適地の判断をお願いしたいと思います。 時間がないので、最後の質問にいきます。 次に、地域おこし協力隊の派遣先について、質問します。 平成27年度から毎年地域おこし協力隊員を採用し、さまざまな施設や部署に派遣・配置しています。決算に係る主要な施策の成果説明書によると、平成28年から令和3年度までの6年間で延べ45人、年平均7.5人採用していることになりま

	す。 予算書によると、令和4年度には11名、午前中の説明では8名になっておりました。5年度は11名プラスプロジェクトマネージャーが予定されています。 村のホームページによると、1月から3月にかけて一般社団法人竹棚田の里山マネージャーが1名、里山カフェ及び古民家ヴィラの運営スタッフが1名、残念ながら指定管理者の応募がなかったほうしゅ楽舎運営スタッフ1名、合計3名を地域おこし協力隊として募集を開始しています。 今回隊員を派遣・配置しようとする施設や部署の選定方法などについて、項目ごとに村長に伺います。 まず、1番目の質問です。 施設を指定管理者が運営している場合、村が整備したすべての施設の指定管理者から隊員派遣の要望を聞いているのか。これは要望書の提出を含みます。 すべての施設から要望を聞いている場合、その要望を聞かない施設がある理由は何でしょうか。村長の考えを伺います。
議 長	村長
村 長	すべての指定管理施設、指定管理者に要望を聞いているかという部分については、要望があった場合に村としてですね、こういった事業に基づいて、募集について要望があるのかという協議を行っております。 指定管理者が行う事業で、協力隊を必要とする村の事業・プロジェクトによるものですね、公益性の事業の推進を展開する事業につきましては、指定管理者からですね、派遣の要望書が提出されたものに対して、村担当課と協議を行いまして、派遣を行っているというところでございます。
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	私が聞きたいのは、村が指定管理者制度を利用して置いている施設がたくさん村内にあります。指定管理者制度を知っている団体も知らない団体もおおと思います。 まず、私が思うには、すべての施設を管理している指定管理者から、要望あるなしにかかわらず、こういった指定管理者制度がありますよという話をして、その中で「ああ、そういう制度があるならば申し込んでみようか、要望を出してみようか」とかでですね、話をしてみようか、これが公平な扱いだと思いますが、村長の考えをお尋ねします。
議 長	村長
村 長	すべての指定管理者、指定管理施設の管理をされている方に対して、協力隊という制度があるという部分、また、その利用、活用の希望ですかね、そういったのを聞かれていますか、という質問というふうに理解しておりますが。 今、実際に指定管理を行っている施設等ですね、これまで過去の経過において地域おこし協力隊を使っていないというのは、今のところ宝珠山ふるさと村と恵愛会だけだったというふうに思っております。 そういった部分についても協力隊の制度については、説明はしております。 ただ、協力隊必要ですかという問いかけまではですね、してないというところで、その都度業務の中で協力隊の利活用と言いますか、活躍をですね、その指定管理施設の中で行っていただきたいという要望があったところに対して、協議を行っているというところでございます。
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	たぶん指定管理者制度を知らない施設もあるのではないかなというふうに思います。 だから公平にですね、利用する、しない、派遣してもらう、もらわないにかかわら

	ず、村が指定管理者を選んでいるんですから、その指定管理者にはきちんと公平な取り扱いをやっていただきたい。今、やってなければ、今後そういうふうにやっていただきたいと思っております。 そして、要望書は単なる協議なんですか。それともきちんとした、向こうから様式が整った要望書が出ているのか、それをお尋ねします。
議 長	村長
村 長	協議という言葉の定義が、ちょっと今一分かりにくかったんですけど、きちんと紙による要望書を提出していただいております。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	要望書が提出されていることを聞きました。それは当然のことだと思います。その審査、そして地域おこし協力隊を派遣する、しない、その決定方法、いわゆる審査方法ですね、そういったのはどういった段取りと言いますかね、経過で指定しているのか、派遣を指定しているのかをお尋ねします。
議 長	村長
村 長	要望書が出された時点で、まず協議を行います。その中で、その要望書に、ちょっと村のほうですね、内規という形で基準を作らせていただいております。 まず、村の事業・プロジェクトに合致しているのかどうか。また、民間事業者や任意団体の派遣は、村の事業・プロジェクトに合致しているものを除き、原則は行わない。派遣された協力隊の退任後のですね、事業継続や定住に尽力をすること。住宅、住む家ですね、を確保すること。派遣を要望する指定管理者等は地域おこし協力隊の制度を理解し、派遣目的と業務内容を明確にすること。特に、臨時職員と言いますか、経費を少しでも減らすとか人が足りないとか、そういった関連の理由でのですね、場合は派遣ができないという形で、そういった部分をきっちり協議を行いながらですね、その施設にとって協力隊の派遣の要否についてですね、決定をさせていただいているところでございます。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	最後に質問します。 隊員の派遣はですね、総務省の決まりで3年までというふうになってますし、この村でもそれを適用していると思います。 どうしてもやっぱり継続するのか、しないのか、そういったところの判断が必要になってまいります。 例えば、最初の地域おこし協力隊が3年で期限が切れる。そのとき再度、また要望書を向こうが提出するのか、しないのか。した場合にまたどのような判断で継続するのか、そういった手続きがどんなふうになっているのかをお尋ねします。
議 長	村長
村 長	1期3年という言い方はしますが、その指定管理施設としてですね、指定管理者から再度の要望がある場合については、これまでですね、派遣をした派遣の効果、また、その業務内容、実績等を勘案しまして、先ほどの基準等とも照らし合わせる中で、再度の派遣の必要性などをですね、他の事例等も勘案した中で協議のうえ、派遣の要否を決定しているということで、要望があったから継続するという形ではないということは、ご了解いただきたいと思います。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	以上で、私の質問を終わります。お疲れ様でした。
休 憩	
議 長	14時5分まで休憩します。

(13時52分)

再 開	
議 長	休憩前に続き、会議を再開します。 (1 4 時 0 5 分)
議 長	5 番 梶原伯夫議員の質問を認めます。 5 番 梶原伯夫議員
5 番	私は、大体大まかに 3 点質問させていただきます。 まず、今度生活応援商品券というのを 1 人 1 万円分いただきました。これ非常にとてもありがたいことではありますが、ちょっとそこでお尋ねしたいんですが。 東峰村にはですね、商品券を使える店が非常に少ない。焼き物屋さんを除いたところで東峰村には何軒、使えると言いますか、使用できる店があるのか、ちょっとお伺いします。
議 長	総務企画課長
総務企画課長	窯業関係の店舗以外では 6 8 店舗になっております。
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	6 8 ですか。 6 8 店舗あれば、かなりあると思うんですが、自分が聞いたところによると、そんなに聞いてなかったもんですから、まずはお伺いしたんですが。多ければ多いほうがいいんですが、その中には農協もありますよね。 その農協で使えるのは分かるんですが、農協のですね、灯油の配達、要するに灯油だけじゃなくて油の配達等にはですね、使えないと聞いたんですが、それはなぜでしょうか。
議 長	総務企画課長
総務企画課長	農協の灯油配達に関しましては、組合員登録された通帳からの引き落としのみの対応となっております、現金とか商品券ではですね、この配達については利用できないということでございます。
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	私の聞いたところでは、この生活応援商品券だけでなくプレミアム商品券も使えないと聞いたんですよ。 もうずっと前からプレミアム商品券はあるんですが、今言ったように、年寄りと言ったらものすごく怒られるんですが、高齢者の方が多くて、やっぱり配達していただいたほうがいいと思うんですよ。 その中で配達が使えないと。農協が民間企業ですから、そのほうが使えないと言えればそれで終わりだとは思いうんですよ。 でも、それだけじゃなくてですね、村から、一番大事なところだと思うから、そういうところはですね、交渉と言いますか、村から使えるようにですね、交渉していただければ生活支援としても役に立つと、自分は思うんですが、使えるように交渉はしたんでしょうか。
議 長	村長
村 長	先ほど議員さん申されましたとおり、配達の灯油が決済の関係で使えないというのは、プレミアム付商品券でも同様の取り扱いであったということでございます。 ただ、実際にプレミアム付商品券の中で、配達というのが使えないという苦情と申しますか、そういう声が直接自分と言いますか、役場のほう等にですね、届いてなかったという、ちょっと理解の部分もございますが、そういったところでもですね、自分たちとしては、使えるものというところでですね、皆さんの少しでも暮らしの一助になればということで、生活応援商品券を配布させていただいたところではあります。

	というところで、実際に利用にあたって、始まったときにですね、「なんで使えんと」という話を直接いただきまして、それで農協のほうに確認を取らせていただいて、農協のほうに、ぜひ使えるようにしてほしいということで、本社のほうに持ち帰っていただいてですね、協議を検討していただいたところでございます。 1週間ぐらいして、その回答として、やっぱり決済システムの改修や大規模な部分、また、同様の筑前あさくら農協の管内でもですね、プレミアム付商品券は、配達の灯油については対応できてないというところで、ちょっと対応ができないという回答をいただいて、そういう形でございましたので、内容としては、何と言いますかですね、配達の灯油に関してはですね、そういう形で最終的な回答をJAさんからいただいたということで、それについては、検討としては、プレミアム付商品券は比較的、1万円を出して1万3千円分の商品券が来るというところで、灯油についても、車を持っている方が多かったのかなというふうに思っております。 生活の商品券については、すべての村民の方にお配りしたということで、やはり高齢者の方、車を持ってない方、そういった方のところまで村としても思いと言いますか、検討が十分ではなかったところについてはですね、当然反省しなければいけないというふうに思っております。 そういった経過でですね、農協のほうには十分対応してくれという要望は出しましたが、そういった経過の流れの中で、最終的に2月までに対応ができなかったというところでございます。以上です。
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	これ生活応援商品券なんですよ。 だから、やっぱり使えないとはですね、非常に問題があるのではないかと、自分思うわけなんで、今言ったように、使えないと言われて、そこで「はい、そうですか。」で終わるんじゃなくてですね、どうにかならないかというような交渉ですよ、それはしなかったんですか。
議長	村長
村長	一度、最初農協さんにお話をして、答えがあって、どうにかならないかという形で、2度ほどやり取りというか、もう1回検討してという形で検討していただいたんですけど、最終的には改修等に間に合わないというか、改修ができないという回答でございましたので、その最終的な回答の部分については、自分が直接聞いてはおりませんでした、そういう形で報告を受けておりましたので、大変申し訳ないというところであったんですけど、そういう形で進ませていただいたというところが実情でございます。
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	そう言われればですね、それで終わりかもしれませんが、高齢者が多いこの東峰村です。できるだけそういうことがないようにですね、今後交渉でもしていただきたいと、よろしく願いしておきます。 次です。 今年はですね、案外雪は少ないのかなと思うんですが、昨年末と1月末の降雪時の除雪について、ちょっとお伺いしたいんですが。 除雪基準が15cmですよ。基準に届いてなくてもですね、10cm前後でも生活には影響があるんですよ。だから、要するに基準以下でもですね、除雪はできないか、お伺いします。
議長	農林建設課長
農林建設課長	議員がおっしゃられる昨年末と1月末ですかね、雪が多かったと言われておられるところは、おそらく12月の24日あたりと、あと1月の25日あたりじゃない

	かなというふうに思います。 この両日につきましては、毎回15cmという話がありますが、朝の4時半の段階で積雪の深さを確認させていただいて、この2日間につきましてはですね、除雪をさせていただいているところでございます。これはもう基準以上あったというところでですね。 あと12月23日、その24日の前日ですね、そちらも同じような形で、時間的な判断としましては、4時30分という朝の段階で積雪の深さをを見せていただきました。 そこで、ここはもう10cmもなかったような積雪深でございまして、そういったときには実質として除雪はしてないというような状況でございます。 議員がおっしゃられるように、生活道路ということでございますので、ただですね、通行止めをすればいいというところではないことは十分承知しております。 ですから、我々としまして、村としましてはですね、国県道は県さんの管理になりますので、まずは大雪が降るといったときにはですね、前日の段階から雪が降るであろうかということで、お互いに連絡を取り合ってですね、朝から動けるような連絡調整をさせていただいております。 それから、実際判断をして、除雪をするといったときもですね、村だったり県さんのタイミングがちょっとずれたりもするものですから、例えば、村が先に除雪を判断したときにはそういった話で、もう村としては除雪を始めますというようなことを伝えさせていただくなどですね、そういった情報共有をさせていただきながら除雪をやっているところでございます。 ただ、言われるように、やはり積雪深が少ないといったときにはですね、機械の、なんででしょう、あまり浅すぎて動かせないとかいったところもありますものですから、安全性ですとか路面を傷めるとかというところも考えてですね、除雪しないところもございます。 ただ、場所によっては、もう本当のちょっとのですね、積雪で立ち往生している車というのも見かけたりもしました。村内の皆様につきましては、おそらくそういうことはないと思います。 ただ、やはり下のほうで雪が降ってなくて、ここに入ってきて、それで立ち往生している。逆に、村の皆様にお助けいただくようなこともあったりしてですね、そういったところは十分ですね、現地を見させていただいて思っているところではございますが、どうしてもその、我々の対応としましてですね、なんとか15cmという基準を守りながらですね、実施をさせていただきたいと。 例えば、その中でも橋梁のところですね、そういったところで積雪があって動きにくくなるようなところについては、例えば、融雪剤の散布等、そういったところですね、対応などをさせていただくようなことで、今回もご対応させていただいたところでございます。
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	それは分かっているんですが、自分たちのところから上でも、小石原方面に向かってでもそうなんですが、坂道が多いわけなんですよ。坂道が多いから、今言ったように、基準以下でもできないかと言ったわけなんです。 そして、さっき言った少量やったらやりにくい、それは分かっているんですよ。チェーンが切れたりとか、そういうのは分かるんです。自分もスクールバスの大型に乗っていたからですね。少ないところを走ればチェーンなんかはよく切れます。 でもですね、村独自でせっかく除雪車を持っているわけなんですよ。だから、村独自でもうちょっとどうにかできないかということを、僕は言いたいんですよ。

	もちろん村道が主体ですけど、国道もお金と言いますか、いろんな手続き上とか県とかのね、やらなくちゃいけないことは分かっています。 分かっているんですが、今言ったように坂道が多くて、小石原が結構降っています。ここら辺は降ってなくて、また竹地区が降っているという場合がありますよね。 車庫は小石原地区にあるんで、小石原地区から下って竹地区に行くと思うんですが、その場合に、言ったように、坂道のちょっと多いところとかのかしてくれと、というようなことなんですよ、自分としてはですね。 そこのところをお願いをしたいんですが、今言ったように、小石原地区から竹地区に行く途中で、そういうところは今言ったように、ちゃんとのかしていただけているんでしょうか。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	例えば、小石原地区のほうから宝珠山のほうに下りて竹地区に上がるといったときに、実際にその区間については、確かに国県道になりますから県さんの管理区間になります。 そういった中でですね、例えば、まだ除雪をしないといけない状況だとか、そういったものが見えるところにつきましては、まずは県のほうに連絡をさせていただいております。 そこで、「なんとかできませんか」というようなお話はですね、こちらのほうからもさせていただいていますし、あと、例えば、国道211号を下りて行って、今度は八女香春線のほうに上って行くと。そうしたときに、やはり村道だけじゃなくてですね、やっぱり八女香春線についても積雪しているといったときについてはですね、そこをなんとか除雪してくれないかとかいったところは、うちのほうからですね、県のほうにはお願いをさせていただくようなことは、今回もさせていただいております。
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	それとですね、今日聞いたんですが、1月末なんかですね、小石原地区から竹地区に行く、行きだけなんです。帰ってこなかった。片道だけのかして行った。どういことですか。 行きだけしかのかしてないわけですよ。帰ってきてないと。帰る道はのかしてない。どういこととそうなったのか、ちょっと教えていただきたいと思います。
農林建設課長	普通であれば、行って戻ってというところでございます。 そこをですね、今回、これは良かったのかどうかはちょっとあれですが、まずは範囲、延長、先にやはり除雪をしていこうというところですね、先にそこを片方だけでもして、1台でも、離合ということじゃなくてですね、車両がちゃんと通れるようなところを優先していこうというような形で進めておったところでございます。 ただ、そういった片押し1回行っただけではですね、時間的には朝から動いて陽が落ちるようになったので、もしそれを往復やっていたら、もしかしたら対応ができなかったかもしれませんが、ちょっとそういったところは、もっとここは広く除雪しなければいけないとか、そういったところはもう少し私も現地を確認をしていきたいと思いますが、今回そういった形で、できるだけ早く雪をどかしていこうということで、そういう片押しをさせていただいております。
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	今言う除雪の仕方なんかですね、いろいろあると思うんで、ちゃんとやっていただきたいと思うわけなんです。 あと、小石原地区の上のほうの、小石原地区の問題なんですね。 あそこはもちろん国県道なんです。国道、県道、国道は両方か、500号と211

	号とですね、あるから、下町とか上町地区の、要するに街中ですね、あそこは除雪しても、すぐ家の玄関前にポッと行くじゃないですか。ああいうところは去年も言っていたかしていただいたんですが、長い距離じゃないからですね、ああいうところだけはもう少しきれいにののかすと言いますか、回数を増やしてもらおうとか、そういうことはできませんか。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	おっしゃられる場所については十分把握してございますので、そのところについてはですね、除雪をしていただく県土整備事務所のほうにもですね、しっかりこの家の前に、例えば雪の山を残さないように、できるだけ除雪してほしいといったことは伝えていこうと思います。ありがとうございます。
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	やっぱり今言ったように生活道路でございますので、なかなか基準通りには行かないと思うんですね。だから、そのところだけを考えて除雪なんかをしていただきたいと思います。 それで村道にしてもですね、各地区で小さい除雪車を買っていただいているところもあると思うんですが、全部じゃないですね。全部じゃないから、やっぱり大きい除雪車が通れるところはですね、まず、大きい除雪車でのかしてもらいたいと、そういうところをよろしく願いをいたしておきます。除雪のことについては、以上です。 次、村政についてと、私、なんか抽象的に書いておりますけれども、結局自分が思うには、村長が今、東峰村というところをですね、どのようにしていきたいかと。どのような村にしていきたいかというところは、ある程度聞いているんですが、自分としては、具体的に何をするのかと。 さっき同僚議員も聞いていますけど、具体的なところをですね、ある程度教えていただきたいんですが。いろんな「美しい村づくり」とか、いろいろおっしゃっていますよね。 だから、そのためにどうするのかというのが、もうちょっと見えてこないから、そのところをお願いします。
議 長	村長
村 長	そうですね、どういう形で具体的に伝えれば分かるのか、というところの話だというふうには思っております。 1つあるのは、東峰村って場所的には決して悪い場所ではないというふうに思っております。10分ほどすれば高速道路もあります。福岡市まで高速使えば1時間で行ける。北九州のほうも、小石原からだったらですね、1時間半かからない。便利に感じるがゆえに、ちょっと危機感がないというところもあるというふうに思っているところです。 ですので、いろんな形で、特に数年前、観光ステーションという事業で人を呼び込もうという、災害前ですけど、事業がございました。 それについては、いろんな形で合意が得られずに、事業としては執行できなかったというところはございます。 何を申したいかという、1つあるのはですね、村としては、今ここに住んでいる方が、どう不満なくと言いますか、住むことに誇りを持てる村としていけるか。 これについては、従来からいろいろ言っております交通関係、買い物関係、そういったところで診療もございます。そういったのがこの村でですね、できるだけ体制をどう整えるか。その体制を整えるものをどう使うか、どう利用するかという部分で、前回も同僚議員さんからも質問がございましたが、やはりデジタルという部

	分をですね、いかに早く導入して、高齢者の方でも使えるような体制を整えていくかということで、今はですね、デジタル拠点、テレワークテラス宝珠というところで寺子屋という形で、今、訪れてくれている方にそういうデジタルの勉強会をしておりますが、将来的にはやはり高齢者の方に、そういうデジタル装置を使って、地域交通も家からすぐできる。電話等で行うと、やっぱり間違いとか調整に手間がかかったりしますので、そういった部分をですね、すべてデジタルで解決できるとは思いませんが、それを重点的にやっていくことで、やはりその方がですね、村にいて住みやすいなということを思っただけということが第一だというふうに思っております。 その中で、先ほどこっちと観光という話も申しました。村にどういう形で注目をしてもらえるか。いろんな形で外部からお話をいただきます。「東峰村がんばってるね」とか、元気のある人が「よくテレビで見たよ」とかですね、そういった部分も、そういった方たちの活躍する場を、どう持っていくかということで、今、観光アクションプランというものをですね、昨年策定いたしましたして、その実現に向けて、いろんな方々が知恵を絞りながら、どう行動するかということをやっております。 こういった部分をやっていく中で、これをどういう形で周りに情報発信をしていくか。テレビが来てくれたら、結構その後、どっとですね、お客さんが来てくれます。 ただ、それをどう継続していくか、よく持続可能という形も言いますが、村としてどう持続可能していくか、そういう村に興味を持っただけの方の興味をですね、どう繋いでいくか、持続させていくか、そういった部分の取り組みが、これまで少し足りなかったというところもございますので、観光についてもデジタルというか、情報発信、情報収集の強化をするという形で、昨年申し上げておりましたが、やはりちょっと人的なパワーというか、リソースが足りないという形で、ちょっとまだ手が掛けられていないというところの部分もあります。そういった部分をですね、住んでいる方について、どう満足した暮らしをしていただくか、外部の方にどう村の魅力を発信するか、その体制をどう作るか。 その中でいわゆる関係人口、交流人口、定住人口という形でございますが、まず、関係人口を増やそうということで、昨年からですね、東峰村応援団という事業も行っております。 ただ、これ今、東峰村応援団の事業の動き、活動がですね、なかなか情報を受け身になるだけの応援団になっておりますので、その方たちがどう次に広げていってもらえるか、その中でどう村のほうに応援をしていただけるか、来ていただけるか。こういう仕組みづくりをですね、観光アクションプランの中で取り組んでおりますので、こういった部分、ちょっと一つの例にはなりますが、そういった例でですね、取り組んでいく。他にもさまざまございますが、ちょっと具体的な部分として、いろいろ話すと長くなりますので、ちょっと例として挙げさせていただきました。
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	それは分かっております。十分。 いろんなね、全部やりたいことを具体的に言ったら時間的にもものすごくかかりますので、それは分かるんですが。 関係人口、定住人口を増やしたい。 自分は定住人口のほうに、ちょっとお聞きしたいんですが。 何と言いますか、協力隊の方でもですね、そこまで定住者が増えないという中でですよ、よその、他の地区というか、意見を聞く。よそからの定住者の意見を聞く、よそ者の意見を聞く。自分が東峰テレビをやっているときにですね、よそ者、ばか

	者、若者と。その3つが揃えばものすごく良い村になると。 ばか者と言ったらおかしいんですけど、やっぱりある程度ばかにならないかとか、あるわけですね。その中にも今言ったように、よそ者も入っているんですよ。 だから、よそ者の意見も聞かねばならないんですけども、自分が思うには、やっぱりよそから、途中から来るんですから、小っちゃい頃から生活している場所じゃないわけですね。 となってくると、なかなかよそから来て、そこに溶け込むのは難しいと思うんですよ。それを難しいから、何と言いますか、機会を作ってやらねばいけないのかなと。 私は、昨年か一昨年から聞いたんですが、協力隊が話し合いの場を持ってくれと。村と、要するに溶け込む場所と言いまかね。そういう機会を作ってくれと言ったんですが、なかなかそれも実現しないんです。思うんですが、定住に対してですね、具体的にはどのように考えているのか、お伺いします。よそから来らっしゃった人の定住について。
議 長	村 長
村 長	定住という話、また協力隊さん。協力隊さんもですね、いわゆる三大都市圏から、やっぱり村に魅力を持って、村のために頑張りたいという形で来られた方でございます。 そういった方もですね、定住率の数字とかですね、そういった部分は過去議会で、一般質問等でやり取りをしたところでありますが、全国平均と村の平均は、そこまで大きな違いは確かなかったと。確か高くはないですけどですね、でございます。 実際には、いわゆる地方創生という話ができて上がる、出る前からですね、やはり移住・定住で来られている方は結構おりました。 実際、前は高齢者の方でですね、定住されて、そういった方は結構地域に溶け込むのも早かったというところではございます。 最近はやっぱり、先ほどの小学校の問題ではございませんが、子育て世代の方に入ってほしい、定住してほしいということで、定住促進住宅も子どもさんをお持ちの方には家賃の低減を図るとか、そういった形で呼び込みをして行っていたところではございました。 ただ、そういったハード的というか、制度的な部分は置いておきまして、先ほど協力隊さんの話し合いの場が欲しいと言っていた部分、これについては十分思いとしては受けております。 ただ、ちょっとまだ実現ができていないというところと、今、協力隊さんが、前はですね、当初の頃は週に1回はですね、朝一度役場のほうに朝礼なりに来て、そのときに報告、日報なりを出してですね、それから派遣先に行くという形をやっておりました。 ただ、それをやると時間的な拘束が長くなるということで、今は直接派遣先のほうで業務を行って、日報等をまとめていただくという形に確かしていると思いますので、あとアドバイザーという方、斉藤さんという方とか来ていただいて、いろんなアドバイスとか相談を受けていたところでございました。 これも災害以降5年になりますが、そういう制度が、やっていたのが、ちょっと切れてしまって、やっぱりどうにか協力隊さんがやっぱり村に入ってきて、やっぱりここは変わったほうがいいんじゃないかとか、こういうふうになるともっと良くなるのにとかですね、そういった部分、なかなか言えない部分を聞き取る場面というのがございませんので、そういった場についてはきっちり今後作っていきたい。 アドバイザーについても、交付税の算定の基準にも入っておりますので、やらな

	い手はないんですね、より良く定住と言いますか、来ていただく方が気持ち良く住んでいただく。 元々定住して来るというのは、やはりある程度の覚悟を決めて来られている方ですので、それでもやはり途中で出て行かれる。そういった方について、なぜ出て行くのかというのはなかなか聞きづらい部分ではございますが、細かにそういった意見交換を行うことでですね、そういった形で村への定住も図っていけるのではないかなというふうには思っているところでございます。 そういった形で、いろいろと定住施策については取り組んでまいりたいというふうには思っておりますが、今、いずれにしても協力隊については、村が用意した空き家、指定管理者さんがですね、新規に応募するときには空き家を用意していただくという形で、住むところはですね、確保させていただいているところではあります。が、通常の、ちょっと村のほうで暮らしたいという方については、さまざまな議会等でのご意見、ご質問等もいただいておりますが、空き家バンク等についても登録している物件が少ない、住宅についても、先ほど指摘をいただきました。村としても少しでも早く取り組めるようにということで、P F I の導入をすると、決定をしてから建設までが劇的に早くなるということで、早く取り組みたいという形でやっていたんですけど、ちょっとP F I の制度自体が村の需要とかですね、そういった部分でまだ正式にゴーサインが出せない状態でございますので、そういう形でもですね、村として、やはり住むところをどうするかというところをですね、来年度できるだけ早めに、できるだけ早く、時期は明言できませんが、方針を決めて、P F I でいくのか、村として住宅をですね、確保してやっていくのか、そういった部分については、どんどん、どんどん時間だけが経ちますので、これについてはきっちりやらせていただきたいというふうに思っております。
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	そうですね、やっぱり一番身近な協力隊から定住していただければ、それが一番いいのかなと、自分は思っているんですよ。よそから来た、別に東峰村に住みたいというような人を呼び込んでいくと。 テレビなんかよく見ているとですね、ものすごく高齢のじいちゃん、ばあちゃんと話しているんですけど。そういうふうに協力隊の人でもですね、来たらこの村でもそれくらいなるんじゃないかなと思うんですけども、協力隊の人が何をしているのか分からない。どこにおるのか分からないというのもあるんですよ。 だから、そういうところもちゃんとしていただければいいのかなと思うんですね。 そういう良い村にするためにですよ、また、違う同僚議員が聞くかもしれませんが、今度は小石原の農協スタンドが休みがものすごく多くなるんですよ。 となってくると、観光立村を掲げている東峰村がですよ、非常に便利が悪くなるのかなと思うからですね、そういうところを言われる前に、村として村民と手を取り合ってですね、長くスタンドを続けてもらえるようにしていただきたいと思うんですよ。そういうのも村政かなと、自分思うんです。 大きいことじゃないかもしれませんが。小っちゃいことかもしれませんが、小っちゃいことからやっていけば村民に喜んでもらえると思うんですよ。 最後に、時間はゆっくりあるでしょうから、村長がいいくらいの時間で終わらせていただきたいと思うんですが。 村民に対して、移住者に対してもですね、どのようなサービスとかをやっていけば、村政をしていけば喜ばれるのかお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。
議 長	村長
村 長	いろいろなご意見ありがとうございます。

	どのようなサービスと言いますか、都会と田舎と言いますか、東峰村が都会と同じレベルの利便性を求めるということは、これは不可能だというふうに思っております。 例えば、住民票がコンビニで取れたらいいねとかいうところに、村の中にコンビニがないじゃないですかとかいう話は置いて、よそのコンビニ、仕事行きがてらコンビニで取れるという利便性、これをどうするかという話の中でも、村で仮に、そういうコンビニ交付をやろうとすると、一部証明書を出すあたりの単価が20万とか30万とかかかる。それに収入が300円ぐらいしかない。それを村として入れるべきかどうか、これは、本当は標準化の取り組み、令和7年度にはありますが、そのときにどういった形でそういう利便性というものをですね、いろんな自治体が公平に受けられるかということでもですね、ちょっと期待はしているところでありますが、まだ仕様等が出ておりません。 そういった部分も含めながら、この村ならではの言いますか、この村でできること、それが何なのかという部分をですね、きっちり考えていかなければいけないというふうに思っているところで、今のところ村の中で非常に困っている部分、先ほど申しましたが、移動、買い物、また、ちょっと高齢者の方が、もう今46%を超えております。この方たちが、正直言って介護保険の今、第9期という介護保険の計画の着手を広域連合はしているところでございますが、東峰村介護保険の1人当たりの利用率、利用額ですかね、については、県内で最も高いところであります。 10年前ぐらいまではちょうど中頃だったんですけど、なんでそんなに1人当たりの介護給付費が増えているのかなというのを、いろんな施設の方とか聞きますけど、東峰村の方はものすごく我慢強いと。もう一生懸命がんばって、がんばって、どうしても動けなくなったときにはじめて介護保険を使おうとするので、そのときにやはり施設としては、いきなり入所を申し込んでくるとかですね、そういった形でありますので、施設とかですね、介護保険の事業者としては、やはりそういうふうになる前にデイサービスとか認定を持ってない方もそういったところで過ごすことで、やはりそういう介護が必要になる年齢、いわゆる健康寿命と言いますかですね、それを延ばす取り組みをしなければいけないと思っております。 それについてですね、村として、制度的にどうにかできないかなというところは、今回の予算等では反映はされておりますませんが、考えたいというふうには思っております。 やっぱり住む方がですね、健康で生き生き長生きできる。こういうためのサービスをどうできるかというのをですね、可能な範囲から来年、今ちょっと予算の中で考えておりますのは、いきいきサロン、これは村の中で、コロナの関係でだいぶ活動が停滞しておりましたが、今だいぶ復活しております。これをもっと活動の回数を増やしていいんじゃないか、その中でも移動スーパーの時間帯と合わせて行うことで、移動スーパーとの連携、また、そこで買い物ができるとか、そういった部分もやれるんじゃないかということで、そういった取り組みとかをして、少しでも高齢者の方が外に出て、いろんな話をしながら気晴らしと言いますか、そういった部分ができるところをですね、考えたいというふうに思っているところであります。 さまざまございますが、ちょっと絞った形での表現になりましたが、こういった形で、なんですかね、費用対効果とかいろんな手法を考えるべきことはございますが、やっぱり必要な部分について、そういったできる部分についてはですね、やっていきたいというふうに思っているところでございます。
休 憩	
議 長	14時55分まで休憩します。

	(14時47分)
再開	
議長	休憩前に続き、会議を再開します。
	(14時55分)
議長	6番 高橋弘展議員の質問を認めます。 6番 高橋弘展議員
6番	一般質問をしてまいります。 まず、1点目です。地域交通について、お尋ねしてまいります。 この3月定例会の令和5年度予算案のほうでも上がってきております。地域交通についてなんですけれども。 この令和5年の夏、BRTの開業にあわせてデマンドタクシー、いわゆる乗合タクシーのほうを開始していくという話も聞いてきておりますが、改めてになるんですけれども、この地域交通、ここ数年議論が進んできており、この令和4年度に關しても計画というのが策定されるということで聞いております。 現在、この地域交通の再編、検討されているんですけれども、改めて対象になる人が一体誰なのか、そして対象の方がどうなること、効果ですね、というのの全体的な目的ですね、が一体どういうふうな形でこの地域交通の再編を考えているのか。今一度お尋ねしたいと思います。
議長	村長
村長	今回の地域公共交通計画というものを策定しております。これにつきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律という法律に基づく法定協議会を設置いたしまして協議を行っているところでございます。これについては、ご存じのことかというふうに思っております。 その中で、誰がどのようになることについて策定しているのか。これについてですね、ということにつきましては、まずは村民、高齢者のみならずですね、村民全体、あえて絞れば、特に高齢者と子どもと言いますかですね、になるというふうには思っておりますが。 その中で村民や外部からの観光客等ですね、村に来られるあらゆる人にとって、利便性の高い地域交通とは何なのか、利用しやすい、村内をくまなく走るという中で、どういう形であるのが利便性が高いのかということについてですね、ちょっと短距離でも使ってみようとか、村外についてはまだ、今後の本格運用になってからの課題ではございますが、そういった部分を含めて移動のしやすさ、移動の支援をどう考えていくかということをごすね、より良くしていくために、今回この地域公共交通計画を作り、その走り出しと言いますか、それを行うという形で、今やっているとございします。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	今、村長、ご答弁いただいたところが、少し疑問が残る部分で。 村民全体の方々が使いやすい移動手段になっていくということは、非常に分かりやすいですし、常々同僚の議員の方々からもそういった意見を持って地域交通、今どうしていったらいいのかというのが、非常に考えていかなければならないときにあって、それに加えて外部の方々であったり、通行される方というのを含めたうえでの地域交通という形に、今、村長、ご答弁されたんですけど。 そこがちょっと、話が大きくなりすぎてないかなという部分を、非常に感じておりまして、今回あがってきた東峰村地域公共交通計画の中でも事業スケジュールの基本方針の1で、すべての人にとって使いやすい地域交通の形成ということで、すべての人というのは、今、村長が言われた村民全体、あるいは外部の方、そして通

	行、東峰村を通過される方という意味合いでよろしいのでしょうか。
議 長	村長
村 長	議員さん言われるとおりのことと解釈していただいていいんですけど、通過するという、ちょっと言葉の意味がですね、ちょっと分かりづらいんですけど。 村内を移動される方、観光客を含めということで外部の方も対象にするということでございます。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	もうその辺は外部の方という、ちょっと一括りで話をさせていただきたいんですけども。 単刀直入にこの地域交通を考えていくうえで、村民の人たちを第一義的に、いわゆる一番の最優先で考えられているのか、もうその村民の方々プラス外部の方々も合わせたうえでの話をしているのか、どちらなのでしょう。
議 長	村長
村 長	定義がすべての人ということで、まずは村民の方の利便性をどう向上させるか。 その動きの中で、当然、村外の方の利用も想定されますので、そういった方、すべての方がですね、同様に村内を移動するときの利便性というか、使いやすい公共交通ということでございます。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	ちょっとその辺の考え方が、以降の質問にも関わってくるんですけども。 範囲を広げすぎると、やっぱりやらなければならないことというのが、ぶれてきているんじゃないかなという、要は、村民の必要性にの応えられているのかなという部分の疑問を感じて、この質問をさせていただいております。 2 番目の質問なんですけれども。 昨年 1 2 月に実証実験を約 3 週間、2 0 日間程度ですね、行われたかと思います。 今回、乗合タクシーというのを初めて運行していく計画をですね、実際確定しようとしている中なんですけれども。 この 2 0 日間の実証実験で本格運用できるデータというのは集まったんでしょうか、質問です。
議 長	村長
村 長	実証運行につきましては、本村で乗合タクシー、乗合タクシーという表現、タクシーという車を使ったわけではございませんが、乗り合いで動く車を運行した場合のですね、地理的な需要、どの区間、どういう施設への利用が多いのか、また、どの時間帯で利用が多いのか、そういった部分についてですね、把握をいたしまして、本格導入する際の車両の数、拠点、どういう形、どこに停まるのがいいのか、また、人的な配置とかですね、そういった部分の判断材料とするために行ったものであります。 また、今回はオペレーターという形で電話で受付けをしました。電話の予約の受付けから配車、運行に至るまでのですね、具体的な業務の流れ、フローと言いますけど、についてや受付けの電話オペレーターの負担感、また、実際にプレーヤーとして動いていただく運転手さんの負担感等をですね、確認するために実証運行を 1 2 月 3 日から 2 3 日まで 3 週間実施したところでございます。 数として、ちょっと 1 2 月だったんで雪が降ったらどうするかとかいう心配もありましたが、たまたま 2 4 日降ったんですけど、実証期間中は天気の心配がなく、期間についてはきっちりできたというふうに思っております。 実証運行によって得られた情報を基にですね、地域活性化協議会や法定協議会の中で議論を行いまして、計画についてですね、最終的に現在承認をいただき、パブリックコメントを実施するという計画にしております、来年度の本格運用に向けて、

	協議会としては承認をいただいたというところでございます。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	1年って365日あるんですけども、この20日間でどこまでのことが分かるのかなというのが非常に疑問で、この質問をさせていただきました。 報告の中にもあがってきているんですけども、件数的には210件ぐらいでしたかね、延べの人数でいくと108人という形で数字があがってきていたかと思います。この108人に関しても累計の108ではないかなと思うんですけども、それで間違いないでしょうか。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	議員の皆様にはですね、事前にお配りさせていただいております。東峰村地域公共交通計画の最終案ということで、これ、先ほど村長が申し上げましたが、現在、パブリックコメントにかけさせていただいております。 この計画案は、そういったご意見をお伺いして、最終的に計画書として今年度中に作成をしたいと考えておりますが、その中の111ページをお願いいたします。 こちらにですね、先ほどからあります3週間の実証実験の結果を載せさせていただいております。 その下のほうですね、合計のところです。108名で、予約件数は右側の201ということで、事前に予約があった分ですけども、そういった形で、これは、延べという理解でお願いしたいと思います。 1日平均は5.1人ということで、そのページからずっと、この実証実験の結果については表記をさせていただいているということでございます。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	この108名ということは、実質このタクシーを使った人は、もっと少ないということになります。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	実質と申しますかですね、112ページのほうに予約件数と、中ほどですね、曜日ごとに記載をしております。 1日当たりの予約件数、使われた件数ですけども、そういった形で曜日ごとにどうだったかというのを載せさせていただいております。 ですので、結果的にこの数字の方が利用されたということですので、数字は、この数字が実際の実績ということになっております。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	聞きたい意味合いが、すみません、言葉足らずで申し訳ないですけども。 同じ方が違う日にちで乗られていると思うので、実際に乗られた、使われた方というのは108名ではなくて、もっと少ない人数になるのかなと。要は、このアンケートで書かれた件数にほぼ近い形になるのだと思います。 言わせていただきたいのが、人口が1,900人を切ろうかというところの中で、実際にこの100名を切った利用者において、実証実験、この短期間でどこまでのことを把握できたのかなというのは非常に疑問です。 もう1つお聞きしたいのが、12月の実証実験だけしか考えてなかったのか。 例えば、考えようによっては、12月は冬場の雪の時期で移動する件数が少ないというのも予想されたりします。 じゃあ、農繁期のときとかはどういった動きをするのか、あるいは観光客が多い時期ですね、秋口であったりとか、そういったときにはどういった動きをするのか。 そういった部分が年間を通して分からないと、なかなかこの交通体系をいじるといふ部分にはならないと思うんですけども、なぜ、この3週間だけにしたのか、お

	尋ねします。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進 課長	3週間とさせていただいたのは、この協議会の中で立ち上げまして、1年間でここまでやろうという計画がありましたので、本来は、おっしゃいますように、もう少し早くすべきことだったことかもしれませんが、ちょっと時期的にこの時期になってしまった。あくまで実証実験ですので、無料で今回実施させていただいております。 ですので、いろんな時期にデータを取って、実証運行して、データを取って精査をするというのが、最終的な計画書を作るには最も適したことかなというふうには思いますが、今回は時期的なもの、それから、あくまでこれは計画ということで作っておりますので、時期が、申し訳ないですけど、この期間になってしまったということでございます。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	その言葉を総合すると、計画を作るために実証実験をしましたとしか言いようがないんですよね。 いや、違うですよ。最初に村長言わっしゃった、村民全体の方々の交通の利便性を高めるために、これをするんじゃないんですかね。計画を作るために実証実験をやっていたんですか。
議 長	村長
村 長	計画を作るためというのは、ございませんが、計画があつて、初めて実際の運行ができるという形になっております。 その中で、全体の地域公共交通計画というものは、地域の中、外部との連携も含みますが、の中で、公共交通計画はどうあるべきかというのをですね、進めていくものではあるというところは理解しております。 その中で、特に BRT が今年の夏に開業をする。そのときに地域内、二次交通と言われる村内の交通をどう整備していくのかというのがですね、1つのテーマであったということは、以前から課題になっておりましたので、それについては、皆様ご理解はいただいているというふうに思っております。 ただ、それを実際にどう実現していくか、その中で、取り組みの中で、やはり計画できっちり策定をして、その実施のために次年度実行していく。計画を作るのが目的ということではございませんが、計画をまとめるためにですね、やっぱり1つはアンケート等もございました。 現地で、道の駅で聞き取りのアンケートと、これは、どういうところに村内に興味を示しているところがあるのか、それは村外の観光客が移動するときに、当然車で移動する方もいる。旧鉄道で移動している方もいる。道の駅ですから、当然、大体車で来られる方がほとんどだというふうには思っておりますが。そういったときに BRT への興味や村内の交通に対して、どういうところに人が動いているのかというのを調べる。 実証運行に関しては、先ほど申したとおり、村内でこういう、くまなく走るという乗合タクシーと言いますか、オンデマンドバスを走らせるというときに、どういう需要があるのか、それに対して、どういう体制を敷いていけばいいのか、というのを調べるのが一番ということでございましたので、計画の策定の中で、ちょっと時期が12月になったという部分については、協議会の中で期間についても作成していたという流れになっておりますので、長くすれば、それだけサンプルの、サンプルと言いますか、検討の材料が増えるというところは当然理解しておりますが、時間的なスケジュールの関係もあったと思いますが、12月という1カ月間という形で

	ですね、実証実験を実施させていただいたということでございます。
議 長 6 番	6 番 高橋弘展議員 村長、今言われたのは、全部村外の方のための話ですよ。 いや、今言われた二次交通がどうか、道の駅に来ている人たち、観光客がどうなのか、全て村外の方のための話ですよ。 話総合すると、じゃあ、なぜこんなに急いでやっているのかというのが、BRTの二次交通を固めなければならないためでしかないんですよ。そのために時間を急いで、本来しっかりやらなければならない実証実験というのも3週間しかできなかった。そういう話にしか聞こえないんですよ。 でも、最初に村長言われた、一番に考えなければならないのは村民の皆さんの、村民全体の交通体系、交通手段をより良くするためと言われたと思うんですよ。 でも、実際やっている方向性は、今年の8月、8月か分からないですけど、夏に開業するBRTの二次交通を作らなければならないということに合わせるためのスケジュールセッティングしかないんですよ、じゃないんですか。だから急いでいるんでしょう。
議 長 村 長	村長 すみません。言葉が伝わらなかったとしたら申し訳ございません。 地域の公共交通については、主役と言いますか、一番に考えるべきは住民の移動、それは当然のことだと思っております。 二次交通という言葉の言い方が悪かったのかと思いますけど、ちょっとこれ解釈の違いがあって、自分たちは、一次交通は歩きだと思っているんですね。二次交通はその次の公共交通、最終的に広域公共交通としてBRTなり路線バスがあるという解釈の中で、その間をどう利便性を高める実施を行っていくかということで、ちょっと二次交通という言葉を使わせていただいて。 ですので、基本的な考え方としては、住民の方への利便性をどう高めていくか、そのときに、そのバスと言いますか、オンデマンドが動くときに、外部の観光客の方も当然利用するので、その利便性も包括したような形での立ち上げというか、作り込みをしなければいけないというところで、それについては、今、実現に向けて取り組んでいるところであります。 その1つのターゲット、目標としてBRTの開業に合わせて実現するというのが、1つのスケジュール感の目標でありましたので、決して拙速というわけではなくて、そこに照準を合わせて行っております。 ただ、実現に対して、AIのオンデマンドとか、そういったロケーションとか、そういった部分の兼ね合いも、作り込みとかもありますので、それが開業のときにどういう形になるのかという、実施に向けての具体的な実現のスケジュールについては、目標としては定めておりますが、これについては、それに合うように進めてはいきますが、ちょっとそれは具体的な事業者とかシステムとかが決まらないと、ちょっとスケジュールがはっきりできないというところではあります。 目標ありきではなくて、一応ターゲットとしてはBRTの開業を目標としているということでご了解ください。
議 長 6 番	6 番 高橋弘展議員 目標ありきではないと言っていますが、ターゲットとしてはと言っているの、もう一緒なんですよ。結局、BRTの開業に合わせなければならないという、何かそののがんじがらめにになっている気がするんですよ。 言葉の端々には、やはりその実証実験を、課長の答弁にもありましたけれども、無償でしかしてないので、有償の部分というのはしていません。でも、そこはやってみ

	ないと分からないという部分はありますし、A I に関してもやると言ってますけど、実際に村でそれをやったこともないけども、A I やりますという話なんですよ。 なんでこんなに強引に進んでいくかなというのを総合すると、やっぱり今年の夏に BRT が開業するから、それに合わせてやっていますでしかないです。 でも、目的は村民の交通手段をより良くするためなはずなんですよ。 でも、今の目的は BRT に間に合わせるために、この計画を突き進んでいきますとしか聞こえないんですよ。 ごめんなさい。この話したら時間が全然なくなりますので、3 問目に行きます。 現状、高齢者外出支援タクシーチケットの助成、あるいはいずみ館バス等々も村内の移動でも使われているかと思います。 今回導入される乗合タクシーのほうが利便性が高いという根拠、引き続いて、乗合タクシー導入後は、現在、高齢者の方かなりご利用されているタクシーチケットの助成、あるいはいずみ館バスというのは廃止する方向なんでしょうか。
議 長	村 長
村 長	タクシーチケットよりも乗合タクシーのほうが利便性が高いというところについては、決して利便性だけで言うと、タクシーのほうがもちろん高いと思っております。 ただ、実際の現状の部分として、タクシーを予約してもなかなか、1 回出たら、どれぐらいか後になりますというところで、どうしても来れなくて、ちょっと村外のタクシーを呼んで、そっちのほうには今のところはタクシーチケットの助成はございませんので、全額負担をして乗ったとかいう声もちょっと聞いておりました。 目標と言いますか、考え方としては、既存のタクシーと共存共栄ができる村内をくまなく走る乗合タクシー、タクシーがちょっと続くと混同するんですけど、乗合バスと言っときますかね、を作り上げるというのが 1 つの目標ですので、決して、先ほどの質問の流れにはなりますが、タクシーチケットはですね、廃止という考え方はありません。 ただ、今、500 円券を 120 枚という形で配布をさせていただいております。元々交通空白タクシーという事業のときには、初乗り料金の助成を行っておりました。 ですから、当初は結構自己負担額が大きかったんですね。今は 500 円券ですので、ぎりぎりまで使うと少ない手出しで乗れるというところではございますが、タクシーチケットについても、チケット制にするものなのか、何らかの決済方法をですね、今デジタル、デジタルとうるさいくらい言っておりますけど、その決済のシステムを導入することで、低率ですかね、そういった形で、やっぱりタクシーを利用する方へも何らかの支援をしなければいけないということで、なくすという考え方は、今のところタクシーに関してはございません。これについては、まだ、どれぐらいにするとか、どういう形にするとかというのは、全く決まっている話ではないので、これは、今のところはタクシーチケットは継続するという形になっております。これは、後々の調整というか、全体的な中での検討になっていくと思います。 いずみ館のバスにつきましては、地域交通が走り出したときにはですね、やはりそちらのほうに移行するという形で、廃止をするところで、今のところ予定をしております。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	今回の予算委員会の説明資料の中でも、固定運賃導入（有料化）、先ほど答弁の中でも有料化の話というのは出てきたかと思いますが、大体 300 円前後を想定しているという文言があがっております。

	1つ注目してなんですけれども、今までいずみ館の送迎バスは無料だったと思うんですよね。そういった方々は、結局いずみ館への移動自体が有料化されてしまうということで認識してよろしいのでしょうか。
議 長	村長
村 長	考え方としては、有料になります。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	この有料化については、どういう経緯で有料化があがってきたのでしょうか。
議 長	村長
村 長	先ほど申されました固定運賃という形は、まだ決定していることではございませんが、乗合バスという形で、地域交通を導入するにあたって無料という考え方は、当初より、経緯と言いますか、当初よりありませんでした。
議 長	村長、質問と今の答弁はかみ合っていないみたいだけど。 高橋議員、もう一度質問し直してください。 暫時休憩します。
議 長	会議を再開します。 6 番 高橋弘展議員
6 番	ちょっと私の聞き方が、ちょっといろいろに取れる聞き方になってしまったんですけれども。 ちょっと先ほどのいずみ館バスがそもそも無料送迎という形だったところで、今回この有償運送を取り入れてしまうと、いずみ館に行く方が有償になってしまうということなんですけれども。 元々は健康増進のために無料送迎という形を続けていたのにもかかわらず、そこは有償に踏み切るという経緯、理由、そこについてお尋ねします。
議 長	村長
村 長	いずみ館バスは、当初の設定から緑ナンバーじゃなくて白ナンバー、いずみ館が所有するバスでいずみ館利用のためにバスを運行するという形でやっておりましたので、当然料金が取れないというところはございました。 政策的に無料ということではなくて、実現するにあたって無料であったというところは、まず、ちょっと抑えていただきたいと思います。とっております。 いずみ館バスについてもですね、やはり人件費とか燃料費、また車両管理に係る経費等がかかっております。車を所有している方も当然いずみ館を利用させていただいておりますが、その方の移動については、車両管理費とか燃料、保険代等も負担しているというところで、地域交通という全体的な交通網を整備するにあたって、利用者の負担も必要だというふうに、今のところ考えているところです。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	今のことを利用者の方に言って、伝わるかなと思うんですよね。 村長、そのまま今来らっしゃっている方々に言ってください。「はあ？」って言われますよ。 そもそもそんな、要は、行政の免許の都合で、そもそも有料にしたいところを無料で走らせてたんですって今さら言っても誰も伝わりませんよ。皆、無料やけん来てたんですよ。無料送迎やけん乗って来てたんですよ。そもそも有料を考えてたんで有料にしますって、それは虫が良すぎますよね。 そんなことも踏まえて、そんな考えで地域交通いじらないでくださいとほんと思います。いろんな方々が使って、その生活様式が、これを導入することで大きく変わるんですよ。 それが、ましてや BRT が今年の 8 月に始まるから、それに合わせないといけない

	ので実証実験も3週間しかしてませんって、そんな理屈ならないですよ。 次の質問に行きます。 A I 導入されることを検討されていますけども、費用対効果について、お尋ねしたいと思います。 特に、維持コストに係る部分、まだ全然その額等もあがって来てないかと思います。その維持コストと利用者数の関係性、どういうふうに考えられているのでしょうか。
議 長	村 長
村 長	A I オンデマンドという形を導入するということで、これの検討ですね、これは、単純に費用対効果で比較されるものではないというふうには思っておりますが、今、実証実験は電話でやって、大体運行を地図に落として、迎えに行きますという形がありました。 実際運行するにあたっては、このA I オンデマンドを利用することで、やはり配車、時間帯、どういう時間で車を走らせるかということについての精度を高めるといことで、もうこのA I オンデマンドの導入については、村としては必須と言えますか、これが導入されて、地域交通がより使いやすくなるというふうに考えております。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	計画書、今度あがってくる最終版の計画書の88ページを見てください。 基本方針1の目標1の、すべての人が利用しやすい地域交通の整備の乗合タクシーの利用件数の目標値、年間2,750件目標値にあがっています。 基本的に今聞いている乗合タクシーの運行日数、年間365日、年末年始、お盆時期は分からないとなっていますけれども。 割ってみたらですね、1日当たり平均7件ぐらいしかないんですよ。これ1件なんで、往復で捉えるとたぶん、もう半分にもなるかもしれないですよ。そんなために、この多額のお金をかけてA I を導入する意味がよく分からないんですよ。 目標値、こんな低く設定してあって、A I 導入して、A I が1日7件ぐらいをさばくためにA I 導入するんですか。
議 長	村 長
村 長	目標値2,750件という部分については、現状の潜在需要等を考えた中で設定された目標値だというふうに理解しております。 これについては、数値目標ですから達成可能な数字、達成しなければならない目標でありますので、この数字についてはですね、今のところ法定協議会の中でもこの計画書について承認をいただいておりますので、これに数字が低すぎるのではないかというところのご意見も、1つご意見としてはあるかと思いますが、件数自体の目標について。 すみません。数値目標については、協議会の中でもご意見があったというふうに、ちょっと今伺いました。 この目標については、今のところ実現可能な数字、なんですかね、実現すべき数字ということで、最低目標ということでご理解いただければというふうに思っております。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	いろいろ事業をされるにあたって、根拠をしっかりと整理していただきたいと思います。 A I を導入するということになると、やはりそのA I システムを向こう何年間か、そのシステムを使っていかないといけない。それに関して維持管理コストがかかります。なったときに、1日7件程度をさばくためにという根拠であったら誰も導入し

	ないです。 何十件とさばくために、その利用者の家と家、目的地を有効的に結ぶためにというなら分かります。7件だったら人間の手で全然できます。 そういった部分で、本当にこの夏にあわせて地域交通再編して大丈夫ですか。 法定協議会の方々は専門家の方々だと思います。でも、東峰村のこと、どこまでご存じですか。 実際にアンケート見らっしゃっているかもしれませんが、乗っているところもすべて机上の紙ベースの協議資料でしか見れてないはずです。 ましてや今の答弁の中でも、出てくる説明の曖昧さ。 ちょっと途中でもう質問切り上げないと、何回聞いても同じような回答になってしまうので、最後にお聞きします。 最後から2番目のところになるんですけども、やはり村外の交通手段に関しても、今全然触れてませんけれども、そこも合わせての交通体系の、今回いじる話になっていると思うんですね。 そこも含めて、やはりいろんな交通事業者、あるいは市町村と連携していかないといけない部分で、今年の夏に合わせるのではなくて、じっくり時間をかけて有効な手段を村民の皆さんとも協議して進めていくというふうにならないんでしょうか。
議 長	村長
村 長	村外の路線の部分についてはですね、法定協議会の中に関係近隣の自治体の方もオブザーバーとして参加していただいていますので、協議・調整は行える環境としては整っております。 実際に運行にあたって、今のところはですね、交通事業者や近隣の自治体についての参加等も行っていて、村内路線の方向性を先にですね、しっかり明確にすることで、その他の村外幹線路線についても協議がより円滑に進むということで、村としては考えておりますので、導入について、遅らせるという必要性はですね、村としては、ないというふうに判断しております。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	いろいろ聞いて、大丈夫ですかという部分がいっぱい出てきているにもかかわらず、特段問題ございませんと答えられる気持ちが、全然ちょっとよく分からないので、予算委員会の折にも、ぜひ、このAIオンデマンドシステムのことについては、ぜひ、お聞きしたいと思います。 次、ほうしゅ楽舎についてお尋ねしたいと思います。 これに関しても疑問点が多々あります。 令和5年度から、このほうしゅ楽舎、運営が開始されたとお聞きしておりますが、当初は指定管理施設でありますので、指定管理者の募集を行って指定管理者が運営を行っていくという話で聞いておりましたが、募集を行ったけれども、応募者がなく、直営で行うという話になっているかと思います。 予算の説明の中でも、これどうなるか分かりませんが、第3セクターである宝珠山ふるさと村からの人員派遣が検討されているとか、あるいは予算でも上がってきておりますけれども、報償費という形で1名の人件費、プラス地域おこし協力隊を導入するというので、現場に、要は、そこの建設までの流れがすべて分かったような、計画をすべて把握しているような責任者が不在の中で、なおかつ、今年入ってくる、令和5年度に入ってくる地域おこし協力隊を導入して、果たして責任ある運営、あるいは収益性を高める運営、地域のためになる運営というのができるのかなということを、甚だ疑問でしかありません。

		全体的なことをお聞きしますが、この直営をするにあたって、どういうふうな3年後から5年後見据えて運営をしていくのか、まずお尋ねします。
議 長	村 長	村長
村 長		ほうしゅ楽舎につきましては、先ほど議員さん申されましたとおり、当初は指定管理制度の中での運営を考え、募集をいたしたところでございます。 しかしながら、応募者がいないということで、直営という形で運営をするという判断をしたところでございます。 直営という形ではありますが、集客施設の運営という形にはなりますので、被災前のですね、旧ほうしゅ楽舎で指定管理を行っていたおりました株式会社ふるさと村との連携や地域おこし協力隊制度を活用し、3年後、5年後と申しますが、自立できる、3年後にはですね、自立できる収益施設となるような運営を行いながら、最終的には指定管理という方向で、応募がある施設に持っていけるような運営を行いたいと考えているところでございます。
議 長	6 番	6 番 高橋弘展議員
6 番		直営ということで、役場職員を配置されないというのはなぜでしょうか。
議 長	村 長	村長
村 長		現場には配置しないということで、ご理解いただきたいと思います。
議 長	6 番	6 番 高橋弘展議員
6 番		担当の方は、どこでどういうふうな業務を、ほうしゅ楽舎に関してされるんでしょうか。
議 長	村 長	村長
村 長		施設の管理運営についての、全体的なコーディネートになると思います。 実際に企画を立案したり、施設の維持管理等を行う部分については、協力隊さん、また宝珠山ふるさと村さんのご協力をいただきながら、運営をしていくという形になると思います。
議 長	6 番	6 番 高橋弘展議員
6 番		それ、もうほぼ委託じゃないんですかね。
議 長	村 長	村長
村 長		公共施設の運営、公の施設ということで、直営または指定管理というところで、一部委託という考え方はございますが、その選択の中で直営を選択しているところでございます。
議 長	6 番	6 番 高橋弘展議員
6 番		以前から運営されていた宝珠山ふるさと村さんも、結局はこの指定管理には手を挙げられなかった。村長が社長なんですね。社長の判断としても、それには手を挙げられない理由があったんじゃないかなと思うんですけども。 赤字が見込まれるから、誰も手が挙げられなかったんじゃないですか。
議 長	村 長	村長
村 長		実施の募集をかけたところの試算においてですね、大体経営として、とんとんという言い方はあれなんですけど、少しは収益が出るという運営の試算がされておりました。 これについて、1年目からそういう運営ができるかというところの、いくつか問い合わせ等はあったところでございますが、やっぱり最終的にそういう形で、当初からフルにその経営ができるかというところの中で、判断されたのではないかなというふうに思っております。
議 長	6 番	6 番 高橋弘展議員
6 番		ここの文章に書いておりますけども、赤字が継続的に見込まれるのであれば、僕

	はオープンすべきじゃないと思います。しっかり計画を練り直して、もう一度基本に立ち戻って、このほうしゅ楽舎というものを練り直していただかないと、今後直営でやっても赤字のまま継続するのであれば、やはりほうしゅ楽舎自体の存続じゃない、もう建ってから存続の話をするのはあれなんですけれども、必要性がないじゃないですかね。 この施設は収益施設と、確か認定されているはずなので、指定管理料は出ないはずです。 収益が見込まれる施設なのということであると、黒字化していく施設じゃなければならぬはずですよ。 では、直営をしていって、いつぐらいに黒字化が見込まれるのでしょうか。
議 長	村長
村 長	ほうしゅ楽舎については、元々被災を受けた旧ほうしゅ楽舎の施設の再建のために、再建検討委員会を平成30年11月に設置し、再建に向けさまざまな検討を行い、令和4年度に建設を行ったものでございます。 その計画に基づいて運営を行うということではございますが、初年度から黒字はなかなか見込めませんが、黒字化を目指してチャレンジしていかなければならないと思っております。 実際にですね、オープンをして運営をしていく中で、いろいろと工夫、または集客の方法をやっていきながら、していかなければいけないと思っておりますので、まずは当初の予定どおり宿泊施設としてやっていくところであります。 黒字化の転換の見込みといいますのは、1つの目標は、やっぱり協力隊さんが来てくれたとしてもやはり3年間でございますので、1つの目途としては3年後の黒字化を目指すという形で、さまざまな取り組みをしていきたいというふうに思っております。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	その黒字化については、協力隊の人件費は村が持っています。協力隊の人件費を、その運営団体が持つ、要は、2人分人件費を持って黒字という意味合いでよろしいでしょうか。
議 長	村長
村 長	黒字化という判断の数字の見方だと思います。 その必要経費については、当然見たうえで黒字化という判断、数字になるというふうに思っております。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	今、協力隊の費用自体は、その運営会社がしっかりとその中に、経営の中に入れてということで読み取らせていただきます。 かなり難しいと思いますので、ぜひ、その計画を練っていただきたいですし、それができないと、おそらく指定管理事業者は見つからないと思います。 というところを持って、やはりこういう収益施設を造っていくことの難しさというのを重々理解していかないと、後で負担するのは村民になります。重々そこを考えていただきたいと思います。 移住・定住の施策について、お聞きしたいと思います。 先ほどから定住のことについては、住宅の建設であたり地域おこし協力隊という部分が同僚議員の中からも多々発せられているかと思えます。 私は、その定住にあたっては、の中で、キーになってくる、先ほどから出ている子育て世代の方々が、じゃあ、どうやったら移住して来てくれるのか、定住が進むのかという部分の視点で考えていきたいんですけれども。

	その施策自体がですね、しっかり働かれている、働く女性の目線に立っているかどうかというところについて、お聞きしたいと思います。 現状、もう男性も女性もどちらも仕事をし、育児にも参加しという時代になってまいっております。女性の方々ももちろん正社員で働かれている方々もおらっしゃいます。 その中で、どちらもですね、仕事の夢も諦めず、育児の夢も諦めず、そういった形で仕事と育児を両立できる環境というのを、今、東峰村の中で整備されているのか、お尋ねします。
議 長	村長
村 長	東峰村における移住・定住促進の観点から、結婚、出産、子育てに関する重点的な取り組みという中で、保育環境の充実を掲げております。 これについて、まち・ひと・しごと総合戦略、その中での取り組みでもございますが、具体的には子育て支援金の支給や保育料、副食費の完全無償化、また、延長保育の実施など行っておりまして、保育に関する支援体制は充実しているのではないかなというふうに思っております。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	保育の関係については、村長おっしゃるとおり、非常に全国的に先んじて、今、注目されている兵庫県の明石市よりも進んでいると思います。 しかしながら、そこから先です。 全国的にも言われる、保育所から、保育園から小学校に上がる際は小1の壁と言って、やはり環境が大きく変わります。 その中で、サービスが拡充している都市部であっても、そういった事態が起きているということで、その自治体のサービスあるいは制度に合わせて、親の仕事の働き方を変えなければならないということが起きております。 現状の村においても、やはり小1の壁というのが非常にあるのかな。ただ、補完できている部分もあるんですけれども。 特に、今、保護者の中でお聞きするのが、土曜日等に関しては、どういうふうな考え方をしておりますでしょうか。 土曜日、今、こども館に関しては、平日の放課後等々行われておりますけれども、土曜日共働きの方々いらっしゃると思います。そういったところでは、今、村としてはどういったふうな考え方を持っているのか、お尋ねします。
議 長	村長
村 長	先ほどご質問ございました、小学生に上がって、保育所と1年生になったときの土曜日の対応の仕方についてのご質問だと思っておりますが。 土曜日の過ごし方については、まず、原則としては、ご家庭での生活が原則になるというふうには思っているところです。その中でも、議員さんが言われる問題についても認識はしております。 ただ、都会でも問題になっているという現状のとおり、こちらのほうでも、子どもの居場所、土曜日の居場所については、村として具体的な取り組みは行っていないというのが実情であります。 お伺いすると、いずみ館に来てたりとかいう話もあったりしますが、それは、あくまで家庭の判断の中でされておりますので、村として、そういう福祉の一場面として土曜日の過ごし方を提供しているというわけではございませんので、いずれにしてもお子様の成長、発達や安全確保のためにはですね、家庭内や地域、村の連携した取り組みが必要ではないかなというふうに思っているところで、全国でも同じような問題がありますが、その中でもどのような取り組みが求められているのかとか、

	そういうことが村のリソースとして実現できるのか、人的な部分もございます。運営的な部分もございます。場所の問題もあります。 そういったものについても検討できるか、勉強させていただきたいというふうに思っております。
議長	6 番 高橋弘展議員
6 番	今、一番最初のほうで言わっしゃった、土曜日は家庭でみてもらうのが前提ですという、その言葉が非常に危険だなとは思います。 その前提、何を前提に言われているのかなというのを、非常に気になるところなんですけども。 やっぱりそのセーフティーネット、支えていただくところがあって、安心して子育てできるという部分はあるかと思えます。仕事も持続させながら、やはりこの東峰村で教育環境充実している。やっぱりこの自然豊かなところで生活したい。 その実現のためには、やはりそういった部分をしっかりとしていかないと、なかなか移住には繋がっていけない。家建てたけれども、じゃあ、土曜日共働きで親出てます。家庭で見てください。家庭に誰がいるんですかと。 もう1つお願い、考え方を変えていくというかですね、次のステージに進んでいただきたいというのが、やはりおじいちゃん、おばあちゃんありきになってないかなという部分。 おじいちゃん、おばあちゃんたちも今働く時代にもなっています。そういった部分で核家族化、世帯分離の傾向もあって、もちろんお互いがお互いを尊重しながら生きるという時代の中で、やはり行政としてそこをサポートできることで、今、村内でも担い手、働き手というのが不足している中で、うまくそういう若い方々が担い手の部分を補完できる可能性だってあるわけなので、ぜひ、行政サービス、土曜日だけでなく平日の放課後にあっても、今、こども館という形しておりますけれども、共働きの方々の目線にしっかりと立って考えていただきたい。 それが学童であったりファミリーサポートセンターであったり、いろんな制度があります。ぜひ、検討をしていただきたいなと思えます。 最後に、空き家のことについて、1点だけお尋ねしたいと思えます。 空き家等対策計画を昨年度立てられて運用始まっておりますけれども、どのように運用されていくのか。いろんな施策書かれております。 特にお聞きしたいのは、空き家のデータベース化は進んでおりますでしょうか。この部分も施策として記載がされておりました。 この空き家のデータベース化が進んでいかないかぎり、まず土台として空き家の活用であったり、空き家の再利用ですね、再活用という部分には進んでいかないと思えます。 現状として、どうあっているのか、計画としてどう進んでいくのか。もう1つ付け加えると、空き家の対策協議会は動くのでしょうか。 最後の質問です。お願いします。
議長	村長
村長	空き家対策計画でございます。この中で空き家のデータベース、これはもう法律でも整備するところで、計画の中にですね、空き家の状況、地区でどうなっているのかという部分の数字をですね、その計画の中に織り込んでおります。 ただ、その件数の中で、地区別の分と建物の状態、その中で土砂災害特別警戒区域に入っているか、入っていないか、そういった部分のデータベースと言いますか、分析はしております。 ただ、その先に一歩進んで、その建物を、空き家をですね、貸す意向があるかと

	か、そういった持ち主、また、推定相続人さんあたりへの意思確認、そういったところまでは、この計画の中ではまだできてないところであります。 そういう形もございますので、老朽危険空き家という部分の認定等の考え方については、その協議会を設置をさせていただき、その中で空き家対策については計画を作りましたので、一歩生きた計画を生かせるように進めていきたいというふうには思っております。
散 会	
議 長	これもちまして、本日の日程は終了しました。 明日３月１０日は、引き続き一般質問を午前９時３０分より開会し、一般質問終了後予算審査特別委員会を開会します。 本日は、これにて散会します。 （１５時５６分）

第 1 回 東峰村議会定例会会議録

令和 5 年 3 月 1 0 日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

令和5年 第1回東峰村議会定例会議事日程

令和5年3月10日開議

開会宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

開 議	
議 長	おはようございます。 ただ今の出席議員数は、9名です。 定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配布のとおりです。 (9時30分)
日程第1	
議 長	日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。 3番 佐々木孝議員の質問を認めます。 3番 佐々木孝議員
3 番	今日は、大きく3点から質問をさせていただきます。 まずは、復興計画やまち・ひと・しごと総合戦略が24年度までの計画なので、中間評価の観点から、農林業の振興について、お聞きします。 耕作放棄地、遊休地を把握し、高齢者も取り組める新規作物の作付地等の活用を進めていくとありますが、これまでの取り組みと現状について、お聞きします。
議 長	村長
村 長	おはようございます。 耕作放棄地の把握等につきましては、毎年農業委員会において農地パトロールと称して、全国一斉に調査を行っているところでございます。 ただ、実際の耕作放棄地につきましてはですね、やはり年々増加しているという現状は、年々増加傾向にあるというところは、実情であるというふうに思っております。 その後でございます。高齢者も取り組める新規作物の作付等についてでございますが、これまでも高齢者に限らず農林業振興協議会の生産検討委員会などで、新規作物の作付については検討を行ってきたところでございます。 現在、村全域ではございませんが、営農特別委員会という特別委員会を農林業振興協議会の中に設置いたしまして、その中で岩屋地区の協議会の中で普及センターと一緒に取り組みながら、災害復興後の地域振興と関連して山わさび、わさびですね、の試験栽培等の取り組み、また、生産検討委員会においては高齢者の作業効率化に向けた柚子の低木栽培の検討や先進地への視察を行うなど、高齢者でも導入しやすい新規作物の検討や、既存の作物でも負担が軽減できる樹形誘引、木の形をですね、少しでも収穫しやすいように剪定をしながら、やっていくという形の取り組み方の栽培方法のですね、導入の検討や実証を行っているところでございます。 今後も引き続きそういった取り組みをですね、進めますとともに、もう1つありました振興作物としての、じゃばらというかんきつ類がございますが、じゃばらの振興をですね、ちょっと一旦止まっておりましたので、その再検討についても行っていきたいというふうに考えているところでございます。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	私の知らないところもかなり取り組んであるなというのを感じました。 放棄地なのか、それでも田んぼの中にですね、かなり草が茂っているような場所もよく見かけます。 また、個人的に請け負って耕作している方もおられますけれども、もうこの方たちも高齢化していった、だんだん耕作、確かに新しい作物とかやっててもですね、耕作する方がなかなかいないというところも出てくると思いますが、そういうところでは、村としてどういうふうに対応していくつもりでしょうか。
議 長	村長

村 長	いわゆる耕作放棄地、作付けがされてなくて草が生えているところの管理という話だと思っております。 現状はですね、中山間地域直接支払制度、また、多面的機能等の中でですね、やはりそういったものについて、やっぱり耕作放棄地が増えると、通常の作物を作っているところへの虫の被害とか、そういった部分もございますので、やはり地域でその対策をしていこうとって取り組んでいただいているのが実情でございます。 その中で、もう先日からの話で、自分も前回の議会でも申しましたが、農村 RMO という、地域で地域の農村風景、農地の営農を守っていこうという取り組みがございます。 これは、農水省の示されている分でございますが、これが、ちょうど村が今後取り組んでいこうとしております地域コミュニティ協議会、この中の取り組みとしていくところがですね、やはり地域の自治と言いますか、地域の集落のあり方を考えるとともに、地域のそういった農地、農業をどうするか、いわゆる最適農地利用計画というのが県で示されておりますが、地域の中でやっぱり作付けをするところ、また鳥獣害等もございます。獣害の対策として、どういう地域の利用計画を作るか、その中で地域でどうやって農地を守っていくか、その取り組みをですね、地域の仕組みづくりの中で、どうやっていくかというところを取り組まなければいけないというところに来ているのではないかな、というふうに思っているところでございます。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	園芸作物導入による農業法人の基盤強化というようなことも書いてありましたけれども、今さっき言われたじゃばらの振興等々も、その1つにあるのかなというように思いますけれども。 この農業法人というのはたぶんライスセンターのことだろうと、私は捉えたんですが、昨年6月議会でライスセンターについてお尋ねしたとき、人材確保及び敷地の拡大に向けた取り組みを行う、という回答だったと私は受け取っておりましたけれども、その後どのような取り組みがなされ、現在どうなっているかお聞きします。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	ライスセンターの人材確保と敷地拡大等についてですけども。 ライスセンターの人材確保につきましてはですね、やはりこれから高齢化するというところもございますので、ライスセンターの受注が増えるとかですね、そういったこともなってきます。非常に重要なことだというふうに認識しているところでございます。 今も役員の皆様とですね、どうやってライスセンターの人材を確保するかというところを、引き続き協議をさせていただいてございますし、今勤めてある方々がですね、しっかりまた継続できるような形で続けられるようなところをですね、村としても今支援しているところでございます。 あと、敷地のほうにつきましては、候補地と言いますか、そういったところの検討もさせていただいているところではございますが、やはりどうしてもですね、適地と言いますか、というのが周辺になかなか良いところがないというのがありまして、やはり水の問題ですとか、そういったところが少しネックとなっているところでございます。 あと、そういった中でもですね、今、限られたライスセンターの今の土地をですね、ライスセンターの皆様が工夫されたり努力されたりされて、なんとか有効に使っていただいておりますが、やはりそこは非常に敷地としてはですね、やっぱりなんとかできないかということも、ちょっと考えていかなければならない。引き続き、そこはまだ継続中の形でございま

	す。そのような状況です。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	ライスセンターの職員についてはですね、なかなか人材確保は難しいと思いますが、私が聞いたところによると、アルバイトで来ていただいている方が多いというようなこともありますね。 その方たちだけでは、やっぱりいざというときはなかなか難しいと思いますので、しっかり人材探していただきたいと思います。 また、狭い土地の中での敷地拡大という大きな問題もありますので、しっかり検討いただければと思います。それがやっぱり農業法人の基盤強化に繋がると思いますので、お願いいたします。 次に、商品開発、販路拡大ですが、先ほどの村長の答弁にもありました。また、先日の農林業振興大会でも報告がありましたけれども、ヤマメの養殖、わさび栽培等々は岩屋地区で行われているようです。 また、柚子加工品についてもですね、先ほど言われましたように、また、担当課長からも聞いておりましたけれども、その他にまだ取り組んでいること等があればお聞かせください。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	商品開発というところではいきますと、今は議員がおっしゃられたようなところを取り組んでいるところでございます。 あと販路拡大とか、そういったところについては、農林業振興大会でもご報告させていただいておりますけど、小さな宝の認定品の増加とかですね、拡大とか、そういったものをさせていただきつつ、販売とかそういったものの促進PRといったことをやっているところでございます。 加工品の開発等については、農林業の振興協議会の中で、今度は専門技術者の方の指導とかいうことをやるようにはなっておるんですが、最近はコロナの関係でそれが実施できてないところでございます。 ですから、もうコロナも明けてくるところでございますので、そういうところは、元々そういった形で流通販売の検討委員会の中ではですね、実施メニューとしてあげておりますので、そういったところをやらせていただくようなことで進めていきたいというふうに考えているところでございます。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	いろいろ取り組んでいただいているというふうに解釈いたします。 ヤマメ養殖などはですね、岩屋地区のように、やっぱりきれいな水があるところでない、なかなか難しいというのは分かるんですけども、村の方たちの中にはですね、竹やら岩屋方面ばかり力入れてどうするんだというようなね、ことを言っておられる方もいるようです。 竹、岩屋以外の地区でも、取り組むことについての村からの働きかけと言いますか、そういったことはあっていますか。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	先ほどおっしゃられたように、岩屋とか栗松とか、そういったところの動きというのは、結構見えているのかもしれませんが、ここは一応モデル地区という形でですね、取り組ませていただいております。 そういったところで、例えば、こういうことができたというようなことを、例えば、この間ございました農林業振興大会とかで、また情報提供させていただきながらですね、村全体のほうに広げていければなというようなことの思いでですね、今、進めているところではございます。

議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	分かりました。 昨年ですね、ロシアによるウクライナ侵攻以後、農作物等の物価が上がっております。日本産の大豆や小麦粉をはじめ農作物の需給率を上げる動きが出てきています。今こそ農業の活性化への取り組みのチャンスではないかと思います。しっかりした特産物を作り出して、村の小さな農業でも生活ができるような農業の振興を進めることが、この村の農林業の発展にも繋がるし、村の発展になると思います。 そういったところで、村長はどのようにお考えでしょうか。
議 長	村長
村 長	いろいろとありがとうございます。 先ほど課長が申し上げたとおり、今ですね、取り組んでおりますこと、岩屋地区、栗松地区につきましては、人・農地プランの中で、どういう５年後、１０年後の農業を続けていくかという取り組みの中で、モデル地区として取り組ませていただいたところでございます。 この中で、今、いろんな振興作物、ヤマメの養殖、わさび、また栗松地区については、営農の労力軽減のためのほ場整備の検討、そういった部分が出てきているところでございます。 これをですね、やっぱり全村的にこういった課題はそれぞれありますので、それについては、それが絶対の正解ではございません。それぞれ地区に応じた対策を地区によって考える。その中でいわゆる農業版集落点検のようなことも岩屋地区、栗松地区で行って、５年後、１０年後営農する人がどういうふうになるのかというのを見ながら、じゃあ、地区でどうするのかというところをですね、考えたところであります。 そういった部分に取り組んでいながら、やはり耕作放棄地をどう守っていくかというか、荒らさないためというよりは、それをまた有効活用していく中で、そういった収入が得られる作物を共同でやるとかですね、そういった取り組みのほうに進んでいければというふうに考えているところで、これはですね、先ほど課長が申しました取り組みを、またさらに全村的に広げて、進めてまいりたいというふうに思っているところです。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	５年、１０年後、さらにはもっと先を見据えながらの行政ということになると思いますけども。 村としていろんな取り組みをやっておられますよね。私も農業振興大会に出なければ知らなかったところも正直言っております。村の方たちはもっと知らないことが多いんじゃないかと思うんですね。 それで広報などを通じたりして、いろんなこと、事業をやっていることを村民の皆さんにもお知らせをしていただくと、また行政に対する協力もですね、さらに得られるのではないかと思います。 結果ばっかりじゃなくてですね、やっぱりこんなことに取り組んでますよというようなことも、ぜひ、村民の方たちにお知らせをしてください。私が知らないだけかもしれませんが、ぜひお願いしたいと思います。 次に、森林の荒廃を避けるための取り組みについて、伺います。 ２９年の災害で倒れた木や壊れた箇所が、まだかなりあるのではないかと思います。５年度は中崎地区の倒木整備等を組まれているようですけれども、全体的に現在の状況はどのようになっているのか、お聞かせください。
議 長	村長

村 長	29年の九州北部豪雨災害、流木というかですね、立木を巻き込んだ土石流が発生し、多大な被害を受けたというのはご存じのことだと思います。 それから5年半が経ちました。山にある残された流木というか、倒れた倒木ですね、これについて、やっぱり当初より、これがまた同じような雨が降ったときに二次災害というかですね、また同じような災害が起こる恐れがあるということで、さまざま県のほう、国のほうにですね、対策をお願いしていたところでございます。 自分もですね、村長になってまだ1年半ではございますが、役場の職員としていたときも、大体毎年1回九州地方整備局のほうからヘリコプターを飛ばしていただいて、上空からですね、山の状況を見るというところがありました。 令和2年のときに自分が乗せていただいて、そのときにはまだ、山のちょうど土石流が発生した谷沿いにまだものすごく木が残っていたんですね。ものすごく心配したところではあったんですけど、その次の年、令和3年に見せていただいたときにはですね、かなり見えるところについては、ほぼほぼ撤去されていたということで、これを本当は東峰テレビ等で流して、住民の方に見ていただいて、やっぱりこういうふうにやってるんだなというのを見せたいというところがあったんですけど、ちょっと映像のほうが入手できなくてですね、お見せできなかったところでございます。 今年度、令和4年度についても一応計画はあって、整備局のほうとも映像をいただいて、皆さんにお知らせしたいというふうには言っていたんですけど、これについては、そのヘリを飛ばすということ自体がいろんな関係でできなかったみたいで、これについては、やはり現状について見て、知っていただくという部分を取り組んでいきたいというふうには、私というか、村としては望んでいるところではございますが、ちょっと現状ですね、自分の実感としては、上空から見えるところ、土石流が発生して、巻き込まれて次の災害が起こるのではないかなという分については、ほぼほぼ撤去が終わっているのではないかなというふうには思っております。 ただ、具体的な部分につきましては、担当課長、室長のほうからご説明をさせていただきたいと思います。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	先ほどの件でございますが、村としましてはですね、森林の荒廃を避けますために、予防策としまして、これは平成29年以前からしておりますけれども、荒廃森林整備事業による間伐工事をですね、森林組合に委託しまして、全村で展開しております。 平成29年被災以降、小字単位ではございますが、平成30年に13カ所、15ha、令和元年が7カ所、16ha、令和2年が6カ所、15ha、令和3年が13カ所、16ha、令和4年が14カ所の15haの施工を行っております。 また、被災の堆積木というんですかね、それが集積したようなものの処理の復旧策としましては、堆積木、風倒木の処理工事としまして、こちらもちょうと小字単位でございますが、令和元年に2カ所、560t、令和2年に4カ所、242t、令和3年が1カ所、101t、令和4年が1カ所、102tで処理対策を実施しているところでございます。 今後も調査を行いましてですね、計画的に予防プラス復旧の施策を実施していきたいと思っております。以上です。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	今、かなりの部分で進んでいる様子が分かりましたけれども、それでもまだまだ倒木がですね、そのままになっているところもあって、大雨のたびに「どうなるとやろうか」という心配してある方も村の中にはおられます。

	先日、常任委員会の中で、村のほうで、できるところとできないところがあるようなことをちょっと聞いたんですが、村民の方たちは役場に言えば何とかしてくれるとかね、当然するんじゃないかというような考えをお持ちの方、かなりおられますけれども、村としてできることと、できないことがあるようなことをちょっと聞いたので、それを分かりやすく教えていただければと思います。分かる範囲で結構です。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	風倒木の処理というんですかね、流木関係につきましてはですね、やはり基本的には地権者のものがございますので、地権者の責任において倒木とかは処理するものと考えております。 ただ、谷とかに集積して危険が及ぶというものを倒木処理としまして、村のほうで先ほどちょっと倒木処理工事として行っているところでございます。 それから、林地そのものの崩壊というのがあります。それにつきましてはですね、県事業としましての砂防事業とか治山事業がございます。市町村にてできる林地の復旧事業についてはですね、現在の、ないのが現状でございますので、県の要望の採択に合うような箇所があればですね、随時県へ復旧の要望をしていきたいと考えております。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	今、ちょっと教えていただいたのでですね、分かりますけれども。村民の方たちにも、できるだけ分かりやすい説明をですね、機会があればぜひ、どんどん出していただければと思います。 それから、今、倒木については、地権者のものだというようなところで言われましたけれども、そういった方たちには、村からあるいは森林組合のほうからいろんな指導があっているんでしょうか。 「ここは倒れたままになっていますよ。どうかしませんか。」とか、というような形では、話しかけはあっていないんでしょうか。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	議員言われたような、働きかけというところまではですね、しっかりとまだされてないということが実情になります。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	必要に応じてですね、要するに道路とか河川にある倒木しているものにつきましてはですね、必要に応じて働きかけというかですね、伐採のほうをお願いしたいということは言っております。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	林業振興のためにも早く倒木などを片付ける必要があると思います。 村のそういった材木をですね、使って、また新しい村の特産品になるようなものがあればいいなと思うところですが、村としては、そういう間伐したものとか、そういったものの利用とかは、村としては考えてはいませんか。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	今おっしゃられた間伐材の有効利用というところ、村として具体的に今進めているかと言いますと、まだその取り組みというのは、実際のところは、しっかりとやれていないところはございます。 ただ、荒廃森林のですね、防止のための、例えば林道作業とか、そういったものの整備と、併せて経済林とか保全林を植えていこうとか、そういった活動は実施しておるんですが、その活用といったところに関しては、まだしっかりとできてないのかなというようなところはございます。

	ただ、こういったものをですね、しっかり木工品とかの加工販売ですとか、あと資材としての活用とかですね、そういったものをですね、やっていくということは、やはり村としても積極的に今後はやっていかなければいけないかな、というふうなことは考えてはいるところでございます。 今後ですね、間伐材等とかを有効に活用した新商品の活用ですとか、公共施設とか住宅とか、そういったところで国産材が使えるとかですね、そういったところ、あと、特用林産物とかですね、そういったところの更なる振興とか、そういったところについては、もうちょっとやっていかなければいけないかなというふうなことは考えているところでございます。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	先ほどの中に木工作品ということもありましたけども、村には木工塾があります。現在、主に制作している方がお一人で、高齢でもあるということですね、なんか辞めるようなこともちょっと聞いたんですが、この木工塾は大変貴重な村の財産にもなる施設だと思います。木工塾で働きたいという若者もいるということを知り、先日の駅周辺整備のワークショップの中でも、ぜひ、この木工塾を使って木工体験とかですね、そういったものを観光客にも提供したらどうか、というような意見も多く出されました。村も一緒になってしっかり支援していただくことが、林業を守る1つでもあるのだらうと思います。 今後、木工塾に対して、村としてはどのような支援をしようと考えておられるのか、お尋ねします。
議 長	村 長
村 長	林業の振興、特に木工作品等の振興につきましては、先ほど課長からもご説明がございましたが、農林業振興協議会で、ちょっと古い話にはなるんですけど、東峰村が合併する前、平成15年にですね、いわゆる生産検討部会をですね、生産検討委員会と流通販売検討委員会というやり方に大きく変えた。それまでは水稻部会とかですね、作付けについての検討を行っていたんですけど、やはり販売があつてこそ、初めて営農とかのですね、農林の部分についての意欲が出るだろうということで大きく変わりました。 そのときに、林業振興というのは、1つの大きなテーマではあったんですね。それをどんどん取り組んでいく中、その中で林業振興における間伐材等の活用については、実際に木工塾という組織が立ち上がっていて、その中でいろんな商品を作っていた。それに対する村としては、支援を行ってきたということで、農林業振興協議会自体の事業計画の中に「林」という部分がなかなか出てきてなかった。ここ数年ですね、という課題がございました。 先日からの木工塾のいろんな高齢化とか、問題が出てきている中でですね、木工塾につきましては、村といたしましても、その作業をする場所の提供とかですね、いろんな支援を行ってきたところでございます。 木工塾はですね、村としても非常に大事な施設であるという認識は変わっていないところでございます。 しかし、施設利用者、後継者不足の問題もいろいろとご相談を受けているところでございまして、以前からの課題でございます。引き継いでいただけるというかですね、方の情報やその後任者がですね、一応お話は少しいただいている分はございます。そういった方が安心して働くことができるようにですね、その体制、または環境整備、施設の活用等について、村としては積極的に今後とも支援をしていきたいというふうに思っているところでございます。
議 長	3 番 佐々木孝議員

3 番	しっかり支援をしていただいてですね、体験学習、木工塾での作品作りですね、取り組む人が増えることを期待したいと思います。 また、今出たような形で、若い人で働きたいという方もおられるということですが、肝心の住宅が足りていない現状も、皆さんご存じのようにあります。 昨年3月の資料にも多くの空き家があるという報告がありました。村全体を見ても、かなり目立つのですが、空き家バンクへの登録は少ないように感じます。今の現状と今後の取り組みについて、お伺いします。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	現状の取り組みといたしましてはですね、定期的に広報紙、それから SNS や東峰テレビでの周知は行っております。 それからですね、毎月5月に発送しております固定資産税の納税通知書、これと一緒に空き家バンク登録促進のチラシを封入しております。 登録をそういった形で呼びかけておりますが、それとですね、村内の空き家を担当課としても少しずつ今現在調査をいたしまして、個別に呼びかけ等も行っているところではございます。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	しっかり取り組んでいただきたいと思います。 また、新しく村営住宅を建てる計画もあるということで、去年からですね、取り組んでいると思いますけれども、今、どのように進めておられるのか、お聞かせください。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	今、住宅の建設についてはですね、言われるように急いでやらなければならないといったところは認識をしております。村をですね、担っていく人材とか、そういった方々の育成とか定着というところが、やっぱり必要と思っておりますので、村外の若年層ですとか子育て世帯の方々ですね、移住・定住とか、そういったことに向けた住環境を整備できればというふうなことを考えておりまして、移住・定住の促進住宅といった形で住宅を整備できればというふうなことを考えているところでございます。 ただ、現在、建設の予定地ですとかですね、あと建設手法については、今現在も検討をさせていただいておりますので、そこを早く決定させていただいて、実施できるような形で進めたいというふうに思っております。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	先ほどの常任委員会の中でもちょっと申し上げましたけれども、今の住宅についてもですね、やっぱり3DKとかもありますけれども、やっぱり部屋が狭いとか、あるいは隣の音が聞こえてくるとかいうようなことも聞いたことがあります。 住宅は、建てればいいというものではありませんですね。住む人たちにとって快適で、移住してこられた方については、東峰村の住宅に住んで良かったというような感想が出るような建物にしないと、せっかく移住してきても定住には結びつかないんじゃないかと考えます。 昨日の村長答弁にもありましたけれども、昨年から住宅建設に向けた動きの中で、調査だけで1年かかっておりますね。それから、5年度も調査費として300万円ほどの予算が組まれています。 調査することは大切ではありますが、そこに時間とお金をかけてですね、なかなか進まないというようなことではいけませんよね。一日も早く住宅を建てるのが大切であると私は思っております。 しっかり検討してですね、村が主体となった住みやすい住宅を建設することが大

	事ではないかと思います。 他の業者等々に任せっきりになってしまうと、その辺りがですね、なかなか村との連携が取れない部分も出てきやしないかという心配もしています。その辺りいかがでしょうか。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	住宅の建設についてですね、今、議員がおっしゃられたようなことは、常任委員会のほうでもいろいろご意見をいただいております。 やはりそういったところも踏まえつつ、かつ、やはり早く決定というか、どういうふうな形で建てるかということを早く決めさせていただいて、建設を早急にできるような形で進めてまいりたいというふうに考えております。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	ぜひ、お願いいたします。 さらには、村にはかなり古くなった村営住宅もあります。立地条件の良いところに建てているわけですが、現在住んでおられる方たちもいますので、全部を建て替えたりとかすることはできないとは思いますが、一部改修したりですね、あるいは壊せるところは壊して、そこに建て替えるとかいう方法もあるんじゃないかというふうに思いますので、そこはどうでしょうか。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	そのようなですね、例えば、もう古くて、新しく入居を控えて入らないようにしているようなところもございます。そういったところの部分をですね、今おっしゃられたようなところで、例えば、先行して取り壊してとかいうことも含めて、少し考えさせていただきたいと思います。 ただ、現に壊しているところとかもあるんですが、そういったところは、ちょっと土地の条件、例えば、借地だったりといったところもあって、そこは候補地にならないかもしれませんけれども、そういう村有地の中でそういった形で条件が合えばですね、そういったことも検討させていただこうかと思います。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	テレワークテラス宝珠を利用する企業等々が増えたら、住宅を必要とする方もたくさん出てくるんじゃないかと予想するわけですが、住宅がなければ朝倉市や日田市に住宅を借りる人も増えてきます。そうならないように、一日も早く住宅を提供する準備をですね、進めていく必要があると思います。 続けて、村のデジタル化について、お伺いします。 昨年6月にオープンしたテレワークテラス宝珠ですが、村長も村のデジタル化を進めていくために必要な施設だと考えてあると思いますが、現在の利用状況はどうなっていますでしょうか。
議 長	村 長
村 長	テレワークテラス宝珠につきましては、昨年の6月に開設をいたしまして、現在までですね、運営をしているところでございます。 令和5年1月末までのですね、延べ人数については、延べ356名の利用がされているところでございます。うち、県外の利用者が52名、利用企業数については、延べ39社という報告を受けているところでございます。また、入居企業数については1社、これは、当初から入っていただいているところが、まだ継続して活動していただいているというところでございます。 また、直接利用申し込み等がない形での、見学という形で来られた方もですね、50名以上いるというところで、実際の、今のところの利用状況については、報告を受けているところでございます。

議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	村長の昨日の答弁の中には、テレワークテラスで行われているデジタル寺子屋で活動している方たちが、いろいろ村の人たちに広げてもらえばいいようなことを、ちょっとおっしゃったような気もしますが、現在、10名ほどの方が水曜日の寺子屋に来ておられます。 それぞれの方が自分の課題を持って、職員の方に習いながらですね、いろいろ活動しているようではございますけれども、この方たちが、失礼ではありますが、じゃあ、村の人たちに、私が習ったことをどんどん教えますよという雰囲気では、どうもなさそうな気もします。今後どんどんその方たちがですね、技術を深めてやって行けば、少しはやっぱり違うのかなという気はしますが、村長が期待しているほどはないんじゃないかという気もしております。 ちょっともう時間がないので、村長何か答弁があれば聞かせてください。
議 長	村長
村 長	ちょっと簡潔に言えればと思いますが、利用者の方に広げていただくというよりはですね、テレワークテラスにかかわる従業員という言い方は失礼なんですけど、かかわる人たちが、やはり村の事業と連携をいたしまして、そういう方たちが実際にそういうデジタル、スマホの使い方とかを広げていってほしい。来る人に教えるだけではなくて、教えていってほしいというところで来年移行したいと考えております。 それが、実際に必要性というか、これを使うことで、やはり良かったよというところをですね、利用された方には広げていっていただきたい。その興味を持っていただく、そういった形でですね、広げていきたいというふうに、今ざっくりですけど、そういうふうに考えているところです。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	来年度の3月までは県が予算化してますので、無料で使えるということでありましたけれども、3年目からは村が経営していくことになるんじゃないかというふうに思います。利用者がどんどん増えてですね、いけばいいんですけども、やっぱり使用料を取らないとやっていけない部分もあるんじゃないかというふうに思いますが、今、実験的にやっている部分でしょうから、県の予算で実験的にやっているということでの、それなりの条件や縛りがあるんじゃないかということも想像しながらのことですが、やっぱり併せて、村独自の何かやらないと、有料化目指してやらないと採算が合わなくなると思うんですね。 それでも利用する人は利用しますから、利用者が増えていくことが望めますが、たくさんの企業が入ってきたりしたときに、今の施設では狭くなるんじゃないかという予想もしますが、増えた場合、どのように考えておられますか。 利用者が増えて、今の施設ではまかないきれんごとなる可能性もありはしないかと思うんです。むしろそっちを期待しているんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。
議 長	村長
村 長	議員さんおっしゃいますとおり、県が直接委託として行っているのは2年間でございます。 再来年度に向けて、どういう形で採算の取れる運営をしていくか。それは、今は県とプリズムさんと村と三者協議をですね、随時行って、やはり将来的にどういうふうな運営をしていくかという協議をずっと行っております。 その中で、5年度については、やはりそういう収益というか、有償モデルとなるような取り組みも少し始めていこうという形で、協議は行っております。

	ちょっと5年度について、具体的なまだ計画がはっきり決まっておりませんが、やはり無料で始めてしまうと、無料があたりまえになってしまう。これについては、やっぱりサービスに対する対価とかサービスを提供する側のモチベーションとかいろいろありますので、こういった部分についても、来年度、再来年度の村に移管されるときに向けてですね、きっちり協議をしていきたいというふうには思っております。 また、企業の利用がたくさんあったら狭くなるのではないかという、ありがたい話がありました。 これについては、村としてもですね、プリズムさん、当然運営を今後やっていくために、さまざま企業さん等に呼びかけと言いますか、取り組みを行っているところでございます。 その中で、現在はですね、入居企業は1社ということで、今、個室を1室占有するという形で利用をしている状況でございます。今後もですね、同じ形で、1社入れば一部屋を占有するという契約形態であれば、すぐ部屋がなくなってしまうというのは自明の理でございますので、今後はですね、企業の入居パターンとして、常設なのか有期なのか、短期の利用なのか、そういった部分を組み合わせながらですね、個室の確保も1つありますが、皆さんか使えるコワーキングスペースという、ちょっと広い部屋がございます。そこをどういうふうに使っていくか、活用していくか、その貸し出し等のですね、対応によって、柔軟かつ効率的な利用を図ればということで、今のところ検討していく必要があるというふうには感じているところです。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	逆に、少ないときはどうしようかという質問もしようかと思いましたが、時間がありませんので、今、村長が言われたようにですね、もう少ないということは許されないと思っています。利用者がどんどん増えるような体制を、ぜひ、プリズムさんですか、そちらとしっかり協議、あるいは県とも協議をしながら進めていただければと思っています。 次に行きます。 福岡県のほうもですね、県議会の答弁の中で「自治体や企業と連携しテレワーク施設を活用して、多様な働きを促進し移住・定住に繋げる。」ということを答弁として聞いております。 県は、3年目からどのようなかわり方をするのか、村に対してですね。その確認が取れているかどうか、分かる範囲で結構ですので教えてください。
議 長	村 長
村 長	現状の話にはなりますが、福岡県の方針については、先ほど議員さんおっしゃられたとおりの方針を示されているところでございます。 また、昨年6月の開所式の際にもですね、服部福岡県知事のほうからテレワークテラス宝珠を拠点として、村の移住・定住を進めてまいりたいという言葉もいただいているところであります。 実際ですね、福岡の移住・定住ポータルサイトの中でですね、リモートワーク等に利用可能な施設情報としてテレワークテラス宝珠が紹介していただくとかですね、また、先月の話にはなりますが、県の東京事務所が主催しまして、福岡県選択希望サテライトオフィス会議、いわゆるドラフト会議といわれるやつですけど、そういったものの開催の中で東峰村のテレワークテラスもエントリーして、今のところ1社がですね、ちょっと感触を示しているという形で聞いているところでございます。 こういった形でですね、県のほうといたしましても、テレワークテラス宝珠、作った部分でですね、直接的な勧誘というのは2年間で終了かもしれませんが、次年度

	以降についても、やはり福岡県のテレワークオフィスの振興という形の中で、やはり東峰村についても、もううちのほうから積極的に働きかけないと、県のほうからですね、どんどん、どんどん言ってくるということは減ってくるかなと思いますので、やはり村のほうからのアクションを起こしながら、そういった現状を踏まえて、協議と要望等に行っていくという方針をしているところでございまして、県のほうから3年目以降ですね、どういう形でという方針は、今のところはですね、示されていないというところは、現状として報告はさせていただきます。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	県内は6カ所ぐらいが拠点として設けられていたんでしょうかね。その中のやっぱり東峰村というのは、田舎のほうでの拠点ですので、ある意味特別な存在にあるんじゃないかと思いますので、ぜひ、前向きにですね、発展できるような形で、県のほうに働きかけていただければと思います。 それから、先日、NTT西日本と提携したという報道がありましたが、今後どのようなことに取り組もうと考えているのか、お聞かせください。
議 長	村 長
村 長	村としてもですね、デジタル、デジタルと、ちょっと分かりにくい言葉の中で、やっぱりDX、デジタルトランスフォーメーションというものを推進していく中で、住民の皆様、特に高齢者こそやっぱりデジタルの恩恵に浴し、過ごしやすい生活をしていただきたいという思いがありまして、今ですね、国としてもデジタル田園都市国家構想という取り組みの中で、村のほうにもですね、普通交付税の中に、本来であれば5,000万ほど、内部でデジタル推進という形で算定がされております。 交付税においては、利用を指定するものではございませんので、これをする、しないについては、村の判断にはなりますが、やはりそういった国の方針を受けて、村としてもデジタル化の推進をですね、図らなければいけないということで、自分、就任以降、やりたいことをですね、やらなければいけないことを、内部の会議の中では示してきたところでございます。 ただ、なかなかハードルが高い部分もございましたので、そういったICT技術、デジタルの取り組みをする中で、やはり専門的なスキル、知識を持った方との連携が必要であるということで、NTT西日本さんとですね、ずっと協議、意見交換をさせていただいたというところでございます。 その中で、今年の1月の末になりますが、NTTさんのほうと西日本九州支店になりますがですね、ICTの連携協定という形で締結をさせていただいて、村のDX化をですね、強力に推進していきたいというふうに考えているところでございます。 取り組みとしましてはですね、来年度予算にも計上されておりますプレミアム付商品券、電子決済、また電子商品券等での村の振興、そういった部分の取り組みをキーとしてですね、また、地域交通についての電子決済、また、そういった部分についてもですね、これは、直接NTTさんがかわるかどうかというのは、地域交通はちょっと別で今動いている部分ではございますが、全体的なそういったデジタル技術を東峰村で振興するにあたって、さまざまなアドバイスと協働、協調の中で進めていきたいということで、連携協定を結ばせていただいたものでございます。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	スマホやタブレットを使って買い物やタクシー要請ができるように進めることが生活を豊かにする1つであるということは、12月議会で確認をいたしました。 先日、テレビの「ガイアの夜明け」という番組で、タクシーをスマホのアプリで呼ぶ場面があり、とても便利だという利用者の感想がありました。

	私もこの正月にマレーシアで体験してきました。アプリ 1 つでいろんなサービスが受けられます。買い物や食事の出前、注文が簡単にできたり、タクシーを呼んだりすることができました。タクシーは目的地までの料金やルートが示されるので、安心して低料金で利用できました。 たぶん村長も、そのようになるような A I オンデマンドを考えているんだろうというふうに考えるところですが、昨日の答弁を聞いていて少し心配になりました。 私も、これから地域交通システムを作っていくうえで、誰もが使えるアプリや利用しやすいシステムをプレミアム商品券と一緒に作ったほうが効率も良いと考えていましたけれども、実証実験の期間中の利用者が 1 日に 7 名ほどであり、有料化になるとどれぐらいの利用者が増えるだろうか。今、高い予算を使って A I デマンドにする必要があるのかという疑問が出てきました。 昨日の続きになるかもしれませんが、村長の考えをお聞きしたいと思いますし、ちょっとその前に、私は、このシステム作りにお金をかけてでも早急に作っていく必要があると考えてはいたんです。 まずは、実証実験の期間が短かったこともあるので、実際に取り組みながら年間を通した利用状況を把握したうえで、A I デマンド方式を取り入れてもいいのではないかなと思うようになりました。いかがでしょうか。
議 長	村長
村 長	村が取り組んでおります地域交通の中での A I オンデマンドの取り組みについてのご質問でございました。 A I オンデマンドの必要性はですね、もちろん住民の方が利用しやすくする、分かりやすくする、確実な配車とかルートとかをすることによって、利用に関する満足度を上げる、こういった部分については、やはりそういったシステムを導入しないとできないというふうに思っているところでございます。 利用想定人数についての計画、7 名という話もございましたが、これはあくまで想定範囲内の中でございますので、7 名なら電話でいいのか、そういう話もちよっとございましたが、やはり将来的に持続可能、継続的な運行を行っていくにあたっては、初年度、結構予算を見ても分かるように、大きな予算が組まれております。 これは、やはり手作業がある部分ということでコールセンター等の経費がですね、やはりかかるということでございます。これが、そういったシステムを導入することによって経費が削減できるというふうに思っております。 その中で地域公共交通を実施していくところ、実証運行の期間の話もございましたが、実証運行という名称もございますが、実証運行するにあたってやはり費用がかかるものでございます。 ですので、村としては、まず、オンデマンドバス、A I オンデマンドを導入するか、しないかという選択肢については、もう導入すべきであるという判断をしている中で、実証というか、実際の運行の中でやっていくところではあるというふうには思っております。 その中で手戻りと言いますか、そういった部分はあってもいいかな。村としては、やはり A I オンデマンドのバス、これによって村の中をくまなく走って、皆さんの移動に関する要望・ニーズにですね、応えていきたいというふうに思っているところでございます。
議 長	3 番 佐々木孝議員
3 番	多額のお金を使ってというか、貴重なお金です。有効に使うような形でですね、執行していただきながら、この村の方たちが幸せに暮らせる村づくりに進んでいければと思います。

	これで、私の質問を終わります。
休憩	
議長	10時40分まで休憩します。 (10時29分)
再開	
議長	休憩前に続き、会議を再開します。 (10時40分)
議長	4番 高倉美紀恵議員の質問を認めます。 4番 高倉美紀恵議員
4番	熱中症の対策について、お尋ねいたします。 異常気象に伴い高温多湿の夏が、また来るのを予測できます。昨年環境省の調査によりますと、熱中症警戒アラートが、昨年の夏は全国で延べ889回発表されたというふうに書かれております。 昨年9月の総務常任委員会で、高齢の村民に熱中症アラームの対応ができないかと提案いたしました。 先日の説明会で予算化されているというふうにお聞きしまして、大変喜んでおりますが、その数と貸与する対象者は何名でしょうか。それから、年齢は何歳以上とかでしょうか。よろしくお願いいたします。
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	令和5年度におきまして、熱中症対策としまして、熱中症アラームを予算化しておるところでございますが、まず、台数でございますが、今のところ10台ほど計上しております。 ただ、議員さんがおっしゃられました対象年齢とかですね、具体的な基準が決まっているのかということでございますが、特にですね、今、集落支援員さん等に訪問していただいている方の中で、やはり判断力の低い方等を選びまして、そういう方を想定しまして10台というふうにさせていただいておりますが、年齢とか状況とか一様ではございませんので、そこら辺の基準がもっと明確にならなくてはいいのかなと思っておりますので、もう一度そこら辺の協議は行いたいと考えているところでございます。
議長	4番 高倉美紀恵議員
4番	そのとおりで、熱中症は高齢だからかかるというものでもございませんですね。 ですが、年を取りますと暑さを感じなくなります。私どもが訪問しましても、もうむんむんしているお部屋に長そでのシャツを着て、それでも暑さを感じない、そういう場面というのはよく見ますし、これはと思うことも度々あります。 ですので、10台というものが有効に使えるように、それから、何歳以上だから危ないということはないと思いますけども、ここで民生委員さんとか集落委員さんの活躍を願ひまして、度々訪問していただいて、そこに貸与していただくと。そういうふうなシステムを取っていただくと、熱中症予防ができるかなというふうにも思います。 それから昨年も、もう今は5月ぐらいから大変暑くなってまいります。その時期からでも熱中症は予測できると思うんですが、早めの熱中症対策をやっぱり始めたほうがよろしいと思います。 今回環境省が、2024年の夏の運用を目指して、警戒アラートのもう1つ段階を上にした、特別警戒アラートというものを皆さんに、なんですかね、段階を上げる、そういうふうなシステムを取るようです。それが2024年からだというふうに書かれております。

	そのときには市町村の村長は、クーリングシェルターといわれる避難所、冷房施設をシェルターとして造りなさいというふうなお知らせも来るようです。法改正の中であるようです。 ですから、今から東峰村も高齢者がたくさんおりますし、学校とかは十分に、運動のときとかそういう場所では指導がいくと思うんですが、何分1人で暮らしている老人にとっては、先ほども言いましたように、熱さを感じなくなってきました。そこいら辺でクーリングシェルターというものが先駆けてね、そういうものを造って、そこに避難、電気代も高くなってきておりますし、自分の家でクーラーを設備しているところも高齢者の住宅ではあまりございません。そんなふうなことも考えまして、早め早めの注意喚起をしていただくことが、村民が安全に暮らせると思うんですが、保健福祉課としては、早めの注意喚起を何かお考えになっていますでしょうか。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	ご指摘のとおり、毎年暑くなる時期も早くなり、さらに気温も上がりということとで危険度も増している状況でございます。 高齢者の率も高い東峰村で、やっぱりよそに先駆けてこういった対策は必要と、住民福祉課も考えているところでございます。 今現在ですね、課として話し合っている対策としましては、昨年度も行ってまいりましたが、早期のうちの声かけ、個別訪問をしている方を中心にですね、集落支援員さんや民生委員さん、それから、各サービス等で訪問をしている事業者さん等を通して、水分補給とかですね、早めに室温等の調整を行うなどの声かけをしていくつもりであります。 やはり5月からではすでに暑くなっている可能性がありますので、4月のうちにはそういった声かけを始めていきたいと考えているところでございます。 それから、緊急通報システムのサスケというものがございますが、そちらの中の制度の利用されている方にあわせて、そういう危険の高い状況にあわせて、声かけなどを別途ですね、行っていきたいと思っているところでございます。 また、本年度も新型コロナの集団接種のワクチンがあるかと思しますので、そういった機会を利用して、また声かけを行っていききたいと考えているところでございます。
議 長	4 番 高倉美紀恵議員
4 番	熱中症という言葉と、それから、水分を摂らなきゃいけないとか、扇風機を回して換気をしようとか、そういうことはもう耳に慣れてしまっていると思うんです。 ところが、熱中症にかかるとなぜ水分を摂らなきゃいけないのか、なぜクーリングをしなければいけないのか。そういうことの熱中症が体に及ぼす影響、熱中症というのはこうなるんですよ。だから、水を頻繁に飲む必要があるんですよ。冷えたお部屋にいななきゃいけないんですよという、そういう指導をしていただくのは、私は、診療所の先生だと思っているんですね。 だから、広報紙とか、それから東峰テレビとか、そういうふうなものを利用して、そして、なぜ熱中症では水を飲まなきゃいけないのか。熱中症が水を飲まなきゃいけない。それはもう分かっているけど、「なぜ」、その根拠という、熱中症はどういうことで、最後どうなって亡くなっていくんですよ。そこいら辺のことを教えていただけるのは、私は、診療所の先生ではなかろうかと思っています。 だから、5月ぐらいからでも広報を使って、何回でもそういう自分の身を守るために、熱中症ってこんなだから水飲まなきゃいけない、冷えたところにいななきゃいけない、体を冷やさなきゃいけない、そういうことを教えていただくと、大変あり

	がたいと思っております。 そういうことを思いながら、そして、やっぱり防災無線が一番効き目があると思いますので、先ほども言いましたが、警戒アラートが全国で800何回、全国で889回です。福岡県で警戒アラートが出たときに、東峰村の一番注意しなきゃいけない時間帯に防災無線で、「今は外に出てはいけませんよ。」とか、そんなふうな啓発ができればというふうに思いますが、それはできますでしょうか。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	防災無線を使つての注意喚起でございますが、昨年も何回か行ったところですが、議員さんがおっしゃるような、こまめな、その日の状況に合わせてという形での声かけというのができなかったのが現状でございます。 やはり声かけをする、そういった防災無線をするマンパワーというものが、やっぱり不足しているような状況がございまして、定期的な声かけは防災無線でできたとしても、状況、状況に合わせてということは、なかなか今のところ難しいのではないかと考えているところでございます。
議 長	4 番 高倉美紀恵議員
4 番	できるだけ村民の安全を守るために、毎日、毎日難しいかもしれませんが、そういう防災無線が一番効果があると思っておりますので、防災無線での全村民に呼びかける熱中症の対策、個人がどうすればいいかというところをするためにも、防災無線、大変重要なと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。 それと、先ほども言いました2024年に運用が開始されるクーリングシェルターという冷房が効いたお部屋に皆さんが避難してくる、そういうふうなシステムが取れるようなお部屋の確保とか、そのお部屋を造るためには、やっぱり昼寝もしなきゃいけないでしょうから、そういう場所とか、そういうものが、現在あるところにそういうのができるようなお考えも持っていただけるかどうか、村長にお伺いいたします。
議 長	村 長
村 長	先ほど来から課長が申ししておりましたが、熱中症に関する部分について、自分たちはですね、スマホとか持っておりますので熱中症アラートとか、ほぼほぼ夏は毎日のように入ってきます。 ただ、高齢者の皆様はスマホとか持たれてない方、そういった部分、また、先ほど来から言っておりました、やはり冷房は付いてても使わない。なんで使わないのと言ったら、電気代とかいろいろ課題があると思います。 そういった部分で、やはり啓発という部分は非常に大事なことでございまして、防災無線についても、あんまり流しすぎるのもあれなんですけど、やっぱり必要なときに必要なだけの防災無線での啓発放送はやらなければならないというふうに思っているところであります。 それと、この話の中でもあったんですけど、定時放送が流れております。夜と朝ですね。そういったときにも、やっぱり状況に応じて、そういった気候の関係、「本日は気温が非常に高くなりますので」とか、そういった呼びかけもですね、やっていく。そういうのであればできるんじゃないかなというふうに思っております。 それと、先ほど議員さんが言われました、クーリングシェルターですかね、その関係については、ちょっと申し訳ありません。私のほうちょっと不勉強で、どういった形を国が想定しているのかというのが分かっておりませんので、どれほどの施設が必要なのか。 例えば、いずみ館はずっと月曜日以外開いております。そこを仮想シェルターとして、そちらへの移動をどうするのかとか、そういった取り組み、どういう形です

	のがですね、自治体ごとにいろいろ工夫してくださいという話にはなると思うんですけど、そういった部分については情報を把握して、いろんな対応について、できるだけ早く何らかの形でですね、皆さんへお知らせできるようなことを行いたいというふうに思っております。
議 長	4 番 高倉美紀恵議員
4 番	ありがとうございます。 どうぞ、そんなにたいそうなお部屋は要らないと思います。そういうシステムを先駆けて造っていただいて、1人でも、熱中症で救急搬送されたり、それから亡くなったり、そういうことのないような村政であってほしいなというふうに思います。 次に、横断歩道の整備について、お尋ねいたします。 昨年の6月に横断歩道の件についてお尋ねいたしました。そのお尋ねした後に、県の方、行政、課長はじめ担当者の方が蔵貫地区、鶴地区を視察というか、現地を見ていただきました。 ですが、今、蔵貫の横断歩道の修復を、県の方もそのように見ていただきましたが、今、蔵貫を見ると、もう横断歩道の役割を果たしておりません。ペンキが剥げてしまっ。 ですから、新学期になります。子どもたちにも交通ルールを教えるものだと思います。そこで、やっぱりくっきりとした横断歩道があれば、運転している運転手も停まると思うんですね。ですけど、私も何回も言いますが、横断歩道で立ってても、停まってくれる車はもう数少ないです。 だから、これは大きな問題だと思うんですが、だからと言って自分も停まっているかという、やっぱり横断歩道が見えないときは停まれないんですよね。 ですので、どうか子どもたち、村民の安全を守るためにも、早急に剥げかけた横断歩道をきれいに、まっ白にさせていただく、そんな方法がまた相談できますでしょうか。よろしくお願いします。
議 長	農林建設課長
農林建設課長	先ほど議員おっしゃられましたように、現地は、確認は一緒にさせていただきました。もう一度お伝えしますけど、こういう状況であるということは道路の管理者であります県土整備事務所様にはお伝えをしているところであります。 横断歩道の塗り替えといったものにつきましては、道路自体の管理は県土整備になります、横断歩道の塗り替えといったところは、警察の公安のほうの所掌ということになるということでございます。 ですから、朝倉警察署のほうにもですね、またそこをお伝えしまして、今、現地も確認をいただいております。やはりその蔵貫地区のですね、横断歩道の色が薄くなっているということは認識もいただいております、実施はするということのご返事いただいておりますが、時期についてですね、それがいつできるかというところにつきましては、ちょっとまだお答えができないですけれども、確実にやりますということのお返事はいただいているところでございます。 あと、鶴地区のほうもあるかと思いますが、こちらのほうも現地は一緒に確認させていただきました。こちらはですね、同じく警察のほうも現地を見ていただいているんですけども、そちらの横断歩道につきましてはですね、今の色ぐらいではですね、まだ塗り替えというようなことは実施されないというようなことで、お返事を貰っています。 ただ、河川の工事で少し舗装をやり替えてたりとかして、なくなっているところがありかと思います。そちらについてはですね、実際工事を施工されておられる県土整備事務所様のほうで復旧をするというようなことはですね、伺っているところ

	でございます。
議 長	4 番 高倉美紀恵議員
4 番	ありがとうございます。 新学期になったり、子どもたちには特に安全の教育とかが、交通安全の教育とかをされると思いますが、環境が整ってないのに「守れ」と、そういうこともやっぱりよくないような気がしますので、どうか早急に改善を望みます。 以上で、私の質問を終わります。
休 憩	
議 長	11時5分まで休憩します。 (10時59分)
再 開	
議 長	休憩前に続き、会議を再開します。 (11時05分)
議 長	1 番 和田将幸議員の質問を認めます。 1 番 和田将幸議員
1 番	今回は、大きく3つの質問をさせていただきます。 1つ目は、JR日田彦山線 BRT 運行についての質問です。 令和4年9月の定例会で、BRT 専用道の安全対策や豪雨による災害に対しての不安の声があるが、どう対応するのかと質問をしましたが、東峰テレビ等で村民に伝えるとの答弁でした。 情報発信が未だにされていないと思いますが、どうなっているのでしょうか。また、住民説明会等は開かれいいのか、お尋ねします。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	まずですね、議員おっしゃられるとおり、東峰テレビ等での放送は、今のところ実施しておりません。 現状を申し上げますと、住民の方が主に心配されている踏切、それから、今回専用道ということですので舗装がされます。ですので、そういったことでの排水の心配をされているというふうに受けています。 現在、この問題につきましては、JRと定期的ではございませんが、協議は行っております。JRからは、現在運輸局や警察署、要は県警ですね、県警との調整を現在行っているということで、踏切、1種踏切と4種踏切がございます。1種は岩屋公民館前の踏切、それから、紙屋住宅の前の福井の踏切、この2カ所です。 こちらについては、専用道のほうに遮断機を付けるというような計画もあるようでございますが、そういったことを含めて現在、調整を行ってもらっているという状況です。 ですので、今月ですね、現地を村と立ち合いながら確認して、地域のご意見も直接JRさんも貰っているようですので、そういったことを調整させていただき、最終的に決まりましたら、広報等でさせていただきたいというふうに思っております。 住民説明会の件でございますけれども、こちらを確認いたしました、添田町さん、それから日田市さんでも住民説明会自体は、JRとしては行っていないということでございます。 ですので、村でJRから説明会があるかと言えば、現在のところ計画がないということでした。 ですので、この辺りを村としてどうやっていくのかというのは、ある程度専用道のそういった安全性とかが確定され次第、広報等でかけていくのかというのを調整させていただいて、今後対応をさせていただきたいというふうには考えております。

議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	今さっき言われたとおり、踏切とか豪雨のときの雨の災害とか、みんなも心配していますが、もうちょっと小っちゃいこととか、いろんなことが村民の方不安に思っているところがあるんですよね。そういうところを拾い上げてもらいたいなと思っています。 例えば、雪が降ったときとか凍結したときの眼鏡橋の上はどうなるかとか、それと地元の人でしか分からない釈迦岳トンネルの中とかは、今、夏場高温になるんで温度差が相当あって、かなり霧がかかっているみたいなんですよ。 たぶんＪＲさんは把握はできていると思うんですけども、住民のほうからしたら、そのことが把握しているのか、把握してないのかさえ分からないので、ちょっと心配になってるんで、住民の声をもうちょっと拾う機会を作ってくれたらいいと思います。そういう機会が作れないですか。よろしくお願いします。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	まず、地元の方のご要望については、個別に現在対応させていただいているところもございます。そういった排水計画であったりとか、土羽の除草の問題とかですね、いろいろございますので、そういったことは個別に対応させていただいております。 先ほど議員おっしゃいましたトンネルにつきましては、これはもう技術的な問題になろうかと思えます。ですので、ＪＲのほうが当然その辺りは考えてあるとは当然思いますが、まだその辺りの詳細について、村のほうを担当課として、まだその辺り聞いてないというか、受けておりませんので、その辺りも含め個別な対応も含めてですね、いろんな情報をこれからおそらく、かなり工事が進んできましたので、提供できると思いますので、その辺りで調整をさせていただきたいとは、現状では思っております。
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	住民もそういう情報が欲しくて、たぶんたまらないと思うので、その辺のほうよろしくお願いします。 続いての質問に移らせていただきます。 ＪＲは、全国でローカル路線の廃止、縮小の流れがあり、代替、代行バス路線の廃止も出てきています。今後東峰村も人口減少に伴い、通学、通勤による村内利用者が確実に減少します。東峰村に公共交通を残すためにも、沿線振興を迅速に進めて、村外利用を増やさないといけないと思いますが、どう考えているか、お尋ねします。
議 長	村 長
村 長	ＪＲ日田彦山線沿線地域振興につきましては、やはりどのようなペースで、１つは今年の夏開業という１つのきっかけがございます。このときに協議会、沿線地域振興協議会の中でも、１つは、そのターゲットに向けてどういうふうな動きをするのか、どういう広報、また利用促進についての取り組みを行っていくのか、という協議を行わせていただいたところでございます。 それと、あとですね、やはりそれぞれの３つの駅、筑前岩屋、大行司、宝珠山駅、このそれぞれの駅をですね、周辺整備によってどう生かして、どうＰＲし、どう利用促進を行い、観光客等の利用促進等を図っていくか、村内の利用も含め地域の利用、村外の利用、そういったものをですね、視野に入れながら、どういう活用をしていくかというのは、令和４年度、今年度については、沿線振興の基本構想を作成いたしまして、５年度に基本計画、実際にそういうのをどういうふうに実現していくか、また、それを何年度にやっていくか、そういった部分の実現化についてのですね、具体的な計画策定を行っていくということにしております。

	これについても、少し時間がかかりますけど、その計画が整い次第、実現できる部分については、言いましたが、県の基金事業という兼ね合いもございます、県との協議、県への予算要求、そういった手続き等もございますが、開会のときのごあいさつの中にもありましたが、県のほうにもですね、やはり効果的な事業を年度途中でも取りかけられるような配慮をお願いしたいということで、これについては、自分としても県のほうに強く働きかけをしまして、5年度事業の基本計画策定の中で実現できる分については、一日も早い実現を行っていきたい。 ただ、全体的な計画の周辺整備については、やはりきっちり全体の構想を固めた中でやっていかなければいけないと思っておりますので、議員さんおっしゃられるような迅速に進めていく。これは当然村でも考えておりますけど、これが、ちょっと何年、来年、再来年という話にはですね、ちょっとなりにくいのかなというふうに考えているところでございます。
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	駅周辺の整備とかは、やっぱり時間をかけてでも、地域住民の方に安心できるようなものを造ってもらいたいんですけども、BRTで東峰村が注目をいろいろされるのは、開通前であったり開通時です。 この時期にどれだけ東峰村をPRできるか。小石原焼、高取焼、棚田米、農産物、すばらしい景観など多くの人に知ってもらい、今後にどれだけ繋げるか、どれだけ多くの人に来てもらうか。 地域振興の面でも、公共交通を守る面でも、開通時までが1つの大切なところだと思いますが、そのところをどう考えているか、お伺いします。
議 長	村長
村 長	議員さんのおっしゃること、全くその通りだというふうに思っております。 1つは、沿線地域振興計画というのは、あくまでハード的な分でございますので、時間がかかるということはご了解いただきたい。 ただ、開通に向けてのですね、準備については、それ以外の部分でやる。また、観光アクションプランですね、これの取り組みの中でも、1つ、2つできることをやろうという部分、もう1つは県の日田彦山線沿線地域振興協議会の中で、今、プロジェクトチームというのが立ち上がっておりまして、この中でやっぱり開通に向けて、これについては、それぞれ自治体の特性を生かして、地域に合った、例えばコーヒーですかね、を作って、それをPRして、味わってもらうことで、日田彦山線への興味をしっかりと持っていていただいて誘客につなげる。 そういった1つの取り組みの例でございますが、県のプロジェクトチームの中でさまざま開通に向けた取り組みも行っているところでございますので、これについては、先日、2月に県の協議会がございまして、県の事業としても承認を受けたところでございますので、こういった部分について、広報紙等でもですね、村の中でこういう取り組みを行っている、県でも行っているという部分をですね、開通に向けて情報を提供しながら盛り上げていきたいというふうには思っております。
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	開通までに村のすばらしいところが多くの人にPRできて、開通後にもみんなが、足が運んでくれるようなPRができたかと思っています。 続いては、沿線の景観整備で支障木伐採、植栽を計画、実施していますが、今後魅力ある東峰村をつくっていくうえで、大変重要だと思います。景観のすばらしい村、足を運びたくなるような東峰村をつくるには、この機会に、沿線はもちろん沿線以外でも住民の意見を取り入れ、計画的に植栽等を実施し、10年後、20年後のすばらしい東峰村づくりができたかと思いますが、村長の考えをお伺いします。

議 長	村長
村 長	沿線の景観整備という形で、今ですね、景観整備計画を作り、その中で四季折々の自然を楽しめる植栽の計画をですね、構想という形で作らせていただいているところでございます。 これに先立ちましてですね、東峰村は日本で最も美しい村連合に加盟をしております、そういった中での美しい村というところで、どういう景観づくりをしていくのかという課題を、当初からですね、いただいております、今、労務班という形で美しい村づくり事業、景観整備は行っているところでございます。 あと植栽ですね、計画的な植栽、沿線地域は日本一の車窓づくり、BRTのバスから見たときに、東峰村の自然がやっぱりすばらしい、これは日本一の車窓だと思われる景観づくりを行いたいというところで、まずは景観支障木の伐採を、今、行っているところであります。 その後の計画的な植栽については、たぶんほとんど民間の土地をどう使っていくかという形、これを村が購入してするものなのか、民間との協働の中で植え替えとか、そういった部分を取り組んでいくのか、それについては、ちょっと今後の検討にはなっておりますので、その中で議員さん言われた部分、沿線以外の景観の植栽等について、どのような規模、どのような樹種、どういう景観づくりをしていくのか、これはやっぱり芯となるコンセプトが必要だというふうに思っておりますので、これについては、景観整備の計画の中、これもまだ植栽については具体的な計画が固まっているわけではございませんので、その計画の策定の中で、そういった課題についても、併せて検討というか、勉強していく中で進めさせていただきたいと思っております。
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	今現在、多くの人が足を運んでいる景観のすばらしいところとか、そういうところは10年前、20年前にそういうことを頑張って、今があるんだと思います。東峰村も10年後、20年後がそうであるように今から考えて、美しい村づくりのほうをやっていかれたらと思います。 続いての質問です。 国道211号線のいずみ館入口付近についてです。 村内の国道211号線でも出入りが激しく危険性があるところがいずみ館前だと思います。ここは早朝から夜まで子どもの送り迎え、いずみ館利用者、役場関係者の出入りが多く、見通しが悪いところです。 残念ながら信号機設置の指針には、交通量が少なく該当しないと思いますが、東峰村は高齢化が進み、高齢ドライバーもたくさんいます。若いときのような反応もできなくなっています。その他の場所でも道が整備され、通行する車のスピードが上がって危険な箇所が村内でもいくつかあります。 東峰村の高齢化が進んでいるのなら、それに対応できるよう村独自の対応はできないのか、考えをお伺いします。
議 長	村長
村 長	国道211号のいずみ館、東峰学園の出入り口の状況について、このご指摘の場所については、村道側には停止線、また、国道側にはですね、横断歩道や安全ミラー等を整備している状況ではございます。 ただ、やはり見通しが、ちょっと左側と言いますか、小石原側に出るときに確認がしづらい、カーブミラーで車が来ているのが分かっても、すぐ来るかどうかちょっと確認しづらいとかいう話はですね、確かに伺っているところは事実でございます。

	ただ、いずれにしても国道側にですね、やっぱり通る車が、いかに歩行者にしろですね、出てくる車にしろ安全に配慮していただけるか、この辺についてはですね、注意喚起、信号については、先ほど議員さんもされた部分もあるかなというふうには思っておりますが、そういう安全対策の設置の判断については、やっぱり公安委員会や警察等のですね、判断が必要になると思いますので、こういった部分について要望等をですね、受ける形であれば県のほうと協議、今のところは、確かまだしてはいないと思いますので、させていただきたいというふうには思っているところです。 ただ、後段で言われました、全体的に今、県道、国道等ですね、道路構造基準がだいぶ変わって、道が非常に、車にとっては走りやすくなっています。特に八女香春線についても道が広がった分、高齢者の方が横断するのに、渡ろうと思うと、やっぱり車が遠くに見えても、すぐ近寄って来て怖い思いをしたとかいう部分はございます。これについては、速度抑止の標示を道にしたりとか、そういう対応は取っていただいているところでございますが、そういったところの対応について、村としてはですね、具体的にどういうふうを考えれば車の方がですね、歩行者と言いますか、交通弱者と言いますか、そういう方に優しい運転ができるか、これについてはなかなかちょっと対応がですね、どういう形ですればいいのかというのは、思いつかないのが現状でございますので、こういった部分についても、何らかの対応のアイデア等があればですね、ぜひいただきたいというふうに、村としても当然考えるべきことではございますが、いただきたいというふうに思っております。
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	事故が起こってからでは遅いので、いろいろな意見を取り入れたり、今後いろいろな事故がないようにするために考えていけたらと思っています。 次の質問にまいります。 竹棚田レストランについて、質問いたします。 村の施設である棚田レストランは、開業から3年経たないうちに、雨水で色落ち、色剥げ等が出ていますが、設計段階で把握できなかったのか、また、設計、施工者には責任がないのか、それと保証はどうなっているのか、お尋ねします。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	当時のですね、設計協議の中におきましては、レストランに雨樋がないということで、雨の対策については、軒を出すことで対処することになったというふうに聞いております。3年のうちに色落ちそれから色剥げ等が生じるというのは、そのときには想定していなかったということだと思います。 ということで、ご指摘の箇所につきましては、雨風、これによるものが大きく、設計、施工上の問題は、当時、今でもないというふうに認識をしているところでございます。 保証につきましては、施工後1年が経過した際、受注者立会いの下、1年点検を実施しております。このときに施工上の不具合、それから不備等があったものについてはですね、業者により保証の範囲内において対応を実施しているということでございます。
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	建物について、外見ももちろん必要ですけども、一度建設したら今後何十年も維持をしていかなければいけません。 建築のほうとかやったら、専門分野になりますので、なかなか見た目で判断できないところもありますので、設計段階とかできちんと管理できたらなと思います。 最後に、ほうしゅ楽舎の補償契約はどうなっているのか、お尋ねいたします。
議 長	村長

村 長	ほうしゅ楽舎、今建設、もうすぐ建設が完了というスケジュールで行っております。この補償契約についてのお尋ねでございますが、これについては、工事請負契約の契約約款の中で謳われている分でございます。 いわゆる過去、瑕疵担保と言っていたやつですね。瑕疵保証、今、契約不適合責任期間等ということで明文化されております。 これについては、国土交通省の標準の約款を村としても採用しておりまして、これは、契約書の中ではですね、引き渡しを受けた日から2年間、2年間がその期間という形で明文化がされているところでございます。 あとは契約というか、設計書、これをですね、やはり自分たちが専門家ではないからという部分ではなくて、実際に先ほどの案件についても、設計ができ上がったものについて、村としてもその成果に基づいて造っておりますので、実際に修復等はですね、当然行わなければいけないとは思っておりますが。 これが、ちょっとまだ、どのような経緯で、どのような原因でされたか。これについてをきっちりやったうえで、やはりちょっと3年でそういう状況が出るというのは、通常の設定ではあり得ないことではございますが、これについてもさまざまの要因があると思いますので、これについての原因等を調査するのはまだできておりません。ご質問いただいてから日にちがありませんでしたので。 そういった部分と、やっぱりそうした部分をした中で、村としても、やはり利用される方、来られる方がですね、そういった部分を見たときに不快な思いと言いますか、やっぱり満足して帰っていただくためには、何らかの対応をやらなければいけない。これは、ちょっとその後にはなるとは思いますが、それをやらなければいけないというふうには思っているところでございます。 ほうしゅ楽舎の補償契約については、約款上2年というところで回答させていただきます。
議 長	1 番 和田将幸議員
1 番	ほうしゅ楽舎の補償については、分かりました。 東峰村に多くの方が来ていただけたときに、やっぱり気持ち良く過ごしてもらって、気持ち良く帰ってもらって、また来てもらいたいというのがありますので、何らかの対応をよろしくお願いします。 これで、私の質問は終わります。
散 会	
議 長	1 1 時 4 0 分まで休憩します。 休憩後は、予算審査特別委員会を開会します。 (1 1 時 3 2 分)

第 1 回 東峰村議会定例会会議録

令和 5 年 3 月 1 4 日
(第 6 日)

東 峰 村 議 会

令和５年第１回東峰村議会定例会議事日程

令和５年３月１４日開議

開会宣言

議事日程報告

日程第 １ 議案第 １号 東峰村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第 ２ 議案第 ２号 東峰村行政不服審査会条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 ３ 議案第 ３号 東峰村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 ４ 議案第 ４号 東峰村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 ５ 議案第 ５号 東峰村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 ６ 議案第 ６号 東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 ７ 議案第 ７号 東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 ８ 議案第 ８号 公益法人等への東峰村職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 ９ 議案第 ９号 東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 １０ 議案第 １０号 東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 1 1 議案第 1 1 号 東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 東峰村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 東峰村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 東峰村職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 令和 4 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 6 号）について
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 令和 5 年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 令和 5 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 令和 5 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 令和 5 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 2 0 同意第 1 号 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について
- 日程第 2 1 同意第 2 号 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について
- 日程第 2 2 閉会中の各委員会継続調査の申出について

開 議	
議 長	ただ今の出席議員数は、9名です。 定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配布のとおりです。 (10時30分)
議 長	これより、各議案の質疑、討論、採決を行います。
日程第1	
議 長	日程第1 議案第1号「東峰村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 賛成討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第1号「東峰村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第2	
議 長	日程第2 議案第2号「東峰村行政不服審査会条例等の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第2号「東峰村行政不服審査会条例等の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第3号「東峰村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。

	説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第3号「東峰村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第4号「東峰村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第4号「東峰村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第5	
議 長	日程第5 議案第5号「東峰村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第5号「東峰村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条

	例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第6号「東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第6号「東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第7号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第7号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第8	
議 長	日程第8 議案第8号「公益法人等への東峰村職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。

	(質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第 8 号「公益法人等への東峰村職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第 9	
議 長	日程第 9 議案第 9 号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第 9 号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第 10	
議 長	日程第 10 議案第 10 号「東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第 10 号「東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。

	(賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第 1 1	
議 長	日程第 1 1 議案第 1 1 号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第 1 1 号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第 1 2	
議 長	日程第 1 2 議案第 1 2 号「東峰村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第 1 2 号「東峰村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第 1 3	
議 長	日程第 1 3 議案第 1 3 号「東峰村手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。

	これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第13号「東峰村手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第14	
議 長	日程第14 議案第14号「東峰村職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第14号「東峰村職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第15	
議 長	日程第15 議案第15号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 2番 樋口朗議員
2 番	88ページをお願いします。 5目財産管理費、旧宝珠山小学校グラウンド整地工事1,200万円、それから、旧宝珠山小学校支障木伐採工事100万円。 グラウンド整地工事の内容について、具体的なものをご説明をお願いします。
議 長	総務企画課長
総務企画課長	現在ですね、旧宝珠山小学校グラウンドにつきましては、仮設住宅の撤去後、そのまま15cm程度ですね、低い状態になっております。そこに雨水等たまっておりますので、それを解消するために嵩上げをしてですね、元の高さに戻すような工事でございます。以上でございます。
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	どこをというか、側溝整備とか、そういったのは含まれてないということですか。

議 長	総務企画課長
総務企画課長	あくまで今回はですね、元の更地に戻すというような工事でございます。 その後はですね、いろんな計画がまたありましょから、とりあえずは元に戻して、水たまりの解消ということを考えております。
議 長	2 番 樋口朗議員
2 番	1, 200万というかなり高額なものですから、何か付帯工事があるかなということで質問したわけですが。 実は、私の一般質問の中でですね、村長が、あそこは水がたまりやすいという発言がありましたが、実はあそこご存じのように、中原用水がですね、スタンドの2段目に通ってしまっていて、あれができたのが昭和31年ですから、その当時の水量計算でやったと思います。 それから、降雨量が全然違う状態になっていますから、私は、大雨のときに、あそこはいつも検査というか管理というかですね、写真を撮っていつているんですけど。ほとんどが中原用水からの漏水と言いますかね、2段目にかなりいろんな穴が開いていますから、そういった整備もですね、これから必要ではないかなということですけど、その件についてはどんなふうに考えていますか、お尋ねします。
議 長	総務企画課長
総務企画課長	今回の工事はそこまで含んでおりませんが、そういったことが実際に起きているということであればですね、その辺はまた後からの改良になろうかと思えます。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	90ページをお願いいたします。 3款1項14目並びに15目の給付金の減額についてです。 結構大きな額が減額になっております。この減額になった要因と言いますか、給付されなかった額というふうな具合で思っているのでしょうか。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	14目の住民税非課税特別給付金と、それから、15目の価格高騰緊急支援給付金につきましても、いずれも見込額に対し実績が決定した関係で、もうこれ以上給付のないところでの減額でございます。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	なぜ、これだけの額が出たと、行政としては、対応としてされているのかなと思うんですけれども。 非課税の世帯の部分は、想定よりも対象者が少なかったという、それはたぶん想定されて予算組みをしていると思うんですけれども、なぜ、こういった790万ほどの減額になることになったか、その要因ですね。 価格高騰の緊急支援給付金に関しても、この額使われなかった方がいるということだと思っていいのでしょうか。ちょっとその辺がよく分からないので、もう少し説明をいただいてもよろしいでしょうか。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	当初の見込みでですね、非課税世帯の見込みの方に対して通知をしておるわけなんですけれども。 それに対して、実際申請をしていただいて、対象になる方とならない方がいらっしゃるんですね。例えば、扶養に入っておられたりとか、そういうことで、実際想定していた数と実績とが開きが出るような状況というふうに伺っています。 細かく個別に誰がどうだったかということまで、私が今の段階では把握ができていませんので、そのような状況というふうに把握しているところでございます。 価格高騰分につきましても、対象となる方にはご案内はしているかと思うんです

	が、それに対してあとどれくらい、もしかしたら未支給分があるのかもしれないですけど、それについては、今の段階では、私が把握ができておりません。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	ちょっとこの要因がはっきりしないと、今後また非課税世帯の給付等に関しても、国からの話がどうもありそうな流れも、話に出てきたりしておりますので。 確か補正予算でこれ組まれたときに、結構世帯数300何十件かということで、ちょっと衝撃を受けたところもあったと思います。その辺が事前に把握できる、できないというのが、ちょっとこちらとしてもよく分からないのですよね、当初から非課税ということで、扶養がどうかというのはうまく把握されてないのかなと思ったんですけども、事前にそれは分からないものなのではないかというのと、あと、価格高騰の給付金の、この280万の減額の要因が分からないというのは、ちょっといかんせん補正予算案としてはいささかちょっと困りますので、もう少しご回答いただけますでしょうか。
休 憩	
議 長	11時5分まで休憩します。 (10時54分)
再 開	
議 長	会議を再開します。 (11時05分)
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	住民税非課税世帯の臨時特別給付金につきましては、3年度からの事業でございまして、4年度に繰り越した分というか、まだ申請がされてない方、それから、改めて確認をして非課税になった方を当初予算に計上しております。 税のシステムにより、当初100人ほどの非課税とみなされる方を抽出しております。そこに、新たに非課税になれる方等を勘案して、120名の対象者を抽出して予算計上しておりました。 実際申請をいただきましたのが、全員の方に確認はいたしました、実際対象になる方が、この実績の41名でございました。 15目の価格高騰緊急支援給付金につきましても、合計で330件等の非課税世帯の抽出をしておりましたが、そこにまたプラスで20件ほど新たな非課税等を見込んで計上しております。実際に対象になった方が294件でございます。 それぞれ申請をされなかった等はきちんと確認をしまして、必ず皆さん全員の方に申請はいただき、確認の結果、それぞれ41件、それから、294件という実績となりました。 実際には、その不用額となった分につきましては、申請していただいた結果、お子さん等の扶養に入っているということがそこで分かり、このような差額が出たということでございます。
委 員 長	別の質問ですか。 6 番 高橋弘展議員
6 番	93ページをお願いします。 11款1項3目農地・農業用施設災害復旧費の工事請負費で、平成29年災害復旧工事の部分で1億ほどの減額になっております。 説明の中で、契約に至ることができなくなったという話なんですけれども、契約に至ることができなくなって、もう平成29年から年月かなり経って、ここで落としてしまった部分の箇所というのは、最終的にどうなるんでしょうか。
委 員 長	災害対策室長

災害対策室長	平成29年災でございますが、令和4年当初ですね、予算化1億6,000万全体で、こちらのほうが10カ所平成29年災で、当初上げておりました。 この基礎となるのが、査定時の設計による事業費の合計を上げております。 一昨年、場所的には屋椎地区になるんですけど、そちらのほうに現地調査と測量等をし直しましてですね、各箇所の事業費を実施設計ベースに今度しております。その差額分が入っているんで落としている分と、令和4年以内にですね、今度は屋椎川のほう、ちょっと奥のほうですね、本迫川と屋椎川ありますけど、屋椎川のほうで流路工の関係で、県との協議におきましてですね、3カ所ほど廃工に、要するに、県の工事に取り込まれて、農災のほうが廃工となる箇所が3カ所ほどございまして、そちらのほうの事業費が落ちている分等々がございまして、1億ほどの減となっております。
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	平成29年の復旧工事ですけども、今回県に取り込まれたりということで、その3カ所はなくなったとして、この令和4年に上げられた10カ所をもって、この平成29年の災害復旧工事、農地・農業用施設災害の部分に関しては、もう終了ということでよろしいんでしょうか。まだ、箇所的には残っているんでしょうか。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	令和4年で上げている箇所で、平成29年災の事業としては全額上げておりますので、その減額補正とさせていただいておりますので。 これにつきましては、まだ繰越とかかけさせていただいたりするところもございまして、繰越予算と令和5年に上げる当初予算で、すべて29年災の事業費として計上するような形になっております。
議 長	ないようですから、質疑を終結します。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結します。 採決します。 議案第15号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第16～ 日程第19	
議 長	日程第16 議案第16号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」 日程第17 議案第17号「令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」 日程第18 議案第18号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」 日程第19 議案第19号「令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」 は、予算審査特別委員会に付託をいたしました。 予算審査特別委員会、委員会報告書をお手元に配布しております。 それでは、予算審査特別委員会の委員長報告をお願いします。

	9 番 黒川隆康議員
9 番	令和5年東峰村議会第1回定例会、3月9日本会議において、予算審査特別委員会に付託を受けました案件について、東峰村議会会議規則第76条の規定により、審査結果を報告します。 付託を受けた案件は、 議案第16号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」 議案第17号「令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」 議案第18号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」 議案第19号「令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」 以上の4件でありました。 審査期日は、令和5年3月10日、13日、14日の3日間で、会計ごとに慎重に審査を行いました。 審査の結果は、原案どおり可決するものと決定いたしました。以上です。
議長	ただ今、予算審査特別委員会委員長報告がなされました。 議案第16号「令和5年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」 議案第17号「令和5年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について」 議案第18号「令和5年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について」 議案第19号「令和5年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について」 を、一括して採決を行います。 委員会報告書のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、委員会報告書のとおり可決されました。
日程第20	
議長	日程第20 同意第1号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 採決します。 同意第1号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定をいたしました。
日程第21	
議長	同意第2号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。

	採決します。 同意第２号「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等公平委員会委員の選任について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。
日程第２２	
議 長	日程第２２ 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。 本件につきましては、議会運営委員会・各常任委員会・議会広報特別委員会から閉会中の継続調査申出書が出されております。 お諮りいたします。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。
閉 会	
議 長	以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出があります。 これを許可いたします。 村長
村 長	閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。 ３月９日から本日まで、令和５年第１回東峰村議会定例会を開催し、議員皆様の慎重審議をいただき、執行部より提案をいたしましたすべての議案等について、原案どおりご可決いただきましたことを厚くお礼申し上げます。 議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の行政運営に生かしていく所存であります。 特に、５年度予算執行における地域交通とデジタル化の推進につきましては、たくさんのご意見をいただきました。 事業の目的はご理解いただいていると思いますが、まだ全体像がはっきりしない中での予算案のご審議でしたので、年度明けできるだけ早い時期に協議の場を設け、議会の皆様と事業について共有をし、村民の皆様にもしっかりお伝えをし、スムーズな導入を諮りたいと考えております。 先日、３月１１日から１２日にかけて宝珠山地区千代丸浄水場系統の断水につきましては、関係する皆様にご迷惑をおかけいたしました。導水系の不良ということで、原因としては岩屋駅工区での配管の切り替え作業を行った際に、切り替え後の復旧を確認して工事を終わったところでしたが、一部区間で空気がたまり、導水水量が減少し、深夜に配水池の水量が０となり断水したものです。 早朝より農林建設課総出で業者とともに原因の除去・復旧を行ってきましたが、安定した水量を確保するのに時間を要し、ご心配とご不便をおかけいたしましたことを、大変申し訳ありませんでした。 さて、先週の土曜日１１日に、東峰学園の中学部の卒業式が行われました。卒業生の皆さんが東峰学園から旅立ち。夢を実現するため、希望あふれる子どもたちに、家

	族を愛し、地域を愛し、東峰村を愛し、いつか東峰村のために役に立つ人となり、今後ますます人口が減少し高齢化が進むであろうこの村をしっかりと支える人材となつてほしいと、エールを送ったところでした。 来年度こそは通常の生活を送ることができるように、皆様のさらなる感染症対策の徹底をお願いし、何かとお忙しい中ではありますが、議員各位におかれましても健康管理に十分ご留意いただき、お過ごしいただきますようにご祈念を申し上げ、私の閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。
議 長	これを持ちまして、令和5年第1回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。 (11時23分)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 議 長 議 員 議 員